

# 官報

号外 昭和五十一年五月十三日

## 第七十七回 衆議院會議録 第十八号

昭和五十一年五月十三日(木曜日)

議事日程 第十五号

昭和五十一年五月十三日

午後一時開議

- 第一 建設労働者の雇用の改善等に関する法律案(内閣提出)
- 第二 賃金の支払の確保等に関する法律案(内閣提出)
- 第三 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第八 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第九 昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 建設労働者の雇用の改善等に関する法律案(内閣提出)

日程第二 賃金の支払の確保等に関する法律案(内閣提出)

日程第三 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認

を求めるの件  
国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時七分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

日程第一 建設労働者の雇用の改善等に関する法律案(内閣提出)

日程第二 賃金の支払の確保等に関する法律案(内閣提出)

日程第三 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、建設労働者の雇用の改善等に関する法律案、日程第二、賃金の支払の確保等に関する法律案、日程第三、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長熊谷義雄君。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律案及び同報告書

賃金の支払の確保等に関する法律案及び同報告書

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔熊谷義雄君登壇〕

○熊谷義雄君 たいだいま議題となりました三法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、建設労働者の雇用の改善等に関する法律案について申し上げます。

本案は、建設労働者の雇用の安定に資するため、その雇用の改善、能力の開発向上及び福祉の増進を図るための措置を講じようとするもので、

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第十八号

建設労働者の雇用の改善等に関する法律案外二案

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案

五四〇

その主な内容は、

第一に、労働大臣は、建設労働者の雇用の改善、能力の開発向上及び福祉の増進に関する建設雇用改善計画を策定すること、

第二に、事業主は、事業場ごとに建設労働者についての雇用管理を適正に行うため、雇用管理責任者を選任しなければならないこと、

第三に、事業主は、その被用者に通常通勤することができない地域から建設労働者を直接募集せよとするとときは、当該被用者の氏名その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならないこと、

第四に、事業主は、建設労働者を雇い入れたときは、事業主の氏名、雇用期間及び業務内容等を明らかにした文書を交付しなければならないこと、

第五に、元方事業主は、関係請負人ごとに、その氏名、作業期間及び雇用管理責任者の氏名等を明らかにした書類を事業場に備えておかなければならないこと、

第六に、政府は、雇用保険法による能力開発事業及び雇用福祉事業として、事業主等に対して、建設労働者の技能の向上、研修の実施、作業員宿舍の整備改善等について助成を行うこととし、これらに要する費用に充てるため、建設業の事業主から徴収する雇用保険の保険料率を千分の一引き上げること、

以上のほか、関係法律について所要の整備等を行うこと

本案は、三月三日付託となり、一昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、賃金の支払の確保等に関する法律案について申し上げます。本案は、企業の倒産または労働者の退職の場合

における賃金の支払い等の適正化を図るため、貯蓄金の保全措置及び倒産により賃金の支払いを受けることが困難となった労働者に対する保護措置その他、賃金の支払いの確保に関する措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、事業主は、労働者から委託を受けて貯蓄金を管理する場合には、返還不能となることのないよう所要の保全措置を講じなければならないこと、

第二に、事業主は、労働者に退職手当を支払うこととしておるときは、未払いの生ずることのないよう、一定の額について所要の保全措置を講ずるよう努めなければならないこと、

第三に、事業主は、退職労働者に賃金を支払わなかったときは、所定の方法で計算した高率の遅延利息を労働者に支払わなければならないこと、

第四に、政府は、企業の倒産により事業主から賃金の支払いを受けることのできない労働者に対して、未払い賃金のうち政令で定める範囲内のものを事業主にかわって立てかえ払いすることとし、この立てかえ払いの事業は、労災保険の労働福祉事業として行うこと、

第五に、この法律の船員への適用等について所要の規定を設けるとともに、労働基準法その他の関係法律について所要の改正を行うこと等であります。

本案は、四月二十七日付託され、一昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図ろうとするものであります。その主な内容は、

第一に、認定被爆者に対する特別手当の額について、現に当該認定に係る負傷または疾病の状態

にある者に支給する特別手当の額を、月額二万四千円から二万七千円に引き上げ、当該状態にない者に支給する特別手当の額を、月額一万二千円から一万三千五百円に引き上げること、

第二に、健康管理手当の額を、月額一万二千円から一万三千五百円に引き上げること、

第三に、保健手当の額を月額六千円から六千八百円に引き上げること

であります。本案は、四月二十三日付託となり、昨日の委員会において質疑を終了し、討論を行い、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。まず、日程第一及び第二の両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員長渡辺栄一君。

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔渡辺栄一君登壇〕

○渡辺栄一君 ただいま議題となりました下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、公共用水域の水質の保全等に資するため、新たに昭和五十一年度を初年度とする下水道整備五カ年計画を策定して下水道の緊急かつ計画的な整備を図るとともに、特定事業場から公共下水道または流域下水道への悪質な下水の排除を規制し、及びこれらの下水道を使用する工場または事業場に対する監督を強化して、公共用水域に放流される水質管理の適正化を図ろうとするものであります。

本案は、去る四月二十二日当委員会に付託され、翌二十三日提案理由の説明を聴取、自來、慎重に審議し、五月十日質疑を終了しましたが、昨五月十二日、本案に対し、内海英男君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の共同提案に係る下水道整備緊急措置法の改正規定の施行期日を公布の日に変更することを内容とする修正案が、また浦井洋君より、日本共産党・革新共同の提案に係る、特定施設の設置について届け出制を許可制に改めることなどを内容とする修正案が提出され、採決の結果、本案は、全会一致をもって四党共同提案に係る修正案のとおり修正

議決すべきものと決した次第であります。なお、本案に対し、第六十四回国会における附

帯決議の趣旨を重視し、さらに実効の上がるよう適切な措置を講ずべき旨の附帯決議が付せられた。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○三塚博君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第五及び第六とともに、内閣提出、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案及び野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案の両案を追加して、四案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塚博君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第五 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改正に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第五、農業者年金基金法

金法の一部を改正する法律案、日程第六、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改正に関する法律等の一部を改正する法律案、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案、野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員長湊徹郎君。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改正に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案及び同報告書

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔湊徹郎君登壇〕

○湊徹郎君 たいだいま議題となりました四法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最初に、農業者年金基金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、農業者の老後生活の安定並びに農業経営の近代化等に資するため、農業者年金事業について、厚生年金保険制度に準じた年金給付の改善を図るほか、農業後継者に対する経営移譲に係る支給要件の改善、農業後継者の育成に資する見地から、その保険料の軽減措置等を講じようとするものであります。

本案は、二月十六日提出され、三月三日委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月十一日安倍農林大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十一日と

二日の二日間にわたり質疑を行い、五月十二日質疑を終了いたしました。次いで、日本共産党・革新共同から反対の討論が行われ、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改正に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、農林漁業団体職員共済組合による給付の額の改正、年金の最低保障額の引き上げ、障害年金及び遺族年金等の受給資格の緩和、遺族年金の給付水準の改善、通算遺族年金制度の創設、標準給付の月額の上昇の引き上げ等を行おうとするものであります。

本案は、三月二十五日提出され、同日委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月十一日安倍農林大臣から提案理由の説明を聴取した後、五月十一日及び十二日の二日間にわたり質疑を行い、五月十二日質疑を終了、委員長提案により、財団法人農林年金福祉団を本法の適用対象団体とするともに、その職員の加入前の厚生年金被保険者期間を本共済組合の組合員期間とみなすことなどの修正を加え、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決しました。

次に、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における農業事情の変化等にかんがみ、農業災害補償事業の健全な運営に資するため、農作物共済及び蚕繭共済のてん補内容の充実、農作物共済の農家単位引き受け方式の拡充、家畜共済に係る掛金庫負担の改善と共済目的の追加等の措置を講ずるとともに、農業共済団体の運営の改善及び農業共済基金の業務の拡大等を行おうとするものであります。

本案は、三月二十三日提出され、同日委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月十一日安倍農林大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十二日及び十三日の二日間にわたり質疑を行い、五月十三日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し日本共産党・革新共同から修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、以上各案に対し、それぞれの附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。まず、日程第五につき採決いたします。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案外三案

最後に、野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における野菜の生産、流通及び消費に関する諸事情の変化にかんがみ、主要な野菜の出荷の安定を図るべき一定の消費地域の要件を改めるとともに、当該消費地域におけるその価格の著しい低落のあった場合における生産者補給金の交付の業務を行う現行の野菜生産出荷安定資金協会の制度にかえ、当該業務及び当該消費地域におけるその売り渡し、その他野菜の安定的な供給を図るための業務等を行う野菜供給安定基金の制度を設けようとするものであります。

本案は、三月二十三日提出され、同日委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月十一日安倍農林大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十二日及び十三日の二日間にわたり質疑を行い、五月十三日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し日本共産党・革新共同から修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。まず、日程第五につき採決いたします。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案外三案

昭和五十一年五月十三日 衆議院会議録第十八号

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案

五四一

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第十八号 国立学校設置法の一部を改正する法律案外一案

国立学校設置法の一部を改正する法律案外一案

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案

五四二

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六並びに農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案及び野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案の三案を一括して採決いたします。

三案中、日程第六の委員長の報告は修正、他の二案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって三案とも委員長報告のとおり決しました。

日程第七 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第七、国立学校設置法の一部を改正する法律案、日程第八、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長登坂重次郎君。

国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同報告書  
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

〔登坂重次郎君登壇〕

○登坂重次郎君 たいま議題となりました二法案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国立学校設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

第一に、長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、高知医科大学、佐賀医科大学及び大分医科大学を新設し、埼玉大学に理学部及び工学部を、岡山大学に薬学部を、徳島大学に歯学部をそれぞれ設置すること。

第二に、福島大学、長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学に大学院を設置すること。

第三に、熊本大学に熊本大学医療技術短期大学部を併設すること。

第四に、東京大学の宇宙線観測所の名称及び位置を変更すること。

第五に、この法律は昭和五十一年四月一日から施行すること。ただし、大学の施設、歯学部の設置並びに医療技術短期大学の併設に関する規定は同年十月一日から、技術科学大学の大学院の設置に関する規定は昭和五十一年四月一日からそれぞれ施行すること。

第六に、新設の大学は昭和五十三年度から学生を入学させるものとする等であります。

本案は、去る二月六日当委員会に付託となり、三月五日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。

本案については熱心に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。かくて、五月十二日日本案に対する質疑を終了、次いで、木島喜兵衛君外四名から、本案に対し、この法律の施行期日を公布の日に変更するとともに、これに伴い学年数の計算について必要な経過措置を講ずる趣旨の自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党の共同

提案に係る修正案が提出されました。

本修正案及び原案について討論の申し出がないため、直ちに採決に入り、本修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもって可決し、本案は修正議決されました。

次いで、木島喜兵衛君外四名から、本案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党の共同提案に係る附帯決議案が提出され、採決の結果、異議なく可決されました。

次に、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、第一に、私立学校教職員共済組合が支給する既裁定年金の額及び退職年金等の最低保障額を、国立学校の教職員の年金額の改定に準じて増額すること。

第二に、掛金等の算定の基礎となる標準給与の上限及び下限を、国立学校の教職員の制度の例に準じて引き上げること。

第三に、この法律は昭和五十一年七月一日から施行すること等であります。

本案は、三月二十五日当委員会に付託となり、五月七日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。本案については熱心に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

かくて、五月十二日日本案に対する質疑を終了し、討論の通告がないため直ちに採決に入りましたが、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。次いで、木島喜兵衛君外四名から、本案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党の共同提案に係る附帯決議案が提出され、採決の結果、異議なく可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 両案を一括して採決いたします。

日程第七の委員長の報告は修正、第八の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

日程第九 昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第九、昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長田中六助君。

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

〔田中六助君登壇〕

○田中六助君 たいま議題となりました昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和五十一年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もって国民生活と国民経済の安定に資するため、昭和五十一年度の特例措置として、財政法第四条第一項ただし書きの規定により公債を発行する場合のほか、一般会計において特例公債を発行することができることとするもの

で、その内容を申し上げますと、  
まず第一に、昭和五十一年度の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で特例公債を発行することができることとしたしております。

第二に、この法律に基づく公債の発行は、昭和五十一年度の出納整理期限である昭和五十二年五月三十一日までの間、行うことができることとし、同年四月一日以後に発行される特例公債に係る収入は、昭和五十一年度所属の歳入とすることとしたしております。

第三に、この法律に基づく公債の発行限度額について国会の議決を経ようとするときは、その償還の計画を国会に提出しなければならぬこととしたしております。

なお、この法律に基づいて発行される公債については、償還のための起債は行わないものとしております。

本案につきましては、参考人を招致してその意見を聴取する等、慎重に審査を行い、今後の財政運営と税制改正の方向、国債の償還計画と減債制度のあり方、国債の多様化と流通市場の整備、特例公債の発行限度額を法定すること等の検討、マネーサプライの重視とインフレの抑制、クラウディングアウトの懸念等、国債の大量発行に伴う財政金融政策上の各般の問題点にわたり論議が交わされましたが、その詳細は会議録に譲ります。かくして、昨十二日質疑を終了いたしましたところ、村岡兼造君より自由民主党の提案に係る修正案が提出されました。

修正案の内容は、原案において「昭和五十一年四月一日」と定められている施行期日を「公布の日」に改めようとするものであります。

続いて討論に入りましたところ、自由民主党を代表して森美秀君から、原案並びに修正案に賛成の旨の、また、日本社会党を代表して横路孝弘君、日本共産党・革新共同を代表して荒木宏君、公明党を代表して広沢直樹君、民社党を代表して

竹本孫一君からは、それぞれ原案並びに修正案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、以上の原案並びに修正案について採決いたしました結果、修正案並びに修正部分を除く原案は、いずれも多数をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 討論の通告があります。これを許します。山田耻目君。

〔山田耻目君登壇〕

○山田耻目君 私、日本社会党を代表して、ただいま提案をされました昭和五十一年度の公債発行の特例に関する法律案に対し、反対の態度を明らかにするものであります。(拍手)

さきに成立を見た五十一年度予算は、最悪の国民取奪予算であります。それを性格づけられているのが七兆二千七百五十億円の国債発行であります。国債依存率は二九・九％と歳入の三割が国債で賄われ、税金の先取りという借金財政であります。この現実には、あの戦前の暗い歴史を呼び起こすようなゆゆしい財政状況に直面していることを、国民は恐怖の気持ちで見ているのであります。ところが、政府は、今日この事態の意味する重大性と危険性を十分に理解することができず、安易な財政運営と御用金思想に立って大量の国債発行を行おうとしているのであります、断じて許すことはできません。(拍手)

そこで、私は、今年度国債発行について、数点にわたって問題点を指摘し、反対理由を明らかにいたしたいと思います。

まず第一に、特例法によって三兆七千五百億の国債発行が行われるのであります。このことは、昭和四十年から始まった建設国債の発行が、昭和五十年に至り、財政法第四条の予定せざる国債、いわゆる赤字国債発行という特例法によらねばならない新たな段階に突入したことを意味する

ものであります。税収不足による財源対策としての税制、財政改革という緊急性を要する施策も放置したまま、漫然と放漫財政の道突っ走っているところに、自民党三木内閣の反国民的反動性を指摘しなければならぬのであります。しかも、憲法九条の平和主義の担保として、戦前の国債政策の反省の上に立って生まれた財政法の空洞化が一段と進んだことも、指摘しておかなければなりません。現在の財政危機とその打開策は、場当たり的な対症療法的方策で事足りるというものでなく、一歩誤るとともどもない破滅の道を転がりかねないものであり、安易な国債依存財政は許されないのであります。

第二に、国債の市中消化とインフレ抑制の問題であります。

国債を国民の金融資産として保有してもらいために、インフレ抑制策を厳しく実行させねばなりません。それは自民党三木内閣では不可能と云えるのであります。もとも国債は市中消化が原則であります。政府の国債政策のあり方は、一割が個人消化、残りは市中金融機関中心のシンジケート団への割り当て消化といたしておるのであります。これは一年後には日銀で買い上げるといふ保証付きの発行で、市中消化は形式的にすぎないものであります。現に五十年末までの国債発行残高は十五兆円を超えておりますが、そのうち日銀は六兆円を保有し、保有率は四六％を占めているのであります。一方、市中金融機関は三％、個人は六・九％となっております。一年間の猶予期間が過ぎたら、市中金融機関の三％は日銀に買い上げられることは間違いないのであります。

日本の国債所有の特異な実情は、諸外国と比較すればまた明瞭であります。一九七四年度末で政府及び中央銀行の保有割合を調べてみると、日本六九％、アメリカ四六％、イギリス三〇％、西ドイツ一〇％、フランス一〇％といった割合で、日本の特異な状態が目につきます。その原因は、もち

ろん歴史的な背景や経済発展の相違などもございしますが、私は政府に対する国民の不信感の強さを端的に物語っているのだと判断をいたしております。

現在のような国債発行のやり方と消化方法を継続していくならば、インフレを促進し、金融資産が目減りを一層激しくしていくのであります。したがって、市中消化の基本である個人消化の上昇は期待できないのであります。

また、物価の動向を見ますと、卸売物価はこの三月で四カ月連続で上昇を続けており、消費者物価も四月には二けたに逆戻りして、インフレ再燃のおそれが増大しているのであります。このような物価の動向のもとに、大量の国債が、従来どおり、金融機関引き受け、日銀買い取り、通貨の増発のパターンで実施されれば、市中消化の原則はさらに後退し、形骸化し、インフレ加速要因となることは避けられないのであります。したがって、政府の国債管理政策は完全に破綻するのでありまして、いま政府の行っている国債管理政策を確立しないままの国債発行は、インフレ政策を計画的に採用し、継続しているものと言わざるを得ません。(拍手)国民のインフレ被害はますます増大し、生活難は深刻の度を深めることは明らかであります、絶対に容認できないのであります。(拍手)

第三には、国債の累積と償還計画について、政府の無責任な政治姿勢についてであります。五十一年度末の国債残高は二十三兆円という巨額に達し、五十五年度には、中期財政見通しによれば五十一兆円にも及ぶとも言われ、六十一年には九十七兆円という試算も出ているのであります。一方、この償還計画と言え、建設国債は借りかえで六十年償還、特例法による赤字国債は借りかえなしで十年後全額現金償還というだけで、計画に値しないはずさんきわまるものであります。

一昨日来の大蔵委員会における激しい追及の結果

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第十八号

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるとの件

五四四

果、一応の試算として、五十五年国債の元利償還は予算規模に対して一〇・二兆の四兆四千二百億、六十年度は一・三兆の十兆四千七百億、六十一年度は予算規模九十七兆六千三百億円に対して二・九兆の十二兆六千二百億円にも及んでいくのであります。この予測から見れば、国債費が今後財政硬直化の大きな原因となることは言うまでもありません。

このような国家と国民にとってきわめて重要な問題が現実的に予見されるとき、横断計画こそ、最も綿密に詳細につくり上げ、国会と国民に明示してその不安を取り除く責任が、自民党三木内閣にあるべきでございます。なぜ国会と国民に提示できないのか、その責任を厳しく追及いたしたいと思ひます。(拍手)

第四には、財政欠陥を補てんすべき税制改革による社会的公正を中心とした増税対策を、意識的に放棄してゐることあります。所得減税を見送つて実質増税を行つてゐるにわかならず、反面、取るべき税も取らず、能力ある者からも取らず、インフレ利得者にも徴税しないという、ますます不公正の拡大を進めてゐるのが現在の三木内閣であります。

三木総理、三木内閣の公約は、不公正税制の是正にあつたはずでございます。十数年にわたつて培われた高度経済成長政策の構造は、資本蓄積を推進するために、税制の構造強化と金融財政構造の整備と、この二本の柱によって支えられてきたのであります。これが車の両輪となつて、大企業の育成強化、奉仕のための政策決定を打ち立てたのは自民党でございます。この自民党の政治の基本政策について、われわれはいま厳しい批判を行おうとしておるのであります。

わが田に咲く黄金の夢もついに覚め果てて、高度経済成長政策は、国際資源の制約、公害の多発、物価の高騰など幾多の構造上の欠陥を生み出しつつ、ついに破綻をいたしたのであります。そして実質成長六％前後という、高成長時代の半ば

にしか達しないという決定的低成長期に入ったのであります。この現実を直視して対応策を立てて切れない政府、保守政治の欠陥が、今日の混迷をより一層深めてゐるのであります。高成長時代の夢を追わず、構造上の改革になぜ着手できないのか、国民大衆も、わが党も、それに強い怒りを覚えるのであります。経済の安定成長や国民生活安定にふさわしい政策推進のために、税制の構造改革、金融財政の構造改革に、時間を置かず、早くに取りかからなければ、国民が一刻も早くと期待してゐる財政欠陥の補てんも、国債発行の縮減を行うこともできないのであります。

私は、重ねて言う。このことの実行できない自民党政府であるならば、国民のために、速やかに退陣をして、政策実行可能な革新新政党にその座を明け渡すべきであります。(拍手)これこそが、国民大多數の期待する真の政治、真の民主主義政治への道であることを付言いたしまして、私の反対討論を終ります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

○三塚博君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるとの件を議題となし、委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塚博君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるとの件

○議長(前尾繁三郎君) 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるとの件を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。通信委員長伊藤宗一郎君。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるとの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○伊藤宗一郎君(伊藤宗一郎君登壇) ただいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるとの件について、通信委員会における審査の経過と結果とを御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十一年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めようとするものであります。

まず、収支予算について申し上げますと、受信料の月額については、日本放送協会の最近の事業運営の状況及び今後の経営見通しにかんがみ、これを改定することとしており、普通契約にあっては月額三百五十円から月額四百六十円から七百十円に、それぞれ改定することとしております。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の月額は、従前どおり普通契約二百五十円、カラー契約四百円に据え置くこととしております。

また、事業収支においては、事業収入は前年度に比べて七百三十億六千万円増の二千四十三億九

千万円であり、そのうち受信料収入は、前年度に比べて七百二十七億九千万円増の二千七億六千万円を予定してあります。これに対し事業支出は、前年度に比べて二百二十五億八千万円増の一千七百五十四億九千万円となつており、その結果、事業収支差金は二百八十九億円となつております。これについては、そのうち百九億九千万円を債務償還のため資本収入に繰り入れ、残りの百七十九億一千万円は、翌年度以降の収支均衡を図り財政を安定させるための財源として、その使用を繰り延べることとしております。

さらに、資本収支においては、収入、支出とも三百四十億五千万円の規模となつておりますが、このうち、中継局の建設、放送設備の整備等のための建設費として二百二十億円を計上してあります。

次に、事業計画は、難視聴の解消を図るための中継局等の建設、放送番組内容の充実刷新、広報活動の強化及び視聴者の生活態様に即した営業活動の推進等の諸施策を実施することとしております。

最後に、資金計画は、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てております。

なお、本件には、「おおむね適当である」との郵政大臣の意見が付されております。

また、本件が昭和五十一年度の事業開始日までに国会の承認を得られませんでしたので、日本放送協会は、現在、放送法第三十七条の二の規定に基づき、郵政大臣の認可を得て、まず四月一日から三十日まで、次いでこれに追加して五月二十四日まで、合わせて五十四日間を実施期間とする暫定収支予算等により業務を実施してあります。

通信委員会においては、二月二十七日日本件の付託を受け、数回の会議において質疑を行い、また、参考人より意見を聴取するなど、慎重に審査を行った結果、五月十三日、討論もなく、採決を



すべきものと議決した次第であります。
なお、委員会は、本件に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案に係る附帯決議を付したことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。
本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○三塚博君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。
すなわち、この際、内閣提出、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塚博君の動議に御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、日程は追加せられました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第十八号 朗読を省略した議長の報告

地方行政委員

小川 省吾君

大柴 滋夫君

大柴 滋夫君

小川 省吾君

法務委員

青柳 盛雄君

正森 成二君

正森 成二君

青柳 盛雄君

外務委員

金子 満広君

松本 善明君

松本 善明君

金子 満広君

大蔵委員

塩谷 一夫君

加藤 紘一君

保岡 興治君

塩谷 一夫君

加藤 紘一君

保岡 興治君

文教委員

竹中 修一君

補欠

安里積千代君

受田 新吉君

受田 新吉君

安里積千代君

社会労働委員

中山 正暉君

浦野 幸男君

羽生田 進君

佐藤 孝行君

浦野 幸男君

中山 正暉君

佐藤 孝行君

羽生田 進君

農林水産委員

丹羽 兵助君

竹中 修一君

本名 武君

榎橋 進君

諫山 博君

金子 満広君

竹中 修一君

丹羽 兵助君

榎橋 進君

本名 武君

金子 満広君

諫山 博君

榎橋 進君

本名 武君

金子 満広君

諫山 博君

榎橋 進君

本名 武君

通信委員

大柴 滋夫君

松浦 利尚君

池田 禎治君

小沢 貞孝君

松浦 利尚君

大柴 滋夫君

小沢 貞孝君

池田 禎治君

予算委員

正森 成二君

青柳 盛雄君

青柳 盛雄君

正森 成二君

議院運営委員

小沢 貞孝君

池田 禎治君

池田 禎治君

小沢 貞孝君

(条約提出)

一、去る十一日、内閣から提出した条約は次のとおりである。

国際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件

(議案提出)

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

揮発油販売業法案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案

(条約受領)

一、去る十一日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

一、昨十二日、参議院から受領した条約は次のとおりである。

国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブル協定の締結について承認を求めるの件

(議案受領)

一、去る十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

戦時災害援護法案

一、昨十二日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案

(条約付託)

一、去る十一日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

国際通貨基金協定の第二次改正の受諾について承認を求めるの件(条約第一〇号)

外務委員会 付託

一、去る十一日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。

北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)

外務委員会 付託

一、昨十二日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブル協定の締結について承認を求めるの件(条約第三号)

参議院送付

外務委員会 付託

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支那図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

海洋汚染防止法の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方財政法等の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案



一、昨十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。  
 環境影響審査に基づく開発行為の規制に関する法律案(島本虎三君外四名提出)  
 (議案通知書受領)

一、昨十二日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案  
 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案  
 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十二日、参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

(議案撤回)  
 一、去る十一日、議員からの申し出により、次の議案は委員会において撤回を許可した。  
 建設労働法案(川俣健二郎君外九名提出)  
 (議案撤回通知)

一、去る十一日、次の議案は、同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。  
 建設労働法案(川俣健二郎君外九名提出)  
 (質問書提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
 看護料に関する質問主意書(山田芳治君提出)

建設労働者の雇用の改善等に関する法律案  
 右  
 昭和三十二年二月十六日  
 内閣総理大臣 三木 武夫

昭和三十二年五月十三日 衆議院会議録第十八号

朗読を省略した議長長の報告 建設労働者の雇用の改善等に関する法律案及び同報告書

(目的)  
 第一条 この法律は、建設労働者について、その雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図るための措置を講ずることにより、その雇用の安定に資することを目的とする。  
 (定義)  
 第二条 この法律において「建設事業」とは、土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業(国又は地方公共団体の直営事業を除く。)をいう。

2 この法律において「建設労働者」とは、建設事業に従事する労働者をいう。  
 3 この法律において「事業主」とは、建設労働者を雇用して建設事業を行う者をいう。  
 (建設雇用改善計画の策定)  
 第三条 労働大臣は、建設労働者(船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第六条第一項に規定する船員を除く。以下第八条まで及び第十一条において同じ。)の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に關し重要な事項を定めた計画(以下「建設雇用改善計画」という。)を策定するものとする。

2 建設雇用改善計画に定める事項は、次のとおりとする。  
 一 建設労働者の雇用の動向に関する事項  
 二 建設労働者に係る雇用状態の改善並びにその能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項  
 三 建設労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3 労働大臣は、建設雇用改善計画を策定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するとともに、中央職業安定審議会の意見を聴くものとする。  
 4 労働大臣は、建設雇用改善計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、建設雇用改善計画の変更について準用する。  
 (勧告等)  
 第四条 労働大臣は、建設雇用改善計画の円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主、事業主の団体その他の関係者に対し、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に關する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。  
 (雇用管理責任者)  
 第五条 事業主は、建設事業(建設労働者を雇用して行うものに限る。第八条において同じ。)を行う事業場ごとに、次に掲げる事項のうち当該事業場において処理すべき事項を管理させるため、雇用管理責任者を選任しなければならない。

一 建設労働者の募集、雇入れ及び配置に関すること。  
 二 建設労働者の技能の向上に関すること。  
 三 建設労働者の職業生活上の環境の整備に関すること。  
 四 前三号に掲げるもののほか、建設労働者に係る雇用管理に關する事項で労働省令で定めるもの

2 事業主は、雇用管理責任者を選任したときは、当該雇用管理責任者の氏名を当該事業場に掲示する等により当該事業場の建設労働者に周知させるように努めなければならない。  
 3 事業主は、雇用管理責任者について、必要な研修を受けさせる等第一項各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るよう努めなければならない。  
 (募集に關する事項の届出)  
 第六条 事業主は、その被用者に、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十五条に規定する方法以外の方法で、通常通勤することが

できる地域から建設労働者を募集せようとするときは、労働省令で定めるところにより、当該被用者の氏名その他建設労働者の募集に關する事項で労働省令で定めるものを公共職業安定所長に届け出なければならない。ただし、建設労働者の募集の適正化を図るため特に必要があると認められる区域として労働省令で定める区域以外の区域において建設労働者を募集させる場合は、この限りでない。  
 (雇用に關する文書の交付)  
 第七条 事業主は、建設労働者を雇入れたときは、速やかに、当該建設労働者に対して、当該事業主の氏名又は名称、その雇入れに係る事業場の名称及び所在地、雇用期間並びに従事すべき業務の内容を明らかにした文書を交付しなければならない。  
 (書類の備付け等)  
 第八条 一の場所において行う建設事業の仕事(以下この条において「建設工事」という。)の一部を請負人に請け負わせている事業主(当該建設工事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち最も先次の請負契約における注文者とする。以下この条において「元方事業主」という。)は、当該建設工事について、その請負人(当該建設工事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含むものとし、当該建設工事につき常態として建設労働者を雇用する請負人に限る。以下この条において「関係請負人」という。)ごとに、その氏名又は名称、その雇用する建設労働者を当該建設工事に従事せよとする期間及びその選任に係る雇用管理責任者の氏名を明らかにした書類を、労働省令で定めるところにより、当該建設工事に係る事業場に備えて置かなければならない。ただし、当該建設工事に係る事業場において元方事業主及び関係請負人が雇用する

き、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。  
 二 建設労働者の技能の向上に関すること。  
 三 建設労働者の職業生活上の環境の整備に関すること。  
 四 前三号に掲げるもののほか、建設労働者に係る雇用管理に關する事項で労働省令で定めるもの

2 事業主は、雇用管理責任者を選任したときは、当該雇用管理責任者の氏名を当該事業場に掲示する等により当該事業場の建設労働者に周知させるように努めなければならない。  
 3 事業主は、雇用管理責任者について、必要な研修を受けさせる等第一項各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るよう努めなければならない。  
 (募集に關する事項の届出)  
 第六条 事業主は、その被用者に、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十五条に規定する方法以外の方法で、通常通勤することが

できる地域から建設労働者を募集せようとするときは、労働省令で定めるところにより、当該被用者の氏名その他建設労働者の募集に關する事項で労働省令で定めるものを公共職業安定所長に届け出なければならない。ただし、建設労働者の募集の適正化を図るため特に必要があると認められる区域として労働省令で定める区域以外の区域において建設労働者を募集させる場合は、この限りでない。  
 (雇用に關する文書の交付)  
 第七条 事業主は、建設労働者を雇入れたときは、速やかに、当該建設労働者に対して、当該事業主の氏名又は名称、その雇入れに係る事業場の名称及び所在地、雇用期間並びに従事すべき業務の内容を明らかにした文書を交付しなければならない。  
 (書類の備付け等)  
 第八条 一の場所において行う建設事業の仕事(以下この条において「建設工事」という。)の一部を請負人に請け負わせている事業主(当該建設工事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち最も先次の請負契約における注文者とする。以下この条において「元方事業主」という。)は、当該建設工事について、その請負人(当該建設工事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含むものとし、当該建設工事につき常態として建設労働者を雇用する請負人に限る。以下この条において「関係請負人」という。)ごとに、その氏名又は名称、その雇用する建設労働者を当該建設工事に従事せよとする期間及びその選任に係る雇用管理責任者の氏名を明らかにした書類を、労働省令で定めるところにより、当該建設工事に係る事業場に備えて置かなければならない。ただし、当該建設工事に係る事業場において元方事業主及び関係請負人が雇用する

き、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。  
 二 建設労働者の技能の向上に関すること。  
 三 建設労働者の職業生活上の環境の整備に関すること。  
 四 前三号に掲げるもののほか、建設労働者に係る雇用管理に關する事項で労働省令で定めるもの

2 事業主は、雇用管理責任者を選任したときは、当該雇用管理責任者の氏名を当該事業場に掲示する等により当該事業場の建設労働者に周知させるように努めなければならない。  
 3 事業主は、雇用管理責任者について、必要な研修を受けさせる等第一項各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るよう努めなければならない。  
 (募集に關する事項の届出)  
 第六条 事業主は、その被用者に、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十五条に規定する方法以外の方法で、通常通勤することが

できる地域から建設労働者を募集せようとするときは、労働省令で定めるところにより、当該被用者の氏名その他建設労働者の募集に關する事項で労働省令で定めるものを公共職業安定所長に届け出なければならない。ただし、建設労働者の募集の適正化を図るため特に必要があると認められる区域として労働省令で定める区域以外の区域において建設労働者を募集させる場合は、この限りでない。  
 (雇用に關する文書の交付)  
 第七条 事業主は、建設労働者を雇入れたときは、速やかに、当該建設労働者に対して、当該事業主の氏名又は名称、その雇入れに係る事業場の名称及び所在地、雇用期間並びに従事すべき業務の内容を明らかにした文書を交付しなければならない。  
 (書類の備付け等)  
 第八条 一の場所において行う建設事業の仕事(以下この条において「建設工事」という。)の一部を請負人に請け負わせている事業主(当該建設工事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち最も先次の請負契約における注文者とする。以下この条において「元方事業主」という。)は、当該建設工事について、その請負人(当該建設工事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含むものとし、当該建設工事につき常態として建設労働者を雇用する請負人に限る。以下この条において「関係請負人」という。)ごとに、その氏名又は名称、その雇用する建設労働者を当該建設工事に従事せよとする期間及びその選任に係る雇用管理責任者の氏名を明らかにした書類を、労働省令で定めるところにより、当該建設工事に係る事業場に備えて置かなければならない。ただし、当該建設工事に係る事業場において元方事業主及び関係請負人が雇用する

建設労働者の数が労働省令で定める数未満である場合は、この限りでない。

2 元方事業主は、関係請負人に対して、第五条第一項に規定する事項の適正な管理に関し助言、指導その他の援助を行うように努めなければならない。

(建設労働者の福祉等に関する事業)

第九条 政府は、建設労働者(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十二条第一項に規定する被保険者等に該当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図るため、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 事業主、事業主の団体又はその連合団体(以下この項において「事業主等」という。)に対して、建設労働者の技能の向上を推進するために必要な助成を行うこと。
- 二 事業主等に対して、雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修を実施するために必要な助成を行うこと。
- 三 事業主等に対して、作業員宿舍の整備改善その他建設労働者の福祉の増進を図るために必要な助成を行うこと。

2 政府は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を雇用促進事業団に行わせるものとする。

(費用)

第十条 雇用保険法第六十六条第三項第一号に規定する一般保険料徴収額(以下この条において「一般保険料徴収額」という。)に同項第三号に規定する三事業率を乗じて得た額のうち、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十二条第四項第三号に掲げる事業に係る一般保険料徴収額に、千分の一の率を雇用保険法第六十六条第三項第一号イに

規定する雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額に相当する額は、前条第一項各号に掲げる事業に要する費用並びに同法第六十三条第一項各号及び第六十四条第一項各号に掲げる事業のうち建設労働者に係る事業(雇用促進事業団の業務として行われるものに限る。)で労働省令で定めるものに要する費用に充てるものとする。

(報告)

第十一条 公共職業安定所長は、労働省令で定めるところにより、第六条の事業主又は第八条第一項の元方事業主に対して、建設労働者の募集又は同項の関係請負人に係る書類の備付けに關し必要な報告を求めることができる。

(罰則)

第十二条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の規定による届出をせず、又は偽りの届出をしたとき。
- 二 第八条第一項の規定に違反したとき。
- 三 第十一条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をしたとき。

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。ただし、第十条及び附則第四条から第六条までの規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第二条 雇用促進事業団法の一部を次のように改正する。

第八条中「七人」を「八人」に改める。  
 第十条第一項中「副理事長」を削り、同条第

二項中「理事」を「副理事長及び理事」に改める。  
 第十三条第三項中「理事」を「副理事長又は理事」に改める。

第十九条第一項第十一号を同項第十三号とし、同項第十号を同項第十二号とし、同項第九号の次に次の二号を加える。

十 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第 号)第九条第一項各号に掲げる事業を行うこと。

十一 建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用に関する事項の管理に関し必要な知識を習得させるための研修を行い、及びこれらの事項の管理の改善について助言すること。

第三十七条第二項中「第十九条第一項第三号に掲げる業務」を「第十九条第一項第三号若しくは第十号に掲げる業務、同項に規定する業務のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十条の労働省令で定める事業に係る業務」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第三条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の七の次に次の一号を加える。

二十の八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第 号)

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第四条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第四項ただし書中「次の各号」の下に「(第三号を除く。)」を加え、「千分の十五とする」を「千分の十五とし、第三号に掲げる事業については千分の十六とする」に改め、同条第五項中「前項ただし書に規定する事業」の下に「同項第三号に掲げる事業を除く。」を加え、「千

分の十三から千分の十七まで」を「千分の十三から千分の十七まで、同号に掲げる事業については千分の十四から千分の十八まで」に改める。

第三十条第一項第一号ロ中「千分の三の率」の下に「(第十二条第四項第三号に掲げる事業については、千分の四の率)」を加える。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項ただし書及び第五項並びに第三十条第一項の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定による労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(雇用保険法の一部改正)

第六条 雇用保険法の一部を次のように改正する。

第六十六条第三項第三号中「千分の三の率」の下に「(徴収法第十二条第四項第三号に掲げる事業については、千分の四の率)」を加える。

(労働省設置法の一部改正)

第七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十一号の三の次に次の一号を加える。

四十一の四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第 号)に基づいて、建設雇用改善計画を策定すること。

第十条第一項第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四 建設雇用改善計画の策定に関すること。

第十条第一項第八号中「及び沖縄振興開発特

別措置法(第六章(職業訓練に関する部分を除く。))の規定に限る。」を「沖繩振興開発特別措置法第六章(職業訓練に関する部分を除く。))の規定に限る。」及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律に改める。

第十三条第一項の表中中央職業安定審議会の項中「及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」を、「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に改める。

第十八条第一項中「及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(これに基づく命令を含む。)」を、「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(これに基づく命令を含む。))及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(これに基づく命令を含む。))」に改める。

理由

建設労働の実情にかんがみ、建設労働者の雇用の安定に資するため、建設雇用改善計画を策定し、雇用の改善の促進を図り、並びに建設労働者の能力の開発及び向上並びに福祉の増進のための事業を実施することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、建設労働者の雇用の安定に資するため、その雇用の改善、能力の開発向上及び福祉の増進を図るための措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 労働大臣は、建設労働者の雇用の改善、能力の開発向上及び福祉の増進に関し重要な事項を定めた建設雇用改善計画を策定することとし、同計画の円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対し必要な勧告又は要請をすることができると。

2 事業主は、事業場ごとに、建設労働者の募集、雇入れ、配置、技能の向上、職業生活上の環境の整備その他の雇う管理に関する事項を管理させるため、雇う管理責任者を選任しなければならないこと。

3 事業主は、その被用者に、通常通勤することができない地域から建設労働者を直接募集させようとするときは、当該被用者の氏名その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならないこと。

4 事業主は、建設労働者を雇い入れたときは、速やかに、その者に、事業主の氏名又は名称、事業場の名称及び所在地、雇用期間並びに従事すべき業務の内容を明らかにした文書を交付しなければならないこと。

5 元方事業主は、関係請負人ごとに、その氏名又は名称、建設労働者を建設工事に従事させようとする期間及び雇う管理責任者の氏名を明らかにした書類を、事業場に備えて置かなければならないこと。

6 政府は、雇用保険の能力開発事業又は雇用福祉事業として、事業主等に対し、建設労働者の技能の向上を推進するための助成、雇う管理に関する研修を実施するための助成及び作業員宿舎の整備改善その他建設労働者の福祉の増進を図るための助成を行うことができること。

7 建設の事業に係る雇用保険率を千分の十六(現行千分の十五)とし、新たに徴収する千分の一部の相当する額は、建設労働者の福祉等に関する事業等に要する費用に充てると。

8 右のほか、関係法律について所要の整備等を行うこと。  
9 この法律は、昭和五十一年十月一日(7)については、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日)から施行すること。

二 議案の可決理由

建設労働者の雇用の安定に資するため、建設雇用改善計画を策定するとともに、雇用の改善、能力の開発向上及び福祉の増進を図るための措置を講ずることは、時宜に適合するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費  
昭和五十一年度労働保険特別会計(労働省所管)の雇用勘定に十四億六千五百三十六万円が計上されている。  
右報告する。  
昭和五十一年五月十一日  
社会労働委員長 熊谷 義雄  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕  
建設労働者の雇用の改善等に関する法律案に対する附帯決議  
政府は、次の事項について適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。  
一 日雇労働者、季節、出稼労働者等の雇用の明確化と安定を図るための施策を充実強化するために、手帳制度の改善を含め、引き続き検討を行い、その具体化を図ること。  
二 元方事業主の下請に対する雇う管理の改善の指導について実効を確保する方途を確立すること。

三 雇用促進事業団が実施する事業については、特に中小企業が十分活用できるように配慮するとともに、その運用に当たっては関係者の意見を反映できるように措置すること。  
四 小規模事業所における社会保険及び退職金共済制度の加入を促進するとともに、今後とも手続の簡素化等その内容の充実を努めること。  
五 不必要な重層下請制度の是正、労働供給のあり方等建設業の体質改善を積極的に進めると。

六 費用の負担について、建設業の特質から中小企業のみにかた寄ることのないよう元請負事業主を含めてその負担の公正を図ること。  
賃金の支払の確保等に関する法律案  
昭和三十二年二月十六日  
内閣総理大臣 三木 武夫  
国会に提出する。

賃金の支払の確保等に関する法律  
昭和三十二年二月十六日  
内閣総理大臣 三木 武夫  
国会に提出する。

賃金の支払の確保等に関する法律  
昭和三十二年二月十六日  
内閣総理大臣 三木 武夫  
国会に提出する。

賃金の支払の確保等に関する法律  
昭和三十二年二月十六日  
内閣総理大臣 三木 武夫  
国会に提出する。

賃金の支払の確保等に関する法律  
昭和三十二年二月十六日  
内閣総理大臣 三木 武夫  
国会に提出する。

賃金の支払の確保等に関する法律  
昭和三十二年二月十六日  
内閣総理大臣 三木 武夫  
国会に提出する。

賃金の支払の確保等に関する法律  
昭和三十二年二月十六日  
内閣総理大臣 三木 武夫  
国会に提出する。

賃金の支払の確保等に関する法律  
昭和三十二年二月十六日  
内閣総理大臣 三木 武夫  
国会に提出する。

賃金の支払の確保等に関する法律  
昭和三十二年二月十六日  
内閣総理大臣 三木 武夫  
国会に提出する。

(貯蓄金の保全措置)

第三条 事業主(国及び地方公共団体を除く。以下同じ)は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合において、貯蓄金の管理が労働者の預金の受入れであるときは、労働省令で定める場合を除き、毎年三月三十一日における受入預金額(当該事業主が受け入れている預金の額をいう。以下この条において同じ)について、同日後一年間を通ずる貯蓄金の保全措置(労働者)との同日における受入預金額につき、その払戻しに係る債務を銀行その他の金融機関において保証することを約する契約の締結その他の当該受入預金額の払戻しの確保に関する措置で労働省令で定めるものをいう)を講じなければならない。

(貯蓄金の保全措置に係る命令)

第四条 労働基準監督署長は、前条の規定に違反して事業主が貯蓄金の保全措置を講じていないときは、労働省令で定めるところにより、当該事業主に対して、期限を指定して、その是正を命ずることができ、

(退職手当の保全措置)

第五条 事業主(中小企業退職金共済法昭和三十四年法律第六十号)第二条第三項に規定する退職金共済契約を締結した事業主その他の労働省令で定める事業主を除く)は、労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにおいて労働者に退職手当を支払うことを明らかにしたときは、当該退職手当の支払に充てるべき額として労働省令で定める額について、第三条の労働省令で定める措置に準ずる措置を講ずるよう努めなければならない。

(退職労働者の賃金に係る遅延利息)

第六条 事業主は、その事業を退職した労働者に係る賃金(退職手当を除く。以下この条において同じ)の全部又は一部をその退職の日(退職の日後に支払期日が到来する賃金にあつては、当該支払期日。以下この条において同じ)までに

に支払わなかつた場合には、当該労働者に対して、当該退職の日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該退職の日の経過後まだ支払われていない賃金の額に年十四・六パーセントを超えない範囲内で政令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

2 前項の規定は、賃金の支払の遅滞が天災地変その他のやむを得ない事由で労働省令で定めるものによるものである場合には、その事由の存する期間について適用しない。

第三章 未払賃金の立替払

第七條 政府は、労働者災害補償保険の適用事業(未払賃金の立替払)

第七條 政府は、労働者災害補償保険の適用事業に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第八條の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ)の事業主(労働省令で定める期間以上の期間にわたつて当該事業を行つていたものに限る)が破産の宣告を受け、その他政令で定める事由に該当することとなつた場合において、当該事業に従事する労働者(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定による被保険者である労働者を除く)で政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金(支払期日の経過後まだ支払われていない賃金をいう。以下この条及び次条において同じ)があるときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百七十四條第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、当該労働者(労働省令で定める者)にあつては、労働省令で定めるところにより、未払賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けた者に限る)の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内のものを当該事業主に代わつて弁済するものとする。

(返還等)

第八条 偽りその他不正の行為により前条の規定による未払賃金に係る債務の弁済を受けた者がある場合には、政府は、その者に対し、弁済を受けた金額の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により弁済を受けた金額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2 前項の場合において、事業主が偽りの報告又は証明をしたため当該未払賃金に係る債務が弁済されたものであるときは、政府は、その事業主に対し、当該未払賃金に係る債務の弁済を受けた者と連帯して、同項の規定による返還又は納付を命ぜられた金額の納付を命ずることができ、

3 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十六條及び第四十一條の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額について準用する。

4 政府は、第一項又は第二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の返還又は納付に係る事務の実施に必要と認められる限度において、労働省令で定めるところにより、第一項の規定に該当する者(同項の規定に該当すると認められる者を含む)又は事業主に対し、未払賃金の額、賃金支払状況その他の事項についての報告又は文書の提出を命ずることができ、

(労働者災害補償保険法との関係)

第九条 この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十三條第一項第四号に掲げる事業として行つ、

第四章 雑則

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第十条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

第十一条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年

年法律第三十一号)の規定による司法警察員の職務を行つ、

(報告等)

第十二条 都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、別に定めるものを除くほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業主、労働者その他の関係者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(立入検査)

第十三条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 労働基準監督署長は、第七條の確認をするため必要があると認めるときは、その職員に同条の事業主の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

3 前二項の場合において、労働基準監督官及び前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(労働者の申生)

第十四条 労働者は、事業主にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 事業主は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働省令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、第七條

の請求の手續その他この法律の施行に関して必要な事項は、労働省令で定める。

(船員に関する特例)

第十六条 船員法(昭和二十二年法律第百四号)の適用を受ける船員に関しては、この法律に規定する都道府県労働基準局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、海運局長又は船員労務官が行うものとし、この法律(第七條、第八條第四項及び前條の規定を除く。中労働省令)とあるのは「運輸省令」と、第七條中「労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第百四十四号)第八條の規定の適用を受ける事業にあつては、同條の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七條の規定による被保険者同法第十五條第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。を」を使用する事業」と、労働省令で定める期間」とあるのは「厚生省令で定める期間」と、被保険者である労働者を除く」とあるのは「被保険者(同法第十五條第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。）」である労働者に限ると、「労働省令で定める者」とあるのは「厚生省令・運輸省令で定める者」と、「労働省令で定めるところにより」とあるのは「厚生省令・運輸省令で定めるところにより」と、第八條第四項中「労働省令」とあるのは「厚生省令」と、第九條の見出し中「労働者災害補償保険法」とあるのは「船員保険法」と、同条中「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十三條第一項第四号に掲げる事業」とあるのは「船員保険法第五十七條ノ二第一項に規定する施設」と、前条中「労働省令」とあるのは「運輸省令(前章に規定する事項については、厚生省令)とする。

第十七条 事業主が第十四條第二項の規定に違反

したときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十八条 事業主が第四條の規定による命令に違反したときは、三十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八條第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者

二 第十二條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

三 第十三條第一項又は第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第十七條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、第三章の規定並びに附則第三章及び附則第八條の規定並びにこの法律(第二章、第三章及び次条から附則第八條までを除く。)の規定中第三章に係る部分は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)附則第一条第一項第三号に定める日から施行する。

(遅延利息に関する経過措置)

第二条 第六條の規定は、同條の規定の施行の日以後に労働者が退職した場合について適用する。

(未払賃金の立替払に関する経過措置)

賃金の支払の確保等に関する法律案及び同報告書

昭和三十五年五月十三日 衆議院會議録第十八号

第五一

第三條 第七條の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後に第七條の事業主が破産の宣告を受け、その他同條の政令で定める事由に該当することとなつた場合について適用する。

(労働基準法の一部改正)

第四條 労働基準法の一部を次のように改正する。

第十五條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、賃金に関する事項については、命令で定める方法により明示しなればならない。

第百十八條の次に次の一条を加える。

第百十八條の二 第十八條第一項又は第三十七條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十九條中「左の」を「次の」に改め、同條第一号中、「第十八條第一項」を削り、「第三十六條但書、第三十七條」を「第三十六條ただし書」に、「第六十一條乃至第六十三條」を「第六十一條から第六十三條まで」に、「第七十五條乃至第七十七條」を「第七十五條から第七十七條まで」に改め、同條第三号及び第四号中「基いて」を「基ついて」に改め、同條の次に次の一条を加える。

第百十九條の二 第十八條第七項、第二十三條(賃金の支払及び貯蓄金の返還に係る部分に限る。又は第二十四條から第二十六條までの規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第百二十條中「左の」を「次の」に改め、同條第一号中、「第十八條第七項」を削り、「第二十三條乃至」を「第二十三條(賃金の支払及び貯蓄金の返還に係る部分を除く。）」に、「第三十三條第一項但書、第五十七條乃至第五十九條」を「第三十三條第一項ただし書、第五十七條から第五十九條まで」に、「第六六條乃至第九九條」を「第六六條から第九九條まで」に改め、同條第二号中

「基いて」を「基ついて」に改める。

(労働基準法の一部改正)

第五條 前條の規定の施行の日以前にした同條の規定による改正前の労働基準法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(船員法の一部改正)

第六條 船員法の一部を次のように改正する。

第百二十九條の次に次の一条を加える。

第百二十九條の二 船舶所有者が第三十四條第一項又は第六十七條第二項の規定に違反したときは、六箇月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百三十條中、「第三十四條第一項」を削り、「第四十四條の二第二項若しくは第二項、第四十五條から第四十七條まで」に改め、「第六十七條第二項」を削り、「第八十一條第一項乃至第三項」を「第八十一條第一項から第三項まで」に、「第九十一條乃至第九十四條」を「第九十一條から第九十四條まで」に、「基いて」を「基ついて」に改め、同條の次に次の一条を加える。

第百三十條の二 船舶所有者が次の各号の一に該当する場合には、十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四條第二項、第五十三條、第五十四條又は第五十六條の規定に違反したとき。

二 第三十四條第四項の規定による船員の請求にかかわらず、貯蓄金を返還しなかつたとき。

第百三十一條中「左の」を「次の」に改め、同條第一号中、「第三十四條第二項、第五十三條、第五十四條、第五十六條」を削り、「第八十三條第一項第二項」を「第八十三條第一項若しくは第二項」に改め、同條第二号を削り、同條第三号

を削り、同條第三号を削り、同條第三号

を削り、同條第三号を削り、同條第三号

を削り、同條第三号を削り、同條第三号

を削り、同條第三号を削り、同條第三号

を削り、同條第三号を削り、同條第三号

を削り、同條第三号を削り、同條第三号

を削り、同條第三号を削り、同條第三号

を削り、同條第三号を削り、同條第三号

を削り、同條第三号を削り、同條第三号

を削り、同條第三号を削り、同條第三号

を削り、同條第三号を削り、同條第三号

を削り、同條第三号を削り、同條第三号

を削り、同條第三号を削り、同條第三号

を削り、同條第三号を削り、同條第三号

を削り、同條第三号を削り、同條第三号

を削り、同條第三号を削り、同條第三号

を削り、同條第三号を削り、同條第三号

を削り、同條第三号を削り、同條第三号

を削り、同條第三号を削り、同條第三号

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第十八号

賃金の支払の確保等に関する法律案及び同報告書

五五二

を同条第二号とする。

(船員法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定の施行の日前にした同条の規定による改正前の船員法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(労働福祉事業団法の一部改正)

第八条 労働福祉事業団法(昭和三十一年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条 第一号中「設置及び運営の下に、賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第...号)第三章に規定する事業(同法第八条に規定する業務を除く。)」を加え、同条第二号中「掲げる施設」を「規定する施設その他同号に規定する事業に係る施設」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)
第九条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十二号の前に次の一号を加える。

二十の九 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第...号)
(運輸省設置法の一部改正)
第十条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第五十七条に次の一項を加える。
2 前項に定めるもののほか、船員労働委員会は、運輸大臣の諮問に応じて賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第...号)の施行又は改正に関する事項(船員に係るものに限る。)を調査審議する。

(労働省設置法の一部改正)
第十一条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十四号の次に次の一号を加える。
二十四の二 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第...号)に基づい

て、事業主、労働者その他の関係者に必要な事項を報告せよ、又は出頭させること。

第八条 第一項第十四号中「もの外」を「ものほか」に改め、「労働基準法」の下に「賃金の支払の確保等に関する法律」を加え、同条第三項中「同項第十四号に掲げる事務のうち」の下に「賃金の支払の確保等に関する法律(第三条及び第四条の規定を除く。)」を加える。

第十三条 第一項の表中央労働基準審議会の項中「労働基準法」の下に「賃金の支払の確保等に関する法律」を加える。

第十五条 第一項中「労働安全衛生法」を「賃金の支払の確保等に関する法律(これに基づく命令を含む。)、労働安全衛生法」に改める。

第十六条 第一項の表地方労働基準審議会の項中「労働基準法」の下に「賃金の支払の確保等に関する法律」を加える。

第十七条 第一項中「労働安全衛生法」を「賃金の支払の確保等に関する法律(これに基づく命令を含む。)、労働安全衛生法」に改める。

理由

企業の倒産又は労働者の退職の場合における賃金の支払等の適正化を図るため、貯蓄金の保全措置及び倒産により賃金の支払を受けることが困難となつた労働者に対する保護措置その他賃金の支払の確保に関する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

賃金の支払の確保等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、企業の倒産又は労働者の退職の場合における賃金の支払等の適正化を図るため、貯蓄金の保全措置及び倒産により賃金の支払を受けることが困難となつた労働者に対する保護措置その他賃金の支払の確保に関する措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 事業主は、労働者の委託を受け、預金を受け入れて管理する場合には、毎年三月三十一日における受入預金額について、同日後一年間を通ずる貯蓄金の保全措置(金融機関による保証契約の締結等)を講じなければならないこと。

2 事業主は、労働契約等で労働者に退職手当を支払ふこととしておるときは、その支払に充てるべき一定の額について、1に準ずる保全措置を講ずるよう努めなければならないこと。

3 事業主は、退職労働者の賃金(退職手当を除く)を支払期日までに支払わなかつたときは、当該未払賃金の額につき所定の率で計算した金額を遅延利息として労働者に支払わなければならないこと。

4 政府は、破産の宣告その他一定の事由が生じた事業主に係る労働者で、一定の期間内に退職したものの賃金が支払われていない場合に、その労働者の請求に基づき、未払賃金のうち政令で定める範囲内ものを当該事業主に代わつて弁済するものとする。

5 未払賃金の立替払事業は、労働者災害補償保険の労働福祉事業として行うこと。

6 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行すること。ただし、未払賃金の立替払事業に係る部分は、労働者災害補償保険法の労働福祉事業に係る改正規定の施行の日から施行すること。

二 議案の可決理由
企業の倒産又は労働者の退職の場合における賃金の支払等の適正化を図るため、貯蓄金及び

退職手当の保全措置並びに倒産により賃金の支払を受けることが困難となつた労働者に対する保護措置等を講ずることは、時宜に適合するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十一年度労働保険特別会計(労働省所管)の労災勘定に五十一億三千九百万円、昭和五十一年度船員保険特別会計(厚生省所管)に一億五百万円がそれぞれ計上されている。

昭和五十一年五月十一日

社会労働委員長 熊谷 義雄
衆議院議長 前尾繁三郎殿

(別紙)

賃金の支払の確保等に関する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項に関し所要の措置を講ずべきである。

一 賃金債権を確保するため、監督に遺憾なきよう特段の努力をすること。
二 未払賃金の立替払事業の運用に当たつては、倒産企業労働者の救済制度の趣旨をそこなうことのないよう措置するとともに、今後、その実績に照らし、かつ、労災保険制度の建前とも関連して、立替払の対象とする未払債権の範囲、不服の救済、退職金の保全の強化等を含め制度及び事業のあり方について、更に検討すること。

三 賃金債権の弁済順位の引上げについて引き続き検討すること。
四 下請負人、子会社等の賃金の支払に係る元請負人、親会社等の責任のあり方について、更に十分検討すること。
五 建設事業における賃金支払の確保については、労働基準法、建設業法等を積極的に活用し、その実効を期すること。



六 立替の適用に当たっては、今次不況による倒産企業労働者の救済のため特段の配慮をすること。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和五十一年三月五日  
内閣総理大臣 三木 武夫

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「一万二千円」を「一万三千五百円」に、「二万四千円」を「二万七千円」に改める。

第五条第四項中「一万二千円」を「一万三千五百円」に改める。

第五条の二第三項中「六千円」を「六千八百円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。

2 昭和五十一年九月以前の月分の特別手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

理由

原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、特別手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

昭和五十一年五月十三日 衆議院会議録第十八号

一 議案の要旨及び目的

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、特別手当等の額を引き上げようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 特別手当の額の引上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第八条第一項の認定に係る負傷又は疾病の状態にある者に支給する特別手当の額を月額二万四千円から二万七千円に引き上げ、当該状態にない者に支給する特別手当の額を月額一万二千円から一万三千五百円に引き上げること。

2 健康管理手当の額の引上げ

健康管理手当の額を月額一万二千円から一万三千五百円に引き上げること。

3 保健手当の額の引上げ

保健手当の額を月額六千円から六千八百円に引き上げること。

4 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、特別手当等について増額の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十一年度一般会計予算(厚生省所管)に原爆被爆者手当交付金として、十一億八千七百九万円が計上されている。

昭和五十一年五月十二日

衆議院議員 前尾繁三郎殿 熊谷 義雄

(別紙)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

政府は、原子爆弾被爆者が現在もなお置かれてある特別の状態と被爆者の援護対策の充実強化の要望を配慮し、今後被爆者の援護措置全般にわたる制度の改善を図ること。更に、政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めること。

一 各種手当の額を更に引き上げるとともに、所得制限の撤廃、適用範囲の拡大を図りつつ被爆者に必要な施策の整備充実を努めること。

二 原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配慮するとともに、その運営に当たっては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう万全の措置を講ずること。

三 特別手当については、生活保護の収入認定からはずすよう検討すること。

四 原爆症の認定については、被爆者の実情に即応するよう改善を検討すること。

五 被爆者に対する家庭奉仕員制度を充実するとともに、相談業務の強化を図ること。

六 被爆者の医療費については、全額公費負担とするよう検討することとし、さしあたり国民健康保険の特別調整交付金の増額については十分配慮すること。

七 被爆者の実態調査を今後の被爆者援護施策に十分活用するよう努めるとともに、復元調査を更に整備充実し被爆による被害の実態を明らかにするよう努めること。

八 被爆者とその子及び孫に対する放射能の影響についての調査、研究及びその対策について十分配慮し、原爆医療調査研究機関の一元化、一体化について検討し、その促進を図ること。

九 沖縄在住の原子爆弾被爆者が、本土並みに治療を受けられるよう専門病院等の整備に努めるとともに、沖縄の地理的歴史的条件を考慮すること。

十 葬祭料の額を更に大幅に増額するとともに、過去の死亡者にも波及して支給することを検討すること。

十一 放射線影響研究所の運営については、被爆者及び関係者等の意見を聴取するなど、真に健康と福祉に役立つものとする。

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和五十一年三月二十四日  
内閣総理大臣 三木 武夫

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律

(下水道整備緊急措置法の一部改正)  
第一条 下水道整備緊急措置法(昭和四十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四十四条第十四項に規定する都市計画事業として実施されるもの」を削る。

第三条第一項中「昭和四十六年度」を「昭和五十一年度」に改める。

(下水道法の一部改正)  
第二条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条」を「第五十一条」に改める。

第十一条の二第二項中「特定施設の設置者以下」を「特定施設設置者」とし、「特定施設」を「特定施設」とし、「設置者」を「設置者」に改める。

第十二条第一項中「継続して次の各号に掲げる水質の下水を」を「著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を」に、「当該下水」を「下水」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「公共下水道若しくは」を「公共下水道又は」に、「保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させる」を「保全する」に改める。

下水道整備緊急措置法及び下水道

五五三

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第十八号

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案及び同報告書

五五四

第十二条の二 特定施設設置者(「特定施設設置者」に改め、同条を第十二条の十一とし、第十二条の次に次の九条を加える。  
(特定事業場からの下水の排除の制限)

第十二条の二 特定施設(政令で定めるものを除く。第十二条の十一、第十八条の二及び第三十九条の二を除き、以下同じ。)を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)

から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第十二条の五、第十二条の十第一項及び第三十七条の三において同じ。)を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水(以下「流域下水道からの放流水」という。)の水質を第八条(第二十五条の十において準用する場合を含む。第四項(第十二条の十第二項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項及び第三十七条の二第一項において同じ。)の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

3 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。

4 前項の条例は、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

5 第三項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

6 第一項及び前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となつた日から六月間(当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間)は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第一項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。)は、この限りでない。

(特定施設の設置等の届出)  
第十二条の三 工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、建設省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならぬ。  
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類の  
四 特定施設の構造  
五 特定施設の使用の方法  
六 特定施設から排出される汚水の処理の方法  
七 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の建設省令で定める事項

2 一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)で当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、建設省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

3 特定施設の設置者は、前二項の規定により届出をしている場合を除き、当該特定施設を設置している工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用することとなつたときは、その日から三十日以内に、建設省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)  
第十二条の四 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第一項第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(計画変更命令)  
第十二条の五 公共下水道管理者は、第十二条の三第一項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第十二条の二第一項の政令で定める基準又は同条第三項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるとき

は、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第十二条の三第一項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができ

(実施の制限)  
第十二条の六 第十二条の三第一項又は第十二条の四の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法を変更してはならない。

2 公共下水道管理者は、第十二条の三第一項又は第十二条の四の規定による届出に係る事項の期間を短縮することができる。  
(氏名の変更等の届出)  
第十二条の七 第十二条の三の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。  
(承継)  
第十二条の八 第十二条の三の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第十二条の三の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第十二条の三の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならぬ。

(流域下水道管理者への通知)

第十二条の九 流域関連公共下水道の管理者は、第十二条の三、第十二条の四、第十二条の七又は前条第三項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、第十二条の五の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、遅滞なく、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道の管理者に通知しなければならない。

(除害施設の設置等)

第十二条の十 公共下水道管理者は、継続して次の各号に掲げる下水(第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならぬ旨を定めることができる。

一 その水質が第十二条の二第二項の政令で定める物質に関し政令で定める基準に適合しない下水

二 その水質(第十二条の二第二項の政令で定める物質に係るものを除く。)が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水

2 第十二条の二第四項の規定は、前項の条例について準用する。

第十三条第一項中「排水設備」の下に「特定施設」を加える。

第十八条の二中「特定施設設置者(過去の特定施設設置者を含む。)」を「特定施設の設置者(過去の設置者を含む。)」に改める。

第二十五条の八第二項中「第一項」の下に「第十二条の二第三項又は第十二条の十第一項」を

加える。

第二十五条の十前段中「第十三条」を「第十二条の八まで、第十二条の十から第十三条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「公共下水道」とあるのは「流域下水道又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替えるものとする。

第三十一条後段を次のように改める。

この場合において、第二十三条第二項中「厚生省令、建設省令」とあるのは、「建設省令」と読み替えるものとする。

第三十七条の二第二項中「第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「準用する」を「これらの規定を準用する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(改善命令等)

第三十七条の三 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道(終末処理場を設置しているものに限り。)を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第十二条の二第一項(第二十五条の十において準用する場合を含む。)の政令で定める基準又は第十二条の二第三項(第二十五条の十において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、

その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第十二条の二第六

項本文(第二十五条の十において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。

第三十九条の二中「特定施設設置者」を「特定施設の設置者」に改める。

第四十四条を次のように改める。

(経過措置)

第四十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四十五条第一項中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「十万円」に改める。

第四十六条中「第三十八条第一項又は」を「第十二条の五(第二十五条の十において準用する場合を含む。若しくは第三十七条の三の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは」に、

「又は都市下水路管理者」を「若しくは都市下水路管理者」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十六条の二 第十二条の二第一項又は第五項(第二十五条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 過失により前項の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第四十七条中「五万円」を「十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十七条の二 第十二条の三第一項又は第十二条の四(第二十五条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十八条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第四十九条中「五万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第一条の二」の下に「又は第十二条の三第二項若しくは第三項」を加え、「準用する」を「これらの規定を準用する」に改め、同条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「第十二条の二」を「第十二条の十一」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二条の六第一項(第二十五条の十において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第五十条中「前四条」を「第四十六条から前条まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十一条 第十二条の七又は第十二条の八第三項(第二十五条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律中、第一条の規定は昭和五十一年四月一日から、第二条、次条及び附則第三条の規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(下水道法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定の施行の際現に水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設(第二条の規定による改正後の下水道法(以下「新法」という。))第十二条の二第一項の政令で定めるものを除き、以下単に「特定施設」という。を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)が当該特定施設を設置している工場又は事業場から公共下水道(終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているもの)に限る。次項において同じ。又は流域下水道

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第十八号

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案及び同報告書

五五六

(終末処理場を設置しているものに限り。)に排除する下水については、第二条の規定の施行後六月間(当該特定施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間)は、新法第十二条の二第一項及び第五項(新法第二十五条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに第三十七条の三の規定は適用せず、その者については、新法第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、その者に適用されている他の法律又は地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき新法第十二条の二第一項及び第五項に規定する規制に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。)は、この限りでない。

2 第二条の規定の施行の際現に特定施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)で当該特定施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、同条の規定の施行の日から三十日以内に、新法第十二条の三第一項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならぬ。

3 前項の規定による届出をした者については、新法第十二条の三第三項の規定は、適用しない。

4 第二項の規定による届出をした者は、新法第十二条の四、第十二条の五(新法第十二条の四の規定による届出に係る部分に限る。)及び第十二条の六(新法第十二条の四の規定による届出に係る部分に限る。)から第十二条の九までの規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む。)の適用については、新法第十二条の三の規定による届出をした者とみなす。

5 前三項の規定は、流域下水道について準用する。

6 第二項(前項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

8 第二条の規定の施行前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る第二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)  
第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
第五百八十六条第二項第二号ロ中「第一項」の下に「若しくは第十二条の十第一項」を加える。  
附則第十四条第二号中「第一項」の下に「又は第十二条の十第一項」を加える。

理由  
公共用水域の水質の保全等に資するため、新たに昭和五十一年度を初年度とする下水道整備五箇年計画を策定して下水道の緊急かつ計画的な整備を図るとともに、特定事業場から公共下水道又は流域下水道への悪質な下水の排除を規制し、及び公共下水道又は流域下水道を使用する工場又は事業場に対する監督を強化して公共用水域に放流される水の水質管理の適正化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
一 議案の要旨及び目的  
本案は、公共用水域の水質の保全等に資するため、新たに昭和五十一年度を初年度とする下水道整備五箇年計画を策定するとともに、水質汚濁防止法に規定する特定施設(政令で定めるものを除き、以下単に「特定施設」という。)を設

置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から公共下水道又は流域下水道への悪質な下水の排除を規制し、及びこれらの下水道を使用する工場等に対する監督を強化しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。  
1 下水道整備緊急措置法の一部改正  
下水道整備五箇年計画の対象となる下水道整備事業を、都市計画事業として実施されるものに限定しないものとする。建設大臣は、昭和五十一年度を初年度とする下水道整備五箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

2 下水道法の一部改正  
(1) 特定事業場からの下水の排除の制限  
特定施設を設置する工場等から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置しているもの又は流域下水道に接続しているものに限る。以下同じ。)を使用する者は、水質が一定の基準に適合しない下水を排除してはならないものとし、その違反者は処罰するものとする。  
(2) 特定施設の設置等の届出  
工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者が、特定施設の設置等をしようとするときは、公共下水道管理者に届け出なければならないものとする。

(3) 計画変更命令等  
公共下水道管理者は、特定施設の設置等の届出があつた場合において、当該特定事業場から排除される下水の水質が一定の基準に適合しないと認めるときは、届出の日から六十日以内に、特定施設の構造、汚水の処理方法等の変更を命ずることができ、その六十日間は、特定施設の設置を禁止するものとする。

(4) 流域下水道への準用  
(1)から(3)までの規定は、流域下水道について準用するものとする。

(5) 改善命令等  
公共下水道又は流域下水道の管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する者が、その水質が一定の基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、特定施設の構造、汚水の処理方法等の改善等を命ずることができ、その期間は、  
3 施行期日等  
下水道整備緊急措置法の一部改正は昭和五十一年四月一日から、下水道法の一部改正は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、下水道法の一部改正に伴い、既存の特定事業場から排除する下水については、一定期間は下水の排除の制限の規定は適用しないものとする等所要の経過措置を定めるものとする。

二 議案の修正議決理由  
公共用水域の水質の保全等に資するため、新たに昭和五十一年度を初年度とする下水道整備五箇年計画を策定して下水道の緊急かつ計画的な整備を図るとともに、特定事業場から公共下水道又は流域下水道への悪質な下水の排除を規制し、及びこれらの下水道を使用する工場又は事業場に対する監督を強化して公共用水域に放流される水の水質管理の適正化を図らうとする本案の措置は、妥当なものと認め、なお、下水道整備緊急措置法の一部を改正する規定の施行期日を公布の日に改めることの必要を認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。  
右報告する。  
昭和五十一年五月十二日

建設委員長 渡辺 栄一  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附則

(施行期日)

第一条 この法律中、第一条の規定は昭和五十一年四月一日から、第二条、次条及び附則第三条の規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔別紙〕

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法の施行に当たつては、第六十四回国会において附せられた下水道法の一部を改正する法律案に対する附帯決議が十分には実行されていないことにかんがみ、政府は、同附帯決議の趣旨を重視し、更に実効のあるよう適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和五十一年二月十六日

内閣総理大臣 三木 武夫

農業者年金基金法の一部を改正する法律

農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第五号中「行なう」を「行う」に、「又は使用収益権を移転しない」を「若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしない」に改める。

第三十五条中「裁定する」を「裁定し、又は年金給付の額を改定する」に、「一円未満」を「五十円未満」に、「これを一円」を「これを切り捨て、五十

円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円に改める。

第四十二条第一項第二号中「若しくは使用収益権に」を「又は使用収益権に」に、「若しくは養畜の事業に」を「又は養畜の事業に」に、「イに掲げる者」を「イ又はロに掲げる者のいずれか」に、「若しくは使用収益権を設定する」を「又は使用収益権を設定する」に、「若しくは養畜の事業を廃止したもの」を「又は経営移譲者が、処分対象農地等のすべてについて、次のロに掲げる者に対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転することにより、当該耕作若しくは養畜の事業」を「又は養畜の事業」に改める。

第四十四条第一号中「千七百六十円」を「二千六百円」に改め、同条第二号中「百七十六円」を「二百六十円」に改める。

第四十六条第二項第一号中「行なう」を「行う」に、「又は使用収益権を移転した」を「若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定した」に、「こえる」を「超える」に改め、同項に次の一号を加える。

三 受給権者が、経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一条第一号又は第二号の経営移譲において、第四十二条第一項第二号ロに掲げる者に対して農地等の使用収益権を設定した者である場合には、当該使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の一部の返還を受けた場合その他の農地保有の合理化の見地から見て不適当と認められるものとして政令で定める要件に該当する者となつたとき。

第四十八条中「四百四十円」を「六百五十円」に改める。

第五十二条第一項第一号中「千七百六十円」を「二千六百円」に改め、同項第二号中「百七十六円」を「二百六十円」に改め、同条第二項第一号イ中「千七百六十円」を「二千六百円」に改め、同項第二号イ中「百七十六円」を「二百六十円」に改める。

第五十四条中「達する日前に」を「達する日の属する月の末日以前に」に改める。

第五十五条の次に次の一条を加える。  
(失踪宣告の場合の取扱い)  
第五十五条の二 失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされた者に係る前二条の規定の適用については、第五十四条中「死亡」とあるのは「行方不明となつた日」と、前条第一項中「死亡の当時」とあるのは「行方不明となつた当時」とする。ただし、受給権者の身分関係に係る前条の規定の適用については、この限りでない。

附則第十条の二第一項中「昭和四十九年度」を「昭和五十年」に改める。

附則第十条の三第一項を次のように改める。  
国庫は、当分の間、毎年度、基金に対し、次に掲げる額を補助する。

一 当該年度において納付された保険料(当該年度において第七十三条の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。)のうち農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)附則第三条第二項の規定の適用を受ける保険料(以下「特定保険料」という。)以外の保険料の総額の七分の三に相当する額

二 当該年度において納付された保険料のうち特定保険料の総額に相当する額

附則第十一条第一項第一号中「又は使用収益権を移転する」を「若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定する」に改める。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和五十二年一月一日から施行する。

(経営移譲年金の特例)  
第二条 昭和五十一年十二月以前の月分の経営移讓年金の額については、なお従前の例による。

(保険料の額の特例)  
第三条 昭和五十二年一月以後の月分の保険料の額は、農業者年金基金法(以下「法」という。)第六十五条第五項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 昭和五十二年一月から同年十二月までの月分の保険料の額にあつては、一月につき二千四百五十円

二 昭和五十三年一月から同年十二月までの月分の保険料の額にあつては、一月につき二千八百七十円

三 昭和五十四年一月以後の月分の保険料の額にあつては、一月につき三千二百九十円

2 法第二十三条第一項第三号に該当することにより同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者であつて三十五歳未満であることその他の政令で定める要件に該当しているものが基金に申し出た場合におけるその申出をした日の属する月からその者が三十五歳に達する日の属する月の前月までの月分のその者に係る保険料(その者が、同条の規定により前者をその事業の後継者として指定した者がする法第四十一条第一号又は第二号の経営移譲により農地等について所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者となつたことその他の政令で定める事由に該当することとなつた日の属する月から当該事由に該当しなくなつた日の属する月までの月分の保険料を除く。)の額についての前項の規定の適用については、同項第一号中「二千四百五十円」とあるのは「千七百五十円」と、同項第二号中「二千八百七十円」とあるのは「二千五百円」と、同項第三号中「三千二百九十円」とあるのは「二千三百五十円」とする。

3 第一項第三号(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に掲げる保険料の額は、法附則第十条の二の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、前二

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第十八号

農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び同報告書 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

五五八

項の規定にかかわらず、昭和五十一年一月以後において所要の調整が加えられるものとする。  
(経過措置)

第四条 改正後の農業者年金基金法(以下「新法」という。)第五十五条の二の規定は、この法律の施行の日前に行方不明となり失踪の宣告を受けたことにより同日以後に死亡したとみなされた者に係る死亡一時金の支給についても、適用する。

第五条 昭和五十一年度における新法附則第十条の三第一項の規定の適用については、同項中「当該年度」とあるのは、「昭和五十一年一月から同年三月までの間」とする。

理由

農業者の老後生活の安定及び福祉の向上に資するとともに、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与するため、農業者年金事業について、年金給付の改善を図るとともに、農業後継者に対する経営移譲に係る支給要件の改善、農業後継者の育成に資する見地からのその保険料の軽減措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、農業者年金事業について、年金給付の改善を図るとともに、農業後継者に対する経営移譲に係る支給要件の改善、農業後継者の育成に資する見地からのその保険料の軽減措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

(一) 年金額の引上げ

1 経営移譲年金の額を保険料納付済期間一月につき千七百六十円(六十五歳以後百七十六円)から二千六百円(六十五歳以後二百六十円)に引き上げること。

2 農業者老齢年金の額を保険料納付済期間一月につき四百四十円から六百五十円に引き上げること。

(二) 保険料の改定

昭和五十二年一月以後の月分の保険料の額は、次のとおりとする。  
昭和五十二年一月から同年十二月までの月分 一月につき二千四百五十円  
昭和五十三年一月から同年十二月までの月分 一月につき二千八百七十円  
昭和五十四年一月以後の月分 一月につき三千二百九十円

なお、昭和五十五年一月以後の保険料の額については、年金給付の額の自動的改正措置が講ぜられたときは、所要の調整が加えられるものとする。

(三) 後継者に対する措置

1 保険料の軽減  
(1) 農業後継者の育成を図る見地から、後継者加入をしている者のうち、三十五歳未満の者であつて一定の要件に適合するものに係る保険料の額は、次のとおり軽減するものとする。  
昭和五十二年一月から同年十二月までの月分 一月につき千七百五十円  
昭和五十三年一月から同年十二月までの月分 一月につき二千五十円  
昭和五十四年一月以後の月分 一月につき二千三百五十円

(2) (1)によりその額が軽減される保険料については、拠出時の国庫補助の割合を引き上げることとし、国庫は、毎年度、農業者年金基金に対し、納付された保険料の総額に相当する額を補助することとする。

2 後継者に対する経営移譲の要件の改正  
後継者に対する経営移譲の要件として農地等の使用収益権の設定により耕作又は養

畜の事業を廃止することを追加すること。  
その他  
1 施行期日は、昭和五十二年一月一日とする。

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

三 議案の可決理由  
本案は、農業者の老後生活の安定並びに農業経営の近代化を図る等の措置として妥当と認め、多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。  
三 本案施行に要する経費  
昭和五十一年度一般会計予算(農林省及び厚生省所管)に農業者年金事業等の実施に要する経費として百五十億三千八百八十八千円が計上されている。

昭和五十一年五月十二日  
農林水産委員長 湊 徹郎  
衆議院議長 前尾繁三郎殿  
[別紙]  
農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本年金制度が国民食糧の生産の担い手としての使命を有する農業者の老後保障と後継者の確保等に果たす役割の重要性にかんがみ、本制度の一層の整備充実を図り、かつ、加入の促進に格段の努力をするとともに、本法の施行に当たつては、左記事項に留意し、その速やかな実現に努めるべきである。

記

一 農業者老齢年金については、やむを得ず六十五歳までに経営移譲を行わなかつた者の立場を考慮し、年金支給が開始されるまでに、速やかにその引上げを図ること。  
二 保険料については、農家負担能力の実情等にかんがみ、その軽減を図ること。このため、国

庫助成については、本年度の政策年金としての性格に照らして、更にその引上げを図るよう努めるとともに、完全積立方式をとっている現行の財政方式について他の公的年金の動向等をも勘案して検討を加えること。

三 年金給付の額の自動改定期間については、国民年金等他の公的年金の改定期間に準じてその繰り上げが図られるよう措置すること。  
四 最近における農業就業の動向にかんがみ、農業に専業的に従事する者に対し年金への加入の途を開くとともに農業の家族経営としての一体性、保険料の掛け捨て防止等にかんがみ、遺族年金等について創設の方向で検討すること。

五 後継者に対する使用収益権の設定については、小作地所有制限にかかる現行農地法の趣旨をそこなうことのないよう適切な運用に努めること。  
六 中核的農家の育成に資するため、農業者年金についても厚生年金等と同様、所得に応じた給付が行われるよういわゆる所得比例方式等の導入を図ること。

七 農業後継者の確保並びに本年金への加入促進のため、農業後継者に対する保険料軽減措置の対象者要件の緩和に努めること。  
右決議する。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。  
昭和五十一年三月二十五日  
内閣総理大臣 三木 武夫



昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の七の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の八 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額額の十二倍に相当する額にその相当する額が別表第八の上欄に掲げる年額のうちその区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その相当する額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額)の十二分の一に相当する額を平均標準給与の月額とみなして、旧法(附則第五条を除く。)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間が二十年を超えるものに限る。次項及び第四項において同じ。)を受ける権利を有する者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける権利を有する七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その額を、同項の規定に準じて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加算して得た額に改定する。この場合において、

ては、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

1 退職年金又は障害年金 その年金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間のうち二十年を超える年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この項において「二十年を超える年数」という。)一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一(二十年を超える年数のうち五年に達するまでの年数については、三分の二)に相当する額

2 遺族年金 二十年を超える年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六十分の一(二十年を超える年数のうち五年に達するまでの年数については、六十分の二)に相当する額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

4 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が七十歳に達したとき(遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

5 第二項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第三項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十二の次に次の三条を加える。

(昭和五十一年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の十三 第二条の十一第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第八の上欄に掲げる年額のうちその区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第八の上欄に掲げる年額のうちその区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項から第五項までの規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十四 第二条の十二第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、これらの規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十五 第二条の十三の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

をその乗じて得た額に加算して得た額)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項から第五項までの規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十六 第二条の十三の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十七 第二条の十三の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第十八号

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 五六〇

2

昭和四十九年四月一日以後昭和五十年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和四十九年四月一日以後昭和五十年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額(その給付事由が昭和四十九年八月三十一日以前に生じた年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額にあつては、これらの年額が、それぞれ、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項又は四十九年改正法第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第五号の規定がその給付事由が生じた日に施行されていたとしたならばその年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額)にその年額が別表第八の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法、附則第三項の規定による改正後の

三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正後の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条の八第二項から第五項までの規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。第三条の五の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年六月以前の資格喪失等に係る退職年金等の最低保障に係る改定及び遺族年金の額に係る加算の特例)

第三条の六、第三条の四第一項の規定は、昭和五十一年六月三十日以前に第一条第一項の資格の喪失をし、若しくは第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に旧法第三十九条第一項若しくは新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格の喪失、資格喪失事由又は障害給付の請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金(以下「昭和五十一年六月以前の年金」と総称する。)の額の改定について準用する。この場合において、第三条の四第一項中「第一条の六、第二条の九又は第二条の十」とあるのは、「第一条の八、第二条の十三、第二条の十四又は第二条の十五」と、年金額とあるのは「年金額(新法の規定による遺族年金については、その額につき昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号。以下「五十一年改正法」という。))第二条の規定による改正

後の法第四十六条の五の規定の適用がある場合(同条の規定が昭和五十一年七月一日から適用されるとするならば同条の規定が適用されることとなる場合を含む。)には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額」と、「同年九月分以後」とあるのは「昭和五十一年七月分以後」と、「三十二万六千六百円」とあるのは「五十五万円」と、「二十四万二千二百円」とあるのは「四十一万二千五百円」と、「十六万八千八百円」とあるのは「二十七万五千円」と、「十二万六千六百円」とあるのは「二十万六千三百円」と、「八万四千四百円」とあるのは「十三万七千五百円」と読み替へるものとする。

2 昭和五十一年六月以前の年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき(遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 第一条の八の規定又は第一項において準用する第三条の四第一項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が遺族年金を受ける権利を有する妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、その額に当該各号に掲げる額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料その他遺族年金に相当する年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

- 一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円
- 二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円
- 三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 二万四千元

4 第一条の八の規定又は第一項において準用する第三条の四第一項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が遺族年金を受ける権利を有する六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

第四条の三の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における通算退職年金の額の改定)

第四条の四、前条第二項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、第四条第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項第二号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日に施行されていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額(その月額が、三十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日に施行されていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額)を求め、その月額を基礎として」と、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の八第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より

少ないときは、百分の八十」と読み替えるものとする。

2 前項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年八月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「同条第一項第二号中」とあるのは、「同条第一項第一号中「二十四万円」とあるのは「三十九万六千円」と、同項第二号中」と読み替えるものとする。

3 前条第三項から第五項までの規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の十三第一項、第二条の十四第一項又は第二条の十五第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十」と」と読み替えるものとする。

4 前項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年八月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「同条第三項第二号中」とあるのは、「同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「三十九万六千円」と、同項第二号中」と読み替えるものとする。

5 昭和四十九年四月一日以後昭和五十年三月三十一日以前に第二号第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員につい

ての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の十五第二項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十」と」と読み替えるものとする。

6 前項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年八月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「同条第三項第二号中」とあるのは、「同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「三十九万六千円」と、同項第二号中」と読み替えるものとする。

7 旧法第三十七条の二第六項、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七条の三第五項又は四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第三十七条の三第六項の規定の適用を受けた通算退職年金については、これらの規定による合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前各項の規定に準じて算定した額の合算額をもつて改定年金額とする。

8 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。第五条中「第二条の十二」を「第二条の十五」に、「前三条」を「第四条から前条まで」に改める。

附則に次の四項を加える。

18 附則第十四項の規定は、昭和五十一年七月一日以後に第二号第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金(五十一年改正法第二条の規定による改正後の法第四十条の六の規定の適用がある遺族年金を除く。次項において「昭和五十一年七月以後の年金」と総称する。)の額について準用する。この場合において、附則第十四項中「その額」とあるのは「その額(遺族年金については、その額につき五十一年改正法第二条の規定による改正後の法第四十六条の五の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が」と、「三十二万六千六百円」とあるのは「五十五万円」と、「二十四万二千二百円」とあるのは「四十一万二千五百円」と、「十六万八千八百円」とあるのは「二十七万五千円」と、「十二万六千円」とあるのは「二十万六千三百円」と、「八万四千円」とあるのは「十三万七千五百円」と読み替えるものとする。

19 昭和五十一年七月以後の年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき(遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く)は、その達した日

の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

20 附則第十八項において準用する附則第十四項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、その額に当該各号に掲げる額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料その他遺族年金に相当する年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

- 一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円
- 二 遺族である子が二人以上いる場合 六万六千円
- 三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 二万四千円

21 附則第十八項において準用する附則第十四項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

別表第七の次に次の一表を加える。

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第十八号 及び同報告書

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

五六一

別表第八(第一条の八、第二条の十三―第二条の十五関係)

年額	区分	率	額
六五二、〇〇〇円未満		一・一一五	
六五二、〇〇〇円以上八六一、五三八円未満		一・〇九〇	一六、三〇〇円
八六一、五三八円以上二、一〇二、四三九円未満		一・一〇三	五、一〇〇円
二、一〇二、四三九円以上三、〇四五、〇〇〇円未満		一・〇六二	九一、三〇〇円
三、〇四五、〇〇〇円以上三、三二八、五七一円未満		一・〇四二	一五二、二〇〇円
三、三二八、五七一円以上		一・〇〇〇	二九二、〇〇〇円

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)  
 第二条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。  
 目次中「第四十五条」を「第四十五条の二」に改める。  
 第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与	月額
第一級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満	六二、〇〇〇円未満
第二級	六〇、〇〇〇円	五九、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第三級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第四級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第五級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第六級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第七級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八二、五〇〇円未満
第八級	八五、〇〇〇円	八二、五〇〇円以上	八七、五〇〇円未満
第九級	九〇、〇〇〇円	八七、五〇〇円以上	九二、五〇〇円未満
第十級	九五、〇〇〇円	九二、五〇〇円以上	九七、五〇〇円未満
第十一級	一〇〇、〇〇〇円	九七、五〇〇円以上	一〇二、五〇〇円未満
第十二級	一〇五、〇〇〇円	一〇二、五〇〇円以上	一〇七、五〇〇円未満
第十三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円以上	一一二、五〇〇円未満
第十四級	一二〇、〇〇〇円	一一二、五〇〇円以上	一二二、五〇〇円未満
第十五級	一三〇、〇〇〇円	一二二、五〇〇円以上	一三五、〇〇〇円未満
第十六級	一四〇、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円以上	一四五、〇〇〇円未満
第十七級	一五〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第十八級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第十九級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満

第二十級	一八〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第二十一級	一九〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第二十二級	二〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円以上	二〇五、〇〇〇円未満
第二十三級	二一〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上	二一五、〇〇〇円未満
第二十四級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上	二二五、〇〇〇円未満
第二十五級	二三〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二三五、〇〇〇円未満
第二十六級	二四〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円以上	二四五、〇〇〇円未満
第二十七級	二五〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二五五、〇〇〇円未満
第二十八級	二六〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円以上	二六五、〇〇〇円未満
第二十九級	二七〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二七五、〇〇〇円未満
第三十級	二八〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円以上	二八五、〇〇〇円未満
第三十一級	二九〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	二九五、〇〇〇円未満
第三十二級	三〇〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円以上	三〇五、〇〇〇円未満
第三十三級	三一〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三一五、〇〇〇円未満
第三十四級	三二〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円以上	三二五、〇〇〇円未満
第三十五級	三三〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三三五、〇〇〇円未満
第三十六級	三四〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円以上	三三五、〇〇〇円未満

第二十二条中若しくは日額又は給付の額を「又は日額に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。  
 給付を受ける権利を決定し、又は給付の額を改定する場合において、その決定に係る給付の額又は改定後の給付の額に五十円に満たない端数を生じたとき又はその全額が五十円に満たないときはこれを切り捨て、五十円以上百円に満たない端数を生じたとき又はその全額が五十円以上百円に満たないときはこれを全額が五十円以上百円に満たないときはこれを百円に切り上げる。  
 第二十三条の二の見出し中「調整」を「調整等」に改め、同条に次の一項を加える。  
 4 遺族年金を受ける権利を有する者には、通算遺族年金は、支給しない。  
 第二十四条第一項中「遺族給付」の下に「(通算遺族年金を除く。第二十六条において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。  
 3 通算遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、  
 組合員又は組合員であつた者の親族で厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第五十九条の規定により同法の遺族年金を受けることができる者に相当するものとする。  
 第二十八条中第二十四条、第二十六条及び「を」第二十四条第一項及び第二項、第二十六条並びに「に」改める。  
 第二十九条中「(昭和二十九年法律第百十五号)」を削り、「基く」を「基づく」に、「基き」を「基づき」に、「基いて」を「基づいて」に改める。  
 第三十六条第二項中「こえる」を「超える」に、「三十二万六千六百円」を「五十五万二千円」に改める。  
 第三十六条の二第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「二万二千円」を「一万九千八百円」に改める。  
 第三十六条の三中「及び第四十六条の四」を「第四十六条の四及び第四十六条の六第四項」に改める。

第三十七條第四項第一号及び第三十七條の二第五項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改める。

第三十七條の三第三項第一号中「二十四万円」を「二十九万六千円」に改める。

第三十九條第一項第二号中「組合員又は任意継続組合員として引き続き一年以上経過した後」を「組合員期間(通算年金通則法第四條第一項各号(第八号を除く。))に掲げる期間(政令で定める期間に限る。以下「公的年金期間」という。)を有する組合員で組合員期間が一年未満であるものにあつては、公的年金期間と組合員期間とを合算した期間(以下「公的年金合算期間」という。))。第四十五條第一項及び第三項において同じ。が一年以上となつた日後組合員又は任意継続組合員である間に改め、同条第二項中「なおつた」を「治つた」に、「三年」を「一年六月」に、「なおらない」を「治らない」に改める。

第三十九條の三第一項第一号中「二十四万円」を「二十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第二項第一号中「十年に達しない」を「一年以上十年未満である場合及び組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金合算期間が一年以上である」に、「二十四万円」を「二十九万六千円」に改め、同項第三号中「三十年」を「三十五年」に改め、同項第四号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改める。

第四十一條第五項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第六項第一号中「達しない」を「未満である」に改める。

第四十四條第三項中「第三十八條の三」の下に「第四十九條の三」を加える。

第四十五條第一項中「引き続き一年以上組合員又は任意継続組合員」を「組合員期間が一年以上」に改め、同条第二項中「同項中」を「同条第二項中」「一年六月」とあるのは「三年」と、「な

おつた」を「治つた」に、「なおらない」を「治らない」に、「とあるのは」を「とあるのは」に改め、同条第三項中「引き続き一年以上組合員又は任意継続組合員」を「組合員期間が一年以上」に、「その一年を経過する」を「組合員期間が一年となる」に、「なおらない」を「治らない」に改める。第三章第三節第四十五條の次に次の一条を加える。

(公的年金合算期間保有組合員に係る障害給付)

第四十五條の二 組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金合算期間が一年以上有する組合員(以下「公的年金合算期間保有組合員」という。)であつた者に係る障害給付については、この節に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

第四十六條第一項第三号中「又は組合員期間」を「組合員期間」に改め、「よらないで死亡した場合」の下に「公的年金合算期間保有組合員が職務上傷病によらないで組合員である間に死亡した場合(その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度からこの法律の規定による遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有する場合を除く。))又は公的年金合算期間保有組合員で障害年金を受ける権利を有するものが職務上傷病によらないで死亡した場合(その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度からこの法律の規定による遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有する場合を除く。))」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千円」に、「こえる」を「超える」に改める。

第四十六條の二第二号中「二十四万円」を「二十九万六千円」に、「この号、第三号及び第四号」を「この条及び第四十六條の六第三項」に、「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改める。

第四十六條の三第一項中「九千六百円」を「一万四千円」に改める。

第四十六條の四中「除く。」の下に「第四十六條の六第四項において同じ。」を加え、同条第二号中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第四十六條の五 第四十六條から前条までの場合において、遺族年金を受ける権利を有する妻である配偶者が次の各号に該当する場合には、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加算して得た額を当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料その他遺族年金に相当する年金である給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 二万四千円

2 遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻である配偶者であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

第四十六條の六 組合員期間が一年以上十年未満である者が職務上傷病によらないで組合員である間に死亡した場合(その死亡した者が障害年金を受ける権利を有していた者であつた場合を除く。))において、その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度から第四十六條第一項第二号の規定による遺族年金に相当する年金として政令で定める年金の

支給を受けるときは、同項第三号の規定による遺族年金の額は、同号及び同条第二項並びに第四十六條の二から前条までの規定にかかわらず、当該支給を受けることができる間、その死亡した者の組合員期間の年数一年につき平均標準給付の年額の百分の一に相当する額とする。

2 組合員期間が一年以上十年未満である者が職務上傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が一年以上十年未満である者が職務によらない障害年金を受ける権利を有するものが職務上傷病によらないで死亡した場合において、その死亡した者の遺族で同一の事由により他の公的年金制度から通算遺族年金に相当する年金の支給を受ける権利を有するものが第四十六條第一項第三号の規定による遺族年金と併せて当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることを希望する旨を政令で定めるところにより組合員に申し出たときは、同号の規定による遺族年金の額は、同号及び同条第二項並びに第四十六條の二から前条までの規定にかかわらず、当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることができる間、その死亡した者の組合員期間の年数一年につき平均標準給付の年額の百分の一に相当する額とする。

3 第一項又は前項の規定により算定した遺族年金の額が、当該年金を受ける権利を有する者に係る組合員期間の年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額より少ないときは、その額をもつて当該遺族年金の額とする。

4 前三項の場合において、第一項又は第二項に規定する死亡した者が退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第十八号

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 及び同報告書

五六四

十六条の三本文の政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額を控除した額とする。  
第四十九条の二の次に次の一条を加える。  
(通算遺族年金)  
第四十九条の三 第三十七条の三第二項の規定により通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、政令で定めるところにより、その者の遺族に通算遺族年金を支給する。ただし、その者の遺族が、同一の事由により他の公的年金制度から第四十六条第一項第三号の規定による遺族年金に相当する年金として政令で定める年金を受ける権利を有する者(厚生年金保険法第三十八条第一項その他政令で定める規定により当該年金の全部の支給が停止されている場合における当該年金を受ける権利を有する者を除く。)であるときは、この限りでない。

相当する額とする。  
3 厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条及び第六十六条から第六十八条まで並びに通算年金通則法第四条から第十条までの規定は、通算遺族年金について準用する。  
第五十条第一項に次のただし書を加える。  
ただし、その者の死亡に係る通算遺族年金を受け権利を有する者があるときは、この限りでない。  
第五十一条を次のように改める。  
(公的年金期間を有していた組合員等に係る遺族給付)  
第五十一条 公的年金期間を有していた組合員又は組合員であつた者に係る遺族給付については、この節に定めるもののほか、政令で定めるところによる。  
別表第一中「別表第一」を「別表第一(第三十八条関係)」に改める。  
別表第一の二を次のように改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第二十四条、第三十六条、第三十九条、第三十九条の三、第四十条、第四十五条、第四十七条、第四十八条関係)」に、「なおらない」を「治らない」に、「あわせ」を「併せ」に、「三九三、六〇〇円」を「六六九、〇〇〇円」に、「三二二、六〇〇円」を「五五二、〇〇〇円」に、「二四〇、〇〇〇円」を「三九六、〇〇〇円」に改める。  
別表第三中「別表第三」を「別表第三(第四十五条関係)」に、「あわせ」を「併せ」に改める。  
(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)  
第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。  
附則第四十条第十号中「三百七十二万円」を「四百八万円」に改める。  
附則第六条第一項ただし書中「三十二万六千四百円」を「五十五万二千円」に改め、同条第三項中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同条第四項を次のように改める。  
4 第一項の規定の適用を受ける退職年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。  
附則第七条第六項中「第一条の七」を「第一条の八」に改める。  
附則第十二条第三項第一号中「四十二万円」を「五十五万円」に改め、同項第二号中「三十一万

五千円」を「四十一万二千五百円」に改め、同項第三号中「二十一万円」を「二十七万五千円」に改める。  
附則第十三条第三項及び附則第十五条第四項中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改める。  
附則第十六条第二項中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同条第三項を次のように改める。  
3 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。  
附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。  
一 第二条中農林漁業団体職員共済組合法第三十六條第二項、第三十六條の二第一号、第三十七條第四項第一号、第三十七條の二第五項第一号、第三十七條の三第三項第一号、第三十九條の三第一項第一号及び第二項(第二号を除く)、第四十二條第五項第一号及び第六項第一号、第四十六條第二項、第四十六條の二第一号、第四十六條の三第一項並びに第四十六條の四の改正規定、同条の次に二条を加え

別表第一の二(第三十八条関係)

退職一時金の支給に係る資格の喪失の日における年齢	率
一八歳未満	一・〇九
一八歳以上二三歳未満	一・三五
二三歳以上二八歳未満	一・七七
二八歳以上三三歳未満	二・三一
三三歳以上三八歳未満	三・〇二
三八歳以上四三歳未満	三・九四
四三歳以上四八歳未満	五・一二
四八歳以上五三歳未満	六・六七
五三歳以上五八歳未満	八・八一

五八歳以上六三歳未満	一〇・九六
六三歳以上六八歳未満	九・九〇
六八歳以上七三歳未満	八・三三
七三歳以上	六・二四

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第二十四条、第三十六条、第三十九条、第三十九条の三、第四十条、第四十五条、第四十七条、第四十八条関係)」に、「なおらない」を「治らない」に、「あわせ」を「併せ」に、「三九三、六〇〇円」を「六六九、〇〇〇円」に、「三二二、六〇〇円」を「五五二、〇〇〇円」に、「二四〇、〇〇〇円」を「三九六、〇〇〇円」に改める。  
別表第三中「別表第三」を「別表第三(第四十五条関係)」に、「あわせ」を「併せ」に改める。  
(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)  
第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。  
附則第四十条第十号中「三百七十二万円」を「四百八万円」に改める。  
附則第六条第一項ただし書中「三十二万六千四百円」を「五十五万二千円」に改め、同条第三項中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同条第四項を次のように改める。  
4 第一項の規定の適用を受ける退職年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。  
附則第七条第六項中「第一条の七」を「第一条の八」に改める。  
附則第十二条第三項第一号中「四十二万円」を「五十五万円」に改め、同項第二号中「三十一万



る改正規定(第四十六条の五に係る部分に限る)並びに別表第二の改正規定、第三条中農林漁業団職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百二十二号。以下「三十九年改正法」という。)附則第六条第一項ただし書の改正規定並びに附則第四条の規定  
昭和五十一年八月一日

二 第二条中農林漁業団職員共済組合法目次、第二十三条の二、第二十四条、第二十八条、第二十九条、第三十六条の三、第三十九条第一項第二号、第四十条第三項並びに第四十五条第一項及び第三項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第四十六条の次に二条を加える改正規定(第四十六条の五に係る部分を除く)、第四十九条の二の次に一条を加える改正規定、第五十条第一項にただし書を加える改正規定並びに第五十一条及び別表第一の二の改正規定並びに附則第五條第一項、附則第六條及び附則第七條の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条中農林漁業団職員共済組合法第三十九条第二項及び第四十五条第二項の改正規定並びに附則第五條第二項の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日  
(標準給与に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和五十一年七月から標準給与が改定されるべき者を除く。)のうち、同月の標準給与の月額が五万六千円以下である者又は三十一万円である者(給与月額が三十一万五千円未満である者を除く。)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額を基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の農林漁業団職員共済組合法

(以下「改正後の法」という。)第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。  
(端数処理に関する経過措置)

第三条 改正後の法第二十二條第一項の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行つた給付を受ける権利の決定又はその額の改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行つた給付を受ける権利の決定又はその額の改定については、なお従前の例による。  
(退職年金等の額に関する経過措置)

第四条 改正後の法第三十六條第二項ただし書、第三十七條の二第一号、第三十七條第四項第一号、第三十七條の二第五項第一号、第三十九條の三第一項第一号及び第二項(第二号を除く)、第四十二條第五項第一号、第四十六條第二項、第四十六條の二第一号、第四十六條の三第一項、第四十六條の四第二号、第四十六條の五並びに別表第二並びに第三條の規定による改正後の三十九年改正法(以下「改正後の三十九年改正法」という。)附則第六條第一項ただし書の規定は、昭和五十一年七月三十一日以前に給付事由が生じた三十九年改正法による改正後の農林漁業団職員共済組合法の規定による給付についても、同年八月分以後適用する。

2 改正後の法第三十七條の三第三項第一号の規定は、昭和五十年四月一日から昭和五十一年七月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。  
(障害年金及び障害一時金に関する経過措置)

第五条 第二条の規定による改正前の農林漁業団職員共済組合法第三十九條第一項第二号又は第四十五條第一項若しくは第三項の規定は、職務によらない病気又は負傷及びこれらにより生じた病気(以下「傷病」という。)について附則第一條第二号の政令で定める日以前に療養の給付又は療養費の支給を受けたことがある者の当該傷病による廃疾については、同日以後も、なおそ

の効力を有する。

2 附則第一條第三号の政令で定める日の前日において障害年金を受ける権利を有しない者について、同号の政令で定める日の一年六月前の日から改正後の法第三十九條第二項の規定が適用されていたとしたならば、同号の政令で定める日前にその者が障害年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には同日の属する月から同条第一項の規定による障害年金を支給する。  
(他の公的年金制度から遺族年金が支給される場合の経過措置)

第六条 改正後の法第四十六條の六の規定は、附則第一條第二号の政令で定める日の前日において現に第二条の規定による改正前の農林漁業団職員共済組合法の規定による遺族年金を受け権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。  
(通算遺族年金に関する経過措置)

第七条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)附則第四十二條第一項又は第三項に規定する者は、改正後の法第四十九條の三の規定の適用については、農林漁業団職員共済組合法第三十七條の三第二項第一号に該当するものとみなす。  
(更新組合員の老齢加算等に関する経過措置)

第八条 改正後の三十九年改正法附則第六條第三項及び第四項、第十三條第三項、第十五條第四項並びに第十六條第二項及び第三項の規定は、昭和五十年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和五十一年七月分以後適用する。  
(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

た給付については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、給付及び標準給与に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

理由  
農林漁業団職員共済組合による給付に關し、他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の改定、年金の最低保障額の引上げ、障害年金及び遺族年金等の支給資格の緩和、遺族年金の給付水準の改善、通算遺族年金制度の創設、標準給与の月額の上昇の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十九年度以後における農林漁業団職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出に關する報告書)  
議案の要旨及び目的  
本案は、農林漁業団職員共済組合による給付に關し、他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の引上げ、最低保障額の引上げ等により給付水準の引上げを行うとともに、障害給付及び遺族給付につき各種の改善措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 既裁定年金の額の改定  
昭和五十年三月以前に給付事由が生じた退職年金等について、その年金額の算定の基礎となつた平均標準給与を昭和五十年年度の国家公務員の給与の改善内容を基礎として増額することにより、年金額を昭和五十一年七月分から引き上げること。  
(二) 標準給与の月額の下限及び上限の引上げ  
掛金及び給付の算定の基礎となる標準給与の下限を五万二千円から五万八千円に、上限を三十一万円から三十四万円にそれぞれ引き上げること。

昭和五十一年五月十三日 衆議院議録第十八号

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 五十六

(三) 退職年金等の最低保障額の引上げ  
退職年金等について、その最低保障額を引き上げること。

(四) 通算退職年金の定額部分の額の引上げ等  
通算退職年金の額の算定方式中の定額部分の額を引き上げるとともに、退職年金等の額の算定に用いられる通算退職年金の額の算定方式に準ずる算定方式中の定額部分の額の引上げ及びその定額部分の加算期間の延長を行うこと。

(五) 障害年金及び遺族年金等の受給資格の緩和  
職務によらない障害年金及び遺族年金等について、組合員期間が一年未満の場合においても、組合員期間と他の公的年金制度の加入期間とを合算した期間が一年以上であるときは、これらの年金等の受給資格が生じることとする。

(六) 障害年金の支給に係る廃疾認定日の繰上げ  
健康保険制度による療養の給付等を受けている者等に対する障害年金の支給に係る廃疾認定日を、当該療養の給付等の開始後三年を経過した時から一年六月を経過した時に繰り上げること。

(七) 遺族年金の額に係る加算の特例等  
遺族年金について、その受給権を有する者が妻である場合において、遺族である子がいるとき又はその妻が六十歳以上であるときは、遺族である子の数等に応じて加算を行うとともに、扶養加算の額を増額すること。

(八) 通算遺族年金制度の創設  
通算退職年金の受給権者が死亡したときは、その遺族に通算退職年金の額の二分の一に相当する額の通算遺族年金を支給すること。

(九) 高齢者等の退職年金等の算定の特例  
七十歳以上八十歳未満の高齢者等に支給する退職年金等について、その年金額の算定の基礎となつた旧法組合員期間のうち二十年を

超える年数につき、更に五年を限度としてその超える年数に応じて割増しを行うこと。

(十) 施行期日  
施行期日は、昭和五十一年七月一日とする。ただし、(三)、(四)及び(七)は昭和五十一年八月一日とし、(五)、(六)及び(八)は政令で定める日とする。

二 議案の修正議決理由  
本案は妥当な措置と認め、財団法人農林年金福祉団を本法の適用対象団体に加え、その職員の年金について本共済組合加入前の厚生年金被保険者期間(当該法人の職員であつた期間に限る。)をも組合員期間とみなし、これを通算する措置を行うことを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。  
なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費  
昭和五十一年度一般会計予算(農林省所管)に農林漁業団体職員共済組合補助に必要な経費として七十四億五千五百三十四万二千円が計上されている。

なお、本修正の結果、昭和五十一年度において、給付に要する費用についての国の補助額が約十六万円増額となるものと見込まれ、また、納付金を社会保険料控除の対象とするため、所得税が約三百十五万円の減収となるものと見込まれている。

なお、通算措置に伴い、厚生保険特別会計の積立金から農林漁業団体職員共済組合へ交付金が交付されることとなつてゐる。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨  
国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して安倍農林大臣より「政府としては必ずしも適当でないと考へる。旨の意見が述べられた。」

右報告する。

昭和五十一年五月十二日

農林水産委員長 湊 徹郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正

農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十

三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第四十五条」を「第四十五条の二」に改める。

第一条第二項中「及び昭和三十七年八月二十八日に設立を許可された社団法人中央農林會議」を、「昭和三十七年八月二十八日に設立を許可された社団法人中央農林會議及び同年十月八日に設立を許可された財団法人農林年金福祉団」に改める。  
第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額額
第一級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第二級	六〇、〇〇〇円	五九、〇〇〇円以上
第三級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上
第四級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上
第五級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上
第六級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上
第七級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上
第八級	八五、〇〇〇円	八二、〇〇〇円以上
第九級	九〇、〇〇〇円	八七、〇〇〇円以上
第十級	九五、〇〇〇円	九二、〇〇〇円以上
第十一級	一〇〇、〇〇〇円	九七、〇〇〇円以上
第十二級	一〇五、〇〇〇円	一〇二、〇〇〇円以上
第十三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上
第十四級	一二〇、〇〇〇円	一一七、〇〇〇円以上
第十五級	一三〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円以上
第十六級	一四〇、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円以上
第十七級	一五〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円以上
第十八級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上
第十九級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上
第二十級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上
第二十一級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上
第二十二級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上
第二十三級	二一〇、〇〇〇円	二〇五、〇〇〇円以上
第二十四級	二二〇、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円以上
第二十五級	二三〇、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円以上
第二十六級	二四〇、〇〇〇円	二三五、〇〇〇円以上
第二十七級	二五〇、〇〇〇円	二四五、〇〇〇円以上
第二十八級	二六〇、〇〇〇円	二五五、〇〇〇円以上

第二十九級	二七〇、〇〇〇円
第三十級	二八〇、〇〇〇円
第三十一級	二九〇、〇〇〇円
第三十二級	三〇〇、〇〇〇円
第三十三級	三一〇、〇〇〇円
第三十四級	三二〇、〇〇〇円
第三十五級	三三〇、〇〇〇円
第三十六級	三四〇、〇〇〇円

第二十二条中「若しくは日額又は給付の額」を「又は日額」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

給付を受ける権利を決定し、又は給付の額を改定する場合において、その決定に係る給付の額又は改定後の給付の額に五十円に満たない端数を生じたとき又はその全額が五十円に満たないときはこれを切り捨て、五十円以上百円に満たない端数を生じたとき又はその全額が五十円以上百円に満たないときはこれを百円に切り上げる。

第二十三条の二の見出し中「調整」を「調整等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 遺族年金を受ける権利を有する者には、通算遺族年金は、支給しない。

第二十四条第一項中「遺族給付の下に」(通算遺族年金を除く。第二十六条において同じ。)を加え、同条に次の一項を加える。

3 通算遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合であつた者の親族で厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第五十九条の規定により同法の遺族年金を受けることができる者に相当するものとする。

第二十八条中「第二十四条、第二十六条及び第二十九条」を「第二十四条第一項及び第二項、第二十六条並びに」に改める。

第二十九条中「(昭和二十九年法律第十五号)を削り、「基く」を「基づく」に、「基き」を「基づき」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

二六五、〇〇〇円以上	二七五、〇〇〇円未満
二七五、〇〇〇円以上	二八五、〇〇〇円未満
二八五、〇〇〇円以上	二九五、〇〇〇円未満
二九五、〇〇〇円以上	三〇五、〇〇〇円未満
三〇五、〇〇〇円以上	三一五、〇〇〇円未満
三一五、〇〇〇円以上	三二五、〇〇〇円未満
三二五、〇〇〇円以上	三三五、〇〇〇円未満
三三五、〇〇〇円以上	

第三十六条第二項中「こえる」を「超える」に、「三十二万六千六百円」を「五十五万二千円」に改める。

第三十六條の二第一号中「二十四万円」を「二十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「一万九千九百円」を「一万九千八百円」に改める。

第三十六條の三「及」及び第四十六條の四を「第四十六條の四及び第四十六條の六第四項」に改める。

第三十七條第四項第一号及び第三十七條の二第五項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万九千九百円」を「一万九千八百円」に改める。

第三十七條の三第三項第一号中「二十四万円」を「二十九万六千円」に改める。

第三十九條第一項第二号中「組合員又は任意継続組合員として引き続き一年以上経過した後」を「組合員期間(通算年金通則法第四條第一項各号(第八号を除く。))に掲げる期間(政令で定める期間に限る。以下「公的年金期間」という。))を有する組合員で組合員期間が一年未満であるものにあつては、公的年金期間と組合員期間とを合算した期間(以下「公的年金合算期間」という。))が第四十五條第一項及び第三項において同じ。が一年以上となつた日以後組合員又は任意継続組合員である間に改め、同条第二項中「なおつたを」治つたに、「三年」を「一年六月」に、「なおらないを」治らないに改める。

第三十九條の三第一項第一号中「二十四万円」を「二十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に改める。

昭和三十九年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十九年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十九年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十九年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十九年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

「二万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第二項第一号中「十年に達しない」を「一年以上十年未満である場合及び組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金合算期間が一年以上である」に、「二十四万円」を「二十九万六千円」に改め、同項第三号中「三十年」を「三十五年」に改め、同項第四号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改める。

第四十二條第五項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第六項第一号中「達しない」を「未満である」に改める。

第四十四條第三項中「第三十八條の三」の下に「第四十九條の三」を加える。

第四十五條第一項中「引き続き一年以上上組合員又は任意継続組合員を」組合員期間が一年以上に改め、同条第二項中「同項中を」同条第二項中「一年六月」とあるのは「三年」と、「なおつたを」治つたに、「なおらないを」治らないに、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同条第三項中「引き続き一年以上上組合員又は任意継続組合員を」組合員期間が一年以上に、「その一年を経過する」を「組合員期間が一年となる」に、「なおらないを」治らないに改める。

第三章第三節中第四十五條の次に次の一条を加える。

(公的年金合算期間保有組合員に係る障害給付)

第四十五條の二 組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金合算期間が一年以上を有する組合員(以下「公的年金合算期間保有組合員」という。)であつた者に係る障害給付については、この節に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

第四十六條第一項第三号中「又は組合員期間」を「組合員期間」に改め、「よらないで死亡した場合」の下に、「公的年金合算期間保有組合員が職務上傷病によらないで組合員である間に死亡した場合(その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度からこの法律の規定による遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有する場合を除く。))又は公的年金合算期間保有組合員で障害年金を受ける権利を有するものが職務上傷病によらないで死亡した場合(その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度からこの法律の規定による遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有する場合を除く。))を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千円」に、「こえる」を「超える」に改める。

第四十六條の二第一号中「二十四万円」を「二十九万六千円」に、「この号、第三号及び第四号」を「この号及び第四十六條の六第三項」に、「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改める。

第四十六條の三第一項中「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第四十六條の四「除く」の下に「第四十六條の六第四項において同じ。」を加え、同条第二号中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第四十六條の五 第四十六條から前条までの場合において、遺族年金を受ける権利を有する妻である配偶者が次の各号に当該遺族年金に係る額を加算して得た額を当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料その他遺族年金に相当する年金で定める給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

昭和三十九年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十九年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十九年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十九年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十九年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十九年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十九年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十九年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十九年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十九年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十九年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十九年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十九年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十九年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第十八号

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 五六八

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 二万四千元

2 遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻である配偶者であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

第四十六条の六 組合員期間が一年以上十年未満である者が職務上傷病によらないで組合員である間に死亡した場合(その死亡した者が障害年金を受ける権利を有していた者であつた場合を除く)において、その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度から第四十六条第一項第二号の規定による遺族年金に相当する年金として政令で定める年金の支給を受けるときは、同項第三号の規定による遺族年金の額は、同号及び同条第二項並びに第四十六条の二から前条までの規定にかかわらず、当該支給を受けることができる間、その死亡した者の組合員期間の年数一年につき平均標準給与の年額に相当する額とする。

2 組合員期間が一年以上十年未満である者が職務上傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が一年以上十年未満である者が職務上傷病によらないで死亡した場合においては、その死亡した者の遺族で同一の事由により他の公的年金制度から通算遺族年金に相当する年金の支給を受ける権利を有するものが第四十六条第一項第三号の規定による遺族年金と併せて当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることを希望する旨を政令で定めるところにより組合員に申し出たときは、同号の規定による遺族年

金の額は、同号及び同条第二項並びに第四十六条の二から前条までの規定にかかわらず、当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることができる間、その死亡した者の組合員期間の年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額とする。

3 第一項又は前項の規定により算定した遺族年金の額が、当該年金を受ける権利を有する者に係る組合員期間の年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額より少ないときは、その額をもつて当該遺族年金の額とする。

4 前三項の場合において、第一項又は第二項に規定する死亡した者が退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三十六条の三本文の政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額を控除した額とする。

第四十九条の二の次に次の一条を加える。  
(通算遺族年金)

第四十九条の三 第三十七条の三第二項の規定により通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、政令で定めるところにより、その者の遺族に通算遺族年金を支給する。ただし、その者の遺族が、同一の事由により他の公的年金制度から第四十六条第一項第三号の規定による遺族年金に相当する年金として政令で定める年金を受ける権利を有する者(厚生年金保険法第三十八条第一項その他政令で定める規定により当該年金の全部の支給が停止されている場合における当該年金を受ける権利を有する者を除く)であるときは、この限りでない。

2 通算遺族年金の年額は、その死亡した者に係る第三十七条の三第三項から第六項までの

規定による通算退職年金の額の百分の五十に相当する額とする。

3 厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条及び第六十六条から第六十八条まで並びに通算年金通則法第四条から第十条までの規定は、通算遺族年金について準用する。

第五十条第一項に次のただし書を加える。  
ただし、その者の死亡に係る通算遺族年金を受け権利を有する者があるときは、この限りでない。

第五十一条を次のように改める。  
(公的年金期間を有していた組合員等に係る遺族給付)

第五十一条 公的年金期間を有していた組合員又は組合員であつた者に係る遺族給付については、この節に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

附則第六条の二の前の見出し中「第一項第二項の法人を」を「社団法人全国農業共済協会等」に改める。  
(財団法人農林年金福祉団体の職員に対する特例)

第六条の六 財団法人農林年金福祉団(以下「福祉団」という)の職員のうち、昭和五十一年六月三十日において厚生年金保険の被保険者であつた者で同年七月一日に組合員となつたもの同年六月三十日以前における厚生年金保険の被保険者であつた期間(任意継続組合員であつた期間を除く)に限る)は、この法律(第二十一条を除く)の適用については、組合員であつた期間とみなし、これと他の者が組合員となつた後の組合員である期間とを合算する。この場合において、当該組合員であつた期間とみなされた期

間は、同年七月一日以後は、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、福祉団が、その職員で同項の規定に該当するもの二分の一以上の同意を得て、昭和五十一年七月三十一日までに組合員に申出をした場合に限り、適用する。

3 福祉団は、前項の申出をした場合には、同項に規定する職員のそれぞれについて、前二項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間に係る各月につき、政令で定めるところにより、その者が組合員であつたものとみなした場合において福祉団が納付すべきであった掛金の額からその者について厚生年金保険法の規定による保険料の額を控除した額にこれに対する利子に相当する額を加算して得た額の合計額に相当する金額を、納付金として、昭和五十一年十二月三十一日までに組合員に納付しなければならない。

4 前項に規定する納付金は、当該組合員及び福祉団が折半して負担する。

5 第三項に規定する納付金は、第五十四条第一項の掛金とみなして、第五十七条から第六十一条まで及び第六章の規定を適用する。

第六条の七 前条第一項及び第二項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十一年九月三十日以前の期間を含むものを有する組合員に係る給付の額の算定については、その者を農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十二号)附則第四号第三号に規定する更新組合員とみなして、同法附則第四号、第六号、第十一号、第十三号、第十六号、第二十号及び第二十一条並びに農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第八十二号)附則第三号の規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的調整等は、政令で定める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第三十八条関係)」に改める。  
別表第一の二を次のように改める。  
別表第一の二(第三十八条関係)

退職一時金の支給に係る資格の喪失の日における年齢	率
一八歳未満	一・〇九
一八歳以上二三歳未満	一・三五
二三歳以上二八歳未満	一・七七
二八歳以上三三歳未満	二・三一

三三歳以上三八歳未満	三〇・二
三八歳以上四三歳未満	三・九四
四三歳以上四八歳未満	五・一二
四八歳以上五三歳未満	六・六七
五三歳以上五八歳未満	八・八一
五八歳以上六三歳未満	一〇・九六
六三歳以上六八歳未満	九・九〇
六八歳以上七三歳未満	八・三三
七三歳以上	六・二四

別表第二中別表第二を別表第二(第二十四條、第三十六條、第三十九條、第三十九條の三、第四十條、第四十五條、第四十七條、第四十八條關係)に「なおらない」を「治らない」に、「あわせ」を「併せ」に、「三三、六〇〇円」を「六六、〇〇〇円」に、「三一、六〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に改める。

別表第三中別表第三を別表第三(第四十五條關係)に、「あわせ」を「併せ」に改める。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 附則第九條の規定、公布の日
- 二 第二条中農林漁業団体職員共済組合法第三十六條第二項、第三十六條の二第一号、第三十七條第四項第一号、第三十七條の二第五項第一号、第三十七條の三第三項第一号、第三十九條の三第一項第一号及び第二項(第二号を除く)、第四十二條第五項第一号及び第六項第一号、第四十六條第二項、第四十六條の二第一号、第四十六條の三第一項並びに第四

十六條の四の改正規定、同條の次に二條を加える改正規定(第四十六條の五に係る部分に限る)並びに別表第二の改正規定、第三條中農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百十二号。以下「三十九年改正法」という。附則第六條第一項ただし書の改正規定並びに附則第四條の規定、昭和五十一年八月一日)

十六條の四の改正規定、同條の次に二條を加える改正規定(第四十六條の五に係る部分に限る)並びに別表第二の改正規定、第三條中農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百十二号。以下「三十九年改正法」という。附則第六條第一項ただし書の改正規定並びに附則第四條の規定、昭和五十一年八月一日)

二 第二条中農林漁業団体職員共済組合法目次、第二十三條の二、第二十四條、第二十八條、第二十九條、第三十六條の三、第三十九條第一項第二号、第四十四條第三項並びに第四十五條第一項及び第三項の改正規定、同條の次に二條を加える改正規定、第四十六條第一項第三号の改正規定、第四十六條の四の次に二條を加える改正規定(第四十六條の五に係る部分を除く)、第四十九條の二の次に一

條を加える改正規定、第五十條第一項にただし書を加える改正規定並びに第五十一條及び別表第一の二の改正規定並びに附則第五條第一項、附則第六條及び附則第七條の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条中農林漁業団体職員共済組合法第三

十九條第二項及び第四十五條第二項の改正規定並びに附則第五條第二項の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第十九條第二項及び第四十五條第二項の改正規定並びに附則第五條第二項の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(障害年金及び障害一時金に関する経過措置)  
第五条 第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第三十九條第一項第二号又は第四十五條第一項若しくは第三項の規定は、職務によらない病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣(以下「傷病」という。)について附則第一条第二号の政令で定める日までに療養の給付又は療養費の支給を受けたことがある者の当該傷病による廢疾については、同日以後も、なおその効力を有する。

附則第一條第三号の政令で定める日の前日において障害年金を受ける権利を有しない者について、同号の政令で定める日の一年六月前の日から改正後の法第三十九條第二項の規定が適用されてきたならば、同号の政令で定める日前にその者が障害年金を受ける権利を有することとなるときは、その者には同日の属する月から同条第一項の規定による障害年金を支給する。

(他の公的年金制度から遺族年金が支給される場合の経過措置)  
第六條 改正後の法第四十六條の六の規定は、附則第一條第三号の政令で定める日の前日において現に第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の規定による遺族年金を受け権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

(通算遺族年金に関する経過措置)  
第七條 通算年金制度を創設するための關係法律の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百八十二号)附則第四十二條第一項又は第三項に規定する者は、改正後の法第四十九條の三の規定の適用については、農林漁業団体職員共済組

合第三十七條の三第二項第一号に該当するものとみなす。

(厚生保險特別会計からの交付金)  
第八條 政府は、厚生保險特別会計の積立金のうち、改正後の法附則第六條の六第一項及び第二項の規定により組合員期間に合算されることとなつた財団法人農林年金福祉団(以下「福祉団」という)の職員である組合員の厚生年金保險の被保險者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日から二年以内に厚生保險特別会計から農林漁業団体職員共済組に交付するものとする。

(厚生年金保險の年金を受ける権利を有する者の取扱ひ)  
第九條 福祉団の職員のうち、厚生年金保險の年金たる保險給付を受ける権利を有する者又は施行日の前日までに厚生年金保險の年金たる保險給付を受ける権利を有する者が、この法律の公布の日から起算して二十日以内に、社會保險庁長官に対し、当該年金たる保險給付を受けない旨又は当該年金たる保險給付を受けたい旨を申し出ることとする旨の申出をしなかつたときは、改正後の法附則第六條の六第一項及び第二項の規定の適用については、その者の当該年金たる保險給付の額の計算の基礎となつた厚生年金保險の被保險者であつた期間(福祉団の職員であつた期間に在る継続職員であつた期間を除く)に限る。は、同条第一項に規定する厚生年金保險の被保險者であつた期間から除外する。

福祉団の職員のうち、施行日の前日において厚生年金保險の被保險者であつた者で施行日に組合員となつたものが、前項に規定する申出をしたときは、その者の当該申出に係る厚生年金保險の年金たる保險給付を受ける権利は、施行日の前日に消滅する。

(所得稅法等の特例)  
第十條 改正後の法附則第六條の六第四項の規定により組合員として負担した納付金は、所得稅法(昭和四十五年法律第三十三号)第七十四條第二項並びに地方稅法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十四條第一項第三号及び第三十四條の二第一項第三号の社會保險料とみなして、これらの法律の規定を適用する。

(更新組合員の老齡加算等に関する経過措置)  
第十一條 改正後の三十九年改正法附則第六條第三項及び第四項、第十三條第三項、第十五條第四項並びに第十六條第二項及び第三項の規定は、昭和五十年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和五十一年七月分以後適用する。

昭和五十二年八月一日

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第十八号

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合法からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 五六一九

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第十八号

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

第九條 改正後の三十九年改正法附則第四條第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十〇條 この附則に規定するもののほか、給付及び標準給与に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第十四條 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三條中「並ニ農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十六号)附則第六條」を「農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十六号)附則第六條並ニ昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第...号)附則第八條」に改める。

〔別紙〕

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本制度自体がもつ特殊性を考慮し、制度の健全な運営が図られるよう左記事項について特段の配慮をすべきである。

記

- 一 給付費に対する国の補助率を百分の二十以上に引き上げること。
- 二 財源調整費補助の増額に一層努力すること。
- 三 公的な財政援助措置の導入を図ること。
- 四 組合員の掛金負担の軽減措置を検討すること。
- 五 旧法年金について新法年金との格差是正を図ること。
- 六 農林漁業団体職員の給与等その待遇改善について適切な指導を行うこと。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を右決議する。

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

右

昭和五十一年三月二十三日

内閣総理大臣 三木 武夫

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律

(農業災害補償法の一部改正)

第一條 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「種類ごと」の下に「及び第七條第一項の農作物共済の共済事故等による種別ごと」を加え、「行なう」を「行う」に改め、「次項の組合等の組合員等」を「農作物共済に改め、同条第二項中「種類ごと」の下に「及び第七條第一項の農作物共済の共済事故等による種別ごと」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「種類ごと」の下に「及び第八條第一項の畜産共済の共済責任期間による種別ごと」を加え、「第百八條第一項」を「同項」に改め、同条第四項中「種類ごと」の下に「及び第八條第一項の畜産共済の共済責任期間による種別ごと」を加え、「左の」を「次の」に、「第百八條第二項」を「同条第二項」に改める。

第十三條の二を次のように改める。

第十三條の二 国庫は、家畜共済につき、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、牛に係るものにあつてはその二分の一、馬又は種豚に係るものにあつてはその五分の二、第八十四條第一項第三号の肉豚に係るものにあつてはその三分の一に相当する金額(その金額が主務大臣の定める金額を超える場合にあつては、その主務大臣の定める金額)を負担する。

第十四條の二第一項中「指定した」の下に「地域の全部又は一部をその区域に含む」を加え、「行なう」を「がその指定した地域において行う」に改める。

第十五條第一項第三号中「種豚」を「豚」に改める。

第十六條第二項中「第七項」を「第八項」に、「行なつて」を「行つて」に改める。

第三十一條第四項に次のただし書を加える。

ただし、役員候補者が選挙すべき役員の数以内であるときは、定款の定めるところにより、投票を省略することができる。

第三十一條第五項の次に次の一項を加える。

定款で定める投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者(第四項ただし書の規定により投票を省略した場合は、当該候補者)を当選人とする。

第三十二條第三項を削る。

第四十二條中「乃至第五十六條」を「から第五十六條まで」に改め、「第五十九條の下に」並びに商法第二百五十八條第一項を加える。

第四十五條の二第四項中「第八項」を「第九項」に改め、「第四十一條」の下に「並びに商法第二百五十八條第一項」を加える。

第八十四條第一項第二号中「及び病虫害」を「病虫害及び獣害」に改め、同項第三号中「及び出生後」を「出生後」に改め、「種豚」の下に「及び出生後第五十日の日(主務大臣が特定の地域についてその日後の日を定めたときは、その地域については、その主務大臣の定めた日)から出生後第八月の月の末日までの肉豚(種豚以外の豚をいう。以下同じ。))」を加え、「死亡」を「牛、馬及び種豚にあつては死亡」に改め、「傷害」の下に「肉豚にあつては死亡」を加える。

第八十五條第三項中「第七項」を「第八項」に、「行なわれない」を「行わない」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「区域」を「地域」に、「行なわれる見込」を「行われる見込み」に、「聞いて」を「聴いて」に、「農業共済組合の行なう」

を「地域の全部又は一部をその区域に含む農業共済組合と当該地域内に住所を有する組合員との間に成立する農作物共済の共済関係に係る」に改め、同条第十一項中「又は第四項の規定による指定を受けた農業共済組合」を削り、同条第十四項中「第十四項」を「第十二項」に改め、同条第八項から第十項までを削り、同条第六項の次に次の一項を加える。

前項の總會の議決には、第四十四條の二の規定を準用する。

第八十五條の七中「第九項まで及び第十一項から第十四項まで」を「第六項まで及び第八項から第十二項まで」に、「若しくは第七項」を「若しくは第八項」に、「準用する第七項」を「準用する第八項」に、「及び第十三項」を「及び第十一項」に、「同条第十四項」を「同条第十二項」に改め、「及び第九項後段」を削り、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、「同条第八項及び第九項前段中「第四項」とあり、及び「同項」とあるのは「第八十五條の七において準用する第四項」とを削り、「同条第九項」に改め、「第四項」とあるのは「同条において準用する第四項」とを削り、「同条第十二項」を「同条第十項」に、「同条第十三項」を「同条第十一項」に、「第十四項」を「第十二項」に、「準用する第十四項」を「準用する第十二項」に改める。

第八十五條の八第一項中「第十二項」を「第十項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項第二号及び第三項中「行なう」を「行う」に、「第八十五條第七項」を「第八十五條第八項」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第八十六條第二項中「組合等」を「農作物共済の共済関係が組合員等との間に成立する組合等」に、「水稲に係る」を「当該共済関係に係る」に改める。

第九十九條第一項の次に次の一項を加える。

組合等は、組合員等が正当な理由がないのに肉豚に係る第百十一條の五の包括共済関係に



つき共済掛金の払込みを遅滞した場合において、当該組合等と当該組合員等との間に肉豚に係る他の同条の包括共済関係が存するとき、その包括共済関係に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができない。

第百四十五条第五項中「第十六条第一項但書を」を「第十六条第一項ただし書に、」を「但し」を「ただし」に、「若しくは第七項」を「若しくは第八項」に、「第八十五条第七項」を「第八十五条第八項」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同条第八項中「若しくは第七項」を「若しくは第八項」に、「第八十五条第七項」を「第八十五条第八項」に、「行なつて」を「行つて」に、「行なう」を「行ふ」に、「第八十六条第一項但書を」を「第八十六条第一項ただし書に改める。

第百四十五条の四第三項及び第四項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第五項中「第十六条第一項但書を」を「第十六条第一項ただし書に、」を「第七項」を「第八項」に、「行なつて」を「行つて」に改める。

第百六条第一項中「行なう」を「行ふ」に、「第九十九条第五項」を「第九十九条第六項」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「第二号」の下に「並びに第二項」を加え、「百分の九十」を削り、同条第三項中「種類」の下に「(主務大臣が特定の地域における特定の共済目的の種類につき蚕期に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下蚕繭共済の共済目的の種類等という。)」を加え、「単位当り」を「単位当たり」に改め、同条第四項中「共済目的の種類」を「蚕繭共済の共済目的の種類等」に、「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同条第一項の次に次の三項を加える。

その地域内に住所を有する者で政令で指定する共済目的の種類たる農作物の耕作を行うものごとの当該共済目的の種類たる農作物に

係る収穫量を省令で定めるところにより適正に確認することができる見込みがあるものとして主務大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む組合等と当該地域内に住所を有する組合員等との間に成立する農作物共済の共済関係に係る農作物共済における当該共済目的の種類に係る共済金額は、前項の規定にかかわらず、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、単位当たり共済金額に、当該組合員等の当該共済目的の種類に係る第九十九条第六項の規定により定められる基準収穫量の合計の百分の九十に相当する数を乗じて得た金額とする。

前項の規定による地域の指定には、第八十五条第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第百六条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

前項において準用する第八十五条第六項の總會の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。

第百七条第一項中「種類ごと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別(第八十五条第四項(第八十五条の七)において準用する場合を含む。の)の規定により水稲につき病虫害を共済事故とし、農作物共済とその他の農作物共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により主務大臣が定める別をいう。以下同じ。)」ごとを加え、「行なう」を「行ふ」に改め、同条第二項中「種類ごと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別ごと」を加え、「左の」を「次の」に、「こえない」を「超えない」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「種類ごと」の下に「及び農作物共済の共済事故等による種別ごと」を加える。

第百八条第一項中「種類ごと」の下に「蚕繭共済の共済責任期間による種別(第百十條第二号

の規定により桑の発芽期前日から共済責任期間が開始する蚕繭共済とその他の蚕繭共済との別をいう。以下同じ。)」ごとを加え、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、「種類ごと」の下に「及び蚕繭共済の共済責任期間による種別ごと」を加え、同条第三項中「種類ごと」の下に「及び蚕繭共済の共済責任期間による種別ごと」を加え、同条第四項中左の「を」を「次に改め、「種類ごと」の下に「及び蚕繭共済の共済責任期間による種別ごと」を加える。

第百九条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、「行なう」を「行ふ」に、「こえた」を「超えた」に改め、同条第三項中「共済目的の種類」を「蚕繭共済の共済目的の種類等」に、「こえた」を「超えた」に改め、同条第四項中「単位当り」を「単位当たり」に、「第百六条第三項」を「第百六条第六項」に改め、同条第五項中「及び第一項」を「から第三項まで及び第百五十條の四第一号」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

組合等は、第百六条第二項に規定する金額を共済金額とする共済目的の種類に係る農作物共済については、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量(当該組合員等の当該共済目的の種類に係る基準収穫量の合計から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該共済目的の種類に係る農作物の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条第一号の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかったこと又は発芽しなかつたことその他省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)が当該組合員等の当該共済目的の種類に係る基準収穫量の合計の百分の十を超えた場合に、同項の単位当たり共済金額に、そ

の超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第百十條第二号中「春蚕繭については桑の発芽期」の下に「(主務大臣が特定の地域について桑の発芽期前の日を定めたときは、その地域については、その主務大臣の定めたる日)」を加える。

第百十一條第一項中「種雄馬以外の馬又は種豚」を「種雄馬以外の馬、種豚又は肉豚」に改め、「包括共済対象家畜の種類ごと」を削り、「家畜共済資格者が」の下に「肉豚以外の包括共済対象家畜に係るものにあつては、包括共済対象家畜の種類ごと」を、「一体として」の下に「肉豚に係るものにあつては、その者の飼養する肉豚で同号に掲げるものを一体として、かつ、省令で定める飼養区分ごと」を加え、同条第三項中「包括共済対象家畜」の下に「(肉豚を除く。)」を加える。

第百十一條の六第三項中「種豚」を「豚」に改める。

第百十一條の八第一項中「第十三條の二第三項の」を削る。

第百十二條第二項中「一年」の下に「(肉豚に係るものにあつては、第八十四条第一項第三号に規定する肉豚に係る期間に相当する期間)」を加え、「但し」を「ただし」に、「定」を「定め」に改め、同条第三項中「最初の共済掛金期間」の下に「(肉豚に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る共済掛金期間。第百十四條第一項において同じ。)」を加える。

第百十四條第一項中「共済金額は」の下に「(肉豚以外の包括共済対象家畜に係る包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごとに、肉豚に係る包括共済関係に係るものにあつては第百十一條第一項の省令で定める飼養区分ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごとに)」を加え、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項中「家畜共済」の下に

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第十八号

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案及び同報告書

五七二

〔肉豚に係るものを除く。〕を加える。  
第百十四条の二第一項第一号中「包括共済関係にあつては」を「肉豚以外の包括共済対象家畜に係る包括共済関係にあつては」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 肉豚に係る包括共済関係にあつては、組合員等と及び第百十一条第一項の省令で定める飼養区分ごとに、当該組合員等が当該包括共済関係に係る共済掛金期間開始の時に飼養している当該飼養区分に係る肉豚の価額を合計した金額

第百十四条の二第二項中「前項」を「前項第一号又は第三号」に、「但し」を「ただし」に、「改訂すべき」を「改定すべき」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項第二号の肉豚の価額は、省令で定めるところにより、定款等で定める金額とする。

第百十六條第四項中「第百十四条の二第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第百二十条の三の次に次の一条を加える。  
第百二十条の三の二 農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者は、その者に係る果樹の栽培の業務の規模その他果樹の栽培に関する条件が政令で定める基準に適合するときは、収穫共済について、共済目的の種類ごとに、省令で定めるところにより、当該組合等に対し、第八十四条第一項第四号の共済事故のうち病虫害による果実の減収その他の省令で定めるものを共済事故としない旨の申出をすることが出来る。

前項の申出があつたときは、当該申出に係る収穫共済の共済関係においては、第八十四条第一項の規定にかかわらず、同項第四号の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故とし、同項の申出をすることが出来る。

第百二十条の六第三項中「第八十五条第十三項」を「第八十五条第十一項」に改める。  
第百二十条の七第一項中「第八十五条第十三項」を「第八十五条第十一項」に改め、「収穫共済との別」の下に「その他危険の程度を区分する要因となる事項により主務大臣が定める別」を加える。  
第百二十条の八第一項中「第八十五条第十三項」を「第八十五条第十一項」に、「こえた」を「超えた」に改める。  
第百二十二条第一項中「農作物ごと」の下に「及び農作物共済の共済事故等による種別ごと」を加える。  
第百二十三条第一項第一号中「農作物ごと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別ごと」を加え、「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「蚕繭共済」の下に「及び家畜共済」を加え、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第二項中「及び第三号」を削る。  
第百二十四条第一項中「農作物ごと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別ごと」を加え、「左の」を「次の」に、「こえ」を「超え」に改め、同項第三号イ中「組合員」を「異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金の百分の九十に相当する金額、異常事故により支払うものにあつては組合員」に改め、同号ロ中「若しくは」を「又は」に改め、「又は異常事故」を削り、「共済金に相当する金額」を「共済金の百分の九十に相当する金額」に改め、「算定される金額」の下に「百分の九十に相当する金額、異常事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金に相当する金額」を加える。

第百三十二条第一項中「乃至第九十一条」を「から第九十一条まで」に、「乃至第九十八条の二」を「から第九十八条の二まで」に、「第九十九条第二項」を「第九十九条第四項」に、「乃至第一百二条」を「から第一百二条まで」に改める。  
第百三十四条第二項中「蚕繭ごと」の下に「及び蚕繭共済の共済責任期間による種別ごと」を加える。  
第百三十五条第一号中「農作物ごと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別ごと」を加え、同条第二号中「蚕繭ごと」の下に「蚕繭共済の共済責任期間による種別ごと」を加える。  
第百三十六条第一項中「農作物ごと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別ごと」を加え、「組合等の農作物共済の共済目的の種類たる水稲につき農業共済組合連合会が支払うべき」を「農作物共済に係る」に改め、同条第二項中「蚕繭ごと」の下に「蚕繭共済の共済責任期間による種別ごと」を加える。  
第百三十七条第一号中「農作物ごと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別ごと」を加え、同条第二号中「蚕繭ごと」の下に「蚕繭共済の共済責任期間による種別ごと」を加える。  
第百五十条の三の次に次の二条を加える。  
第百五十条の四 組合等は、第百九条第二項又は第三項に規定する農作物共済については、当分の間、これらの規定にかかわらず、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が当該共済目的の種類たる農作物の耕作を行う耕地で共済事故により収穫のないもの(以下収穫皆無耕地という。)がある場合であつて、これらの規定により共済金が支払われないとき又は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、第一号に掲げる金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第百六条第一項第二号又は第二項の単位当たり共済金額に、当該収穫皆無耕地ごと

の当該共済目的の種類に係る基準収穫量の合計の百分の七十(第百十条第一号の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかったこと又は発芽しなかつたことその他省令で定める事由のある収穫皆無耕地については、実損害額を勘案して主務大臣が定める割合)に相当する数を乗じて得た金額  
二 第百九条第二項又は第三項の規定を適用して算定して得た金額  
第百五十条の五 その地域における水稲に係る病虫害の防除を共同して行うため必要な施設が整備され、その他その防除がその地域内に住所を有する水稲の耕作の業務を営む組合員等により共同して適正に行われる見込みがあるものとして主務大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む組合等は、水稲に係る農作物共済のうち当該組合等と当該組合員等との間に成立する当該農作物共済の共済関係に係るものについては、当分の間、当該水稲につき病虫害の共済事故が異常に発生した場合において、当該組合員等が共同して当該病虫害の防除を行つたときは、当該防除につき組合員等が負担した費用のうち当該病虫害の共済事故が異常に発生した部分に対応するもの(省令で定めるものに限る。)に相当する金額(その金額が主務大臣の定める金額を超える場合にあつては、その主務大臣の定める金額)を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

前項の規定による指定には、第八十五条第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第百五十条の五第二項において準用する前項」と読み替へるものとする。

前項において準用する第八十五条第六項の総会の議決には、第四十四条の二の規定を準

第百六条第一項第二号又は第二項の単位当たり共済金額に、当該収穫皆無耕地ごと

の当該共済目的の種類に係る基準収穫量の合計の百分の七十(第百十条第一号の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかったこと又は発芽しなかつたことその他省令で定める事由のある収穫皆無耕地については、実損害額を勘案して主務大臣が定める割合)に相当する数を乗じて得た金額  
二 第百九条第二項又は第三項の規定を適用して算定して得た金額  
第百五十条の五 その地域における水稲に係る病虫害の防除を共同して行うため必要な施設が整備され、その他その防除がその地域内に住所を有する水稲の耕作の業務を営む組合員等により共同して適正に行われる見込みがあるものとして主務大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む組合等は、水稲に係る農作物共済のうち当該組合等と当該組合員等との間に成立する当該農作物共済の共済関係に係るものについては、当分の間、当該水稲につき病虫害の共済事故が異常に発生した場合において、当該組合員等が共同して当該病虫害の防除を行つたときは、当該防除につき組合員等が負担した費用のうち当該病虫害の共済事故が異常に発生した部分に対応するもの(省令で定めるものに限る。)に相当する金額(その金額が主務大臣の定める金額を超える場合にあつては、その主務大臣の定める金額)を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

用する。

第一項に規定する農作物共済に係る水稻につき病虫害の共済事故が異常に発生した場合における病虫害の防除又はその費用の負担には、第百十七条及び第百二十六条の規定を準用する。

(農業共済基金法の一部改正)

第二条 農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「理事長一人、理事三人」を「理事長一人、理事一人及び」に改め、同条に次の一項を加える。

2 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事八人以内を置くことができる。

第二十九条第三項中「十三人」を「七人以内」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 委員は、定款の定めるところにより、理事長が委嘱する。

第二十九条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

第三十三条第二項中「前項」を「前二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 基金は、前項の規定により行なう業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、会員等が保険事業若しくは共済事業の円滑な実施のために必要とする資金の貸付け又は当該資金の借入れに係る債務の保証の業務及びこれらの業務に附帯する業務を行ふことができる。

第三十六条第一項中「又は共済金の支払」を「若しくは共済金の支払又は第三十三条第二項の規定による農林大臣の認可に係る貸付け若しくは債務の保証の目的」に改める。

第四十条第二号を次のように改める。

二 国債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

第四十条に次の一号を加える。

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第五十条の二第一号中「第三十条第三項」の下に「第三十三条第二項」を加える。

第五十二条第一号中「第三十四条第一項」を「第三十三条第二項若しくは第三十四条第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十二年二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 附則第三項の規定 公布の日

二 第一条中農業災害補償法(以下「農災法」という。)第十二条第三項及び第四項、第八十四条第一項第二号、第六十六条第三項及び第四項、第八十条、第九十九条第三項、第一百零一条、第一百零二条並びに第九十九条第二号、第一百零六条第二項並びに第九十九条第二号の改正規定並びに附則第四項の規定 昭和五十一年十二月一日

三 第一条中農災法第十三条の二、第十五条、第八十四条第一項第三号、第九十九条、第一百一十一条、第一百一十二条の六、第九十一条の八、第一百零二条、第一百零四条、第一百零四条の二、第一百零六条、第一百零三条(第一項第一号に係る部分を除く。)及び第九十九条第一項第三号の改正規定、第二条並びに附則第五項、附則第七項及び附則第八項の規定 昭和五十二年四月一日

四 改正後の農業災害補償法(以下「新農災法」という。)第十二条第一項及び第二項、第十四条の二第一項、第八十五条第四項(新農災法第八十五条の七において準用する場合を含む。)、第八十六条第二項、第六十六条第二項から第五項まで

で、第百七条(第四項を除く。)、第百九条第一項及び第三項、第百二十二条第一項、第百二十三条第一項第一号、第百二十四条第一項、第百二十五条第一項第一号、第百三十七条第一号、第百三十六条第一項、第百三十七条第一号、第百五十条の四並びに第百五十条の五の規定は、水稻及び陸稲については昭和五十二年産のものから、麦については昭和五十一年以前の年産の適用するものとし、昭和五十一年以前の年産の水稻及び陸稲並びに昭和五十二年以前の年産の麦については、なお改正前の農業災害補償法(以下「旧農災法」という。)第十二条第一項及び第二項、第十四条の二第一項、第八十五条第四項(旧農災法第八十五条の七において準用する場合を含む。)、第八十六条第二項、第百七条(第四項を除く。)、第百九条第一項、第百二十二条第一項、第百二十三条第一項第一号、第百二十四条第一項、第百二十五条第一項第一号、第百三十七条第一号、第百三十六条第一項、第百三十七条第一号の七の規定の例による。

五 農作物通常共済掛金基準率等の改定の特例 (農作物通常共済掛金基準率等の改定の特例) 農災法第七十七条第四項の規定にかかわらず、同条第一項の農作物通常共済掛金基準率及び農作物異常共済掛金基準率の昭和五十一年における一般の改定は、昭和五十二年において行ふものとし、これらの率の同年における一般の改定の次に行ふ一般の改定は、昭和五十四年において行ふものとする。

六 蚕繭共済に係る新農災法の適用に関する経過措置 (蚕繭共済に係る新農災法の適用に関する経過措置) 新農災法第十二条第三項及び第四項、第八十四条第一項第二号(新農災法第八十五条の七において準用する場合を含む。)、第六十六条第六項及び第七項、第百八条(第五項を除く。)、第百九条第四項、第百十条第二号、第百三十四条第二項、第百三十五条第二号、第百三十六条第二項並びに第百三十七条第二号の規定は、昭和五十二年産の蚕繭から適用するものとし、昭和五十一年以前の年産の蚕繭については、なお旧農災法第十二条第三項及び第四項、第八十四条第一項第二号(旧農災法第八十五条の七において準用する場合を含む。)、第六十六条第三項及び第四項、第百八条(第五項を除く。)、第百九条第三項、第百十条第二号、第百三十四条第二項、第百三十五条第二号、第百三十六条第二項並びに第百三十七条第二号の規定の例による。

七 附則第一項第三号に掲げる規定の施行前に開始し、その施行後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する共済掛金の国庫負担、保険金額及び保険金については、なお従前の例による。

八 新農災法第百二十条の三の二及び第百二十条の七第一項の規定は、この法律の施行の日以後に共済責任期間の開始する収穫共済に係る果樹から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する収穫共済に係る果樹については、なお旧農災法第百二十条の七第一項の規定の例による。

九 農業共済基金の運営委員会の委員に関する経過措置 (農業共済基金の運営委員会の委員に関する経過措置) 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の際現在に在任する農業共済基金の運営委員会の委員のすべてにつき、その任期が満了し、又は退任するまでの間は、農業共済基金の運営委員会の委員の数が及び選任に関しては、なお従前の例による。

十 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由 最近における農業事情の変化等にかんがみ、農

業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十一年五月十三日 衆議院会議録第十八号

五七三

農業災害補償事業の健全な運営に資するため、農作物共済及び蚕繭共済のてん補内容の充実、農作物共済の農家単位引受方式の拡充並びに家畜共済の共済掛金に係る国庫負担の改善及び共済目的の追加等の措置を講ずるとともに、農業共済団体の運営の改善及び農業共済基金の業務範囲の拡大を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における農業事情の変化に対応して、農業経営の安定を図る見地から、補償の充実及び合理化を図るとともに、共済事業の円滑な実施に資するため、農業共済団体の運営の改善及び農業共済基金の業務範囲の拡大の措置を講じようとするものであり、その要旨は次のとおりである。

(一) 補償の充実及び合理化

- 1 共済目的及び共済事故の拡充
  - (1) 家畜共済の共済目的に肉豚を加え、その共済事故を死亡とすること。
  - (2) 蚕繭共済の共済事故に桑葉の獣害を加えること。
- 2 農作物共済における全相殺による農家単位引受方式の導入
 

農家単位引受方式に、新たに、農家ごとに増収量と減収量を相殺して一割以上の被害があつた場合に共済金を支払う引受方式を導入すること。
- 3 単位当たり共済金額の引上げ
  - (1) 農作物共済の単位当たり共済金額は、収穫物の単位当たり価格に相当する額を限度とすること。
  - (2) 蚕繭共済の単位当たり共済金額は、繭の価格の百分の七十を標準とすること。

4 農家単位引受方式実施地域における全損耕地についての特例

組合等は、農家単位引受方式による農作物共済実施地域における収穫皆無耕地については、基準収穫量の百分の七十につき共済金を支払うことができることとする。

5 農作物共済における損害防止給付の新設

共同防除体制が整備された地域において病虫害が異常に発生し、組合員等がその病虫害の防除を共同して行つたときは、当分の間、その防除に要した費用に相当する金額を共済金として支払うこととする。

6 蚕繭共済における蚕期区分の導入

組合等は、主務大臣が特定の地域における特定の共済目的の種類につき蚕期に応じた区分を定めたときは、その蚕期の区分ごとに共済金額を定めることができることとする。

7 果樹共済における特定事故の選択制の導入

果樹栽培に関する条件が一定の基準に適合する者については、収穫共済について病虫害による果実の減収等の共済事故を共済事故から除外できることとする。

8 共済掛金の国庫負担の改善

家畜共済における共済掛金に対する国庫負担割合は、牛に係るものにあつては二分の一、馬又は種豚に係るものにあつては五分の二、肉豚に係るものにあつては三分の一とすること。

(二) 農業共済団体等の運営の改善

- 1 事業運営の改善
  - (1) 農作物共済において組合等の一部の地域であつても、申請により病虫害の事故除外、全相殺による農家単位引受方式及び水稻病虫害に係る損害防止給付を行うことができることとする。
  - (2) 家畜共済における組合等の連合会に対

する付保割合は、原則として百分の九十とすること。

2 組織運営の改善

役員又は総代の立候補者が選挙すべき数以内であるときは、投票を省略することができることとする。

3 農業共済基金の業務拡大

従来の貸付業務のほか、農業共済団体が業務の執行を円滑にするために必要な資金の貸付け等を行うことができることとする。

4 施行期日

施行期日は、昭和五十二年二月一日とする。ただし、この制度改善の実施時期は原則として昭和五十二年度からとする。

二 議案の可決理由

最近における農業事情の変化に対応して農業経営の安定を図る見地から、本案の措置を適切なものとして認め全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した。

なお、本案に対しては、日本共産党・革新共同の津川武一君より、家畜共済における共済掛金に対する国庫負担割合を二分の一とすること等を内容とする修正案が提出されたが賛成少数をもつて否決された。

この修正案に対しては国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して安倍農林大臣から賛成しがたい旨の意見が述べられた。

また、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十一年五月十三日

農林水産委員長 湊 徹郎  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕  
農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、最近における農業事情の変化等にかんがみ、長期的視野に立つて、制度の一層の拡充整備を図り、農業経営の安定と農業生産力の発展に資するよう左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 農作物共済については、補償の経営安定効果を一層高めるため、農家単位引受方式の円滑な推進を図るよう努めるほか、災害の発生態様の変化及び農家の共済需要の動向を勘案して今後とも足切り水準の引下げ又は損害の程度に応じててん補する比例てん補方式等につき調査検討を行い、てん補内容の充実を図ること。

二 水稻病虫害損害防止給付については、地域における防除の実態に即応するよう、その給付内容の充実を努めるとともに、その実施に当たっては、関係団体等との連絡、協調に特に留意すること。

三 家畜共済については、馬及び肉豚に係る共済掛金国庫負担等につき一層の改善に努めるとともに、実情に即した診療点数の改定、獣医師の待遇改善、損害防止事業の強化等を促進し、家畜診療所の経営安定を図ること。

四 果樹共済については、加入の推進に一層努めるとともに、果樹栽培農家の経営安定に資するよう補償内容の充実、対象品目の拡大等に努めること。

なお、最近における果実の需給動向にかんがみ、果実の生産及び価格対策の一層の充実強化を図ること。

五 畑作物共済及び園芸施設共済については、可及的速やかに本格実施への移行を図ること。

六 野菜等の新種共済については、早急に調査等を行い、基礎資料の整備を進め、その早期制度化に努めること。

七 役員選挙等農業共済団体の運営に当たっては、民主的運営が損われぬよう、特段の指導を行うこと。

八 農業共済団体の事務費に関しては、事業運営



2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時に於いて、第三十三条第一項の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第二十八条の見出し中「理事への」を削り、同条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名された」に、「理事に」を「理事長となるべき者に」に改める。

第二十九条中「協会」を「基金」に改める。

「第五節 管理」を「第四節 管理」に改める。

第三十条の見出し中「記載すべき事項」を削り、同条中「協会」を「基金」に改め、同条第四号から第九号までを次のように改める。

四 役員に関する規定

五 評議員会に関する規定

六 業務及びその執行に関する規定

七 出荷団体の登録に関する規定

八 財務及び会計並びに資産に関する規定

九 定款の変更に関する規定

第三十条に次の一項を加える。

2 基金の定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第三十一条から第四十条までを次のように改める。

(役員)

第三十一条 基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事十人以内を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第三十二条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員るときはその職務を行う。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると

認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第三十三条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第三十四条 役員任期は、三年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員解任)

第三十五条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

2 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第三十六条 役員(非常勤の理事を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十七条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。

この場合には、監事が基金を代表する。

(評議員会)

第三十八条 基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

3 評議員は、野菜の生産、流通及び消費につい

て学識経験を有する者のうちから、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員任命)

第三十九条 基金の職員は、理事長が任命する。(役員及び職員公務員たる性質)

第四十条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四十条の次に次の節名を付する。

第五節 財務及び会計

第四十一条から第四十八条までを次のように改める。

(事業年度)

第四十一条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第四十二条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十三条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として積み立てなければならない。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十六条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(農林省令への委任)

第四十七条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に必要事項は、農林省令で定める。

第四十八条 削除

第四章第六節及び第七節を次のように改める。

第六節 監督

第四十九条 基金は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の準備金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 第一項の準備金は、前項の規定により取り崩し、又は第十九条の資金に繰り入れられる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

(借入金)

第四十五条 基金は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。



(報告及び検査)

第五十条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、基金の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、關係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十一条 削除

第七節 補則

(解散) 第五十二条 基金の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第五十三条 農林大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第十五条第二項、第十七条第二項又は第四十七条の農林省令を定めようとするとき。
- 二 第十七条第一項又は第四十二条の認可をしようとするとき。
- 三 第四十三条第一項又は第四十六条の承認をしようとするとき。

第五十四条から第五十八条まで 削除  
第六十条中「行なう」を「行う」に改め、「協会を除く。」を削る。

第六十一条第一項中「第五十三条」を「第五十条」に、「第五十四条」を「同項」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「協会」を「基金」に改める。

第六十二条中「協会の」を「基金の」に改め、「又は清算人」を削り、同条第二号中「協会が行なう」を「基金が行う」に、「行なつたを」を「行つた」に改め、同条第四号中「第十七条」を「第十九条」に、

「第十八条」を「第四十四条」に改め、同条第五号から第十号までを削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(旧法の暫定的効力)

第二条 この法律の施行の際現に存する野菜生産出荷安定資金協会(清算中のものを含む。)については、改正前の野菜生産出荷安定法(以下「旧法」という。)は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(野菜生産出荷安定資金協会からの権利義務の引継ぎ)  
第三条 野菜生産出荷安定資金協会(以下「協会」という。)は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間において、総会の議決を経て、基金の発起人に対し、基金においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

- 2 前項の議決については、旧法第四十七条の規定を準用する。
- 3 基金の発起人は、第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、農林大臣に認可を申請しなければならない。
- 4 前項の認可があつたときは、協会の一切の権利及び義務は、基金の成立の時に、基金に承継されるものとし、協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、旧法及び他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

5 前項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第四条 この法律の施行の日から起算して一年を経過した時に現に存する協会は、旧法第四十九

条第一項の規定にかかわらず、その時に解散する場合における解散及び清算については、旧法第五十七条第一項の規定による解散の命令によつて解散した協会の解散及び清算の例による。

(財団法人野菜価格安定基金からの権利義務の引継ぎ)  
第五条 昭和四十七年八月十六日に設立された財団法人野菜価格安定基金(以下「野菜価格安定基金」という。)は、その寄附行為で定めるところにより、基金の発起人に対し、基金においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 基金の発起人は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、農林大臣に認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、野菜価格安定基金の一切の権利及び義務は、基金の成立の時に、基金に承継されるものとし、野菜価格安定基金は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

- 4 前項の規定により野菜価格安定基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
- (非課税)  
第六条 前条第三項の規定により基金が権利を承継する場合におけるその承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

(協会からの権利義務の引継ぎに伴う経過措置)  
第七条 基金は、附則第三条第四項の規定により基金が協会の権利及び義務を承継した場合に、その承継の時に旧法第十七条に規定する生産者補給交付金の交付に充てるための資金の額に相当する額を改正後の野菜生産出荷安定法(以下「新法」という。)第十九条の資金に繰り入れるものとする。

(名称の使用制限等に関する経過措置)  
第八条 この法律の施行の際現にその名称中に野菜供給安定基金という文字を用いている者については、新法第十三条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第九条 基金の最初の事業年度は、新法第四十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十二年三月三十一日に終わるものとする。

第十条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第四十二条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)  
第十一条 この法律の施行前(附則第二条に規定する野菜生産出荷安定資金協会については、同条の規定により効力を有する旧法の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- (農林中央金庫法等の一部改正)  
第十二条 次に掲げる法律の規定中「野菜生産出荷安定資金協会」を「野菜供給安定基金」に改める。
- 一 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第五条第一項
- 二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の五第一項第四号
- 三 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表
- 四 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第二第一号の表

理由  
最近における野菜の生産、流通及び消費に関する諸事情の変化にかんがみ、主要な野菜の出荷の安定を図るべき一定の消費地域の要件を改めるとともに、当該消費地域におけるその価格の著しい低落があつた場合における生産者補給金の交付の

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第十八号

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案及び同報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

五七八

業務を行う野菜生産出荷安定資金協会の制度に代え、当該業務及び当該消費地域におけるその売渡しその他野菜の安定的な供給を図るための業務等を行う野菜供給安定基金の制度を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における野菜の生産、流通及び消費に関する諸事情の变化にかんがみ、野菜生産出荷安定資金協会の制度に代え、当該業務及び当該消費地域におけるその売渡しその他野菜の安定的な供給を図るための業務等を行う野菜供給安定基金の制度等を定めようとするもので、その内容は次のとおりである。

(一) 指定消費地域の拡大

「指定消費地域」とは、野菜の消費上重要であり、かつ、相当の人口を有する都市及びその周辺の地域であつて、政令で定めるものをいうこととするに改めること。

(二) 野菜供給安定基金の新設

1 野菜供給安定基金(以下「基金」という)は、次に掲げる業務を行うこととする。

- (1) 指定消費地域における指定野菜の価格の著しい低落があつた場合において基金の登録を受けた出荷団体を通する生産者補給金の交付を行うこと。
- (2) 指定消費地域における一定の指定野菜の安定的な供給を図るためのその買入れ、保管及び売渡しを行うこと。
- (3) 指定消費地域における野菜の安定的な供給を図るための保管施設の設置及び管理を行うこと。
- (4) 都道府県の野菜価格安定法人が行う野菜の価格補てん事業に対する助成を行うこと。

2 基金に、役員として、理事長一人、常勤理事三人以内、非常勤理事十人以内及び監事二人以内を置くこととする。

理事長及び監事は、農林大臣が任命し、理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命することとする。

3 基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置き、野菜の生産、流通及び消費について学識経験を有する者のうちから農林大臣の認可を受けて理事長が任命する者二十五人以上をもつて組織することとする。

(三) その他

1 野菜生産出荷安定資金協会及び昭和四十七年八月十六日に設立された財団法人野菜価格安定基金は、その一切の権利及び義務を基金の成立の時に基金に承継させることができることとし、その時において、野菜生産出荷安定資金協会及び財団法人野菜価格安定基金は解散するものとする。

2 その他所要の規定を整備すること。

二 議案の可決理由

最近における野菜の生産及び出荷の近代化を計画的に推進するとともに消費地域における野菜の安定的供給を図るための制度を確立しようとするものであつて、その措置は妥当なものと認め全会一致をもつて本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、日本共産党・革新共同の中川利三郎君より、評議員の任命方法を改めること等を内容とする修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。右報告する。

昭和五十一年五月十三日

農林水産委員長 湊 徹郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

最近における農業生産及び国民消費生活に占める野菜の生産、消費の重要性の増大にかんがみ、政府は、本法施行に当たつては、速やかに左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 野菜の供給及び価格の安定を推進するため、指定消費地域の拡大指定及び複合指定を含め作付けの実態に即した野菜指定産地の拡充を図ること。

二 都道府県の野菜価格安定法人の行う価格補てん事業については、地域農業の振興及び国民消費生活の安定に果たす重要性にかんがみ、対象品目の拡大等助成内容を充実すること。

三 野菜供給安定基金は、生産者の意見を反映する措置を講ずるとともに、消費者との調和をその基本として、適切な業務運営を行うこと。

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表埼玉大学の項中「理工学部」を「理学部」に改め、同表中

新潟大学

四 野菜の計画生産、計画出荷を確保するため、系統農協組織の活用による生産出荷の調整のため、所要の措置を講ずるとともに、価格補てん事業の保証基準額の算定に当たつては、生産費その他の生産事情を十分考慮し、再生産確保の観点に十分留意して行うこと。

五 野菜の生産、消費の重要性にかんがみ、価格補てん事業に要する資金については、野菜生産農家及び都道府県の負担の軽減を図るため、国庫負担を大幅に増額すること。

六 野菜供給安定基金の行う野菜売買保管事業等の高騰時対策事業について、円滑な事業運営に必要な予算措置を講じ、その強化に努めること。

国立学校設置法の一部を改正する法律案  
右  
昭和三十二年二月六日  
内閣総理大臣 三木 武夫

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第十八号 国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

<p>佐賀医科大学</p> <p>佐賀大学</p> <p>佐賀県</p> <p>教育学部 経済学部 理工学部 農学部 医学部</p>	<p>高知医科大学</p> <p>高知大学</p> <p>高知県</p> <p>文理学部 教育学部 農学部 医学部</p>	<p>高知大学</p> <p>高知県</p> <p>文理学部 教育学部 農学部</p>	<p>名古屋工業大学</p> <p>豊橋技術科学大学</p> <p>名古屋工業大学</p> <p>工学部</p>	<p>新潟県</p> <p>教育学部 理学部 医学部 歯学部 工学部 農学部</p> <p>新潟大学</p> <p>長岡技術科学大学</p> <p>新潟県</p> <p>教育学部 理学部 医学部 歯学部 工学部 農学部 工学部</p>
--	---	---	--	---

<p>大分大学</p> <p>大分県</p> <p>教育学部 経済学部 工学部</p>	<p>大分大学</p> <p>大分県</p> <p>教育学部 経済学部 工学部</p>	<p>大分医科大学</p> <p>大分県</p> <p>医学部</p>	<p>熊本大学医療技術短期大学部</p> <p>熊本県</p> <p>熊本大学</p>	<p>宇留線観測所</p> <p>長野県</p> <p>宇宙線研究所</p>
---	---	-------------------------------------	---	--

附則

1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の表新潟大学の項、名古屋工業大学の項、徳島大学の項、高知大学の項、佐賀大学の項及び大分大学の項並びに第三条の第三第二項の改正規定は同年十月一日から、第三条の第二項の改正規定のうち長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学に係る部分は昭和五十五年四月一日から施行する。

2 埼玉大学の理工学部の存続に関する経過措置

3 長岡技術科学大学等の学生の入学

長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、高知医科大学、佐賀医科大学及び大分医科大学は、昭和三十二年三月三十一日に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、高知医科大学、佐賀医科大学及び大分医科大学は、昭和三十二年三月三十一日に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第十八号

を新設し、埼玉大学に理学部及び工学部を、岡山大学に薬学部を、徳島大学に歯学部をそれぞれ設置すること。

2 福島大学、長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学に大学院を設置すること。

3 熊本大学に熊本大学医療技術短期大学部を併設すること。

4 東京大学の宇宙線観測所の名称及び位置を変更すること。

5 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行すること。ただし、大学の施設、歯学部を設置並びに医療技術短期大学部の併設に関する規定は同年十月一日から、技術科学大学の大学院の設置に関する規定は昭和五十一年四月一日からそれぞれ施行すること。

6 新設の大学は、昭和五十三年度から学生を入学させるものとする。

7 その他所要の改正を行うこと。

二 議案の修正議決理由  
本案は、おおむね妥当なものと認めるが、本案の施行期日はすでに経過しているため、この法律は、公布の日から施行するとともに、これに伴う在学年数の計算について必要な経過措置を講ずる趣旨の修正を行う必要を認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費  
昭和五十一年度文部省所管国立学校特別会計予算に、八億七千九百万円が計上されている。右報告する。

昭和五十一年五月十二日  
文教委員長 登坂重次郎  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕  
〔小字及び一は修正〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同報告書 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

五八〇

附則

1 この法律は、<sup>公布の日</sup>昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の表新潟大学の項、名古屋工業大学の項、徳島大学の項、高知大学の項、佐賀大学の項及び大分大学の項並びに第三条の第三第二項の改正規定は、<sup>昭和五十一年</sup>同年十月一日から、第三条の第二第一項の改正規定のうち長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学に係る部分は昭和五十一年四月一日から施行する。  
(在学年数の計算に関する経過措置)

2 昭和五十一年度に入学者は、在学年数の計算に関しては、昭和五十一年四月一日から当該大学院に在学していたものとみなす。  
(埼玉大学の理工学部の存続に関する経過措置)

3 埼玉大学の理工学部の存続に関する経過措置  
後の第三条第一項の規定にかかわらず、昭和五十一年三月三十一日に当該学部に入学者が当該学部に入学者となるまでの間、存続するものとする。

4 長岡技術科学大学等の学生の入学  
長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、高知医科大学、佐賀医科大学及び大分医科大学は、昭和五十三年度から学生を入学させるものとする。

〔別紙〕  
国立学校設置法の一部を改正する法律案に對する附帯決議

政府は、技術科学大学の設置及び運営に当たっては、大学の重要性と本案審査における各意見にかんがみ、次の事項について特に配慮すること。

一 学問の自由、大学の自治を尊重するとともに、人事等管理運営については現行法令に基づいて行うこと。

二 十分な財政措置を講じ、いやしくも、民間資金を前提とした教育研究体制にならないようにすること。

三 高等専門学校についても、その充実のため一層の研究・検討を加えること。  
右決議する。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右  
昭和三十四年三月二十五日  
内閣総理大臣 三木 武夫

昭和三十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は廃疾年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間の年数から二十年を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という。)一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する金額

二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

4 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受ける者が七十歳」とあるのは「受ける者が七十歳又は八十歳」と、「前項」とあるのは「第一条の八第二項又は第三項」と読み替へるものとする。

5 第一条の六第五項の規定は、第二項及び第三項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「七十歳又は八十歳」と読み替へるものとする。

6 第一条第二項の規定は、前各項の規定による

る年金額の改定の場合について準用する。

第二条の七の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の八 前条の規定の適用を受ける年金に  
ついては、昭和五十一年七月分以後、その額  
を、同条第一項(同条第二項)又は第  
四項の規定による年金の額の改定の基礎とな  
つた平均標準給与の年額又は法律第四百十号  
附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給  
与の仮定年額にそれらの額が別表第六の上欄  
に掲げる金額の区分のいずれの区分に属する  
かに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た  
金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額  
(同表の下欄に金額が掲げられていないとき  
は、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金  
額)を平均標準給与の年額又は法律第四百十  
号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準  
給与の仮定年額とみなし、法又は法律第四百  
十号の規定を適用して算定した額に改定す  
る。

2 昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月

三十一日までの間に新法の退職をした組合員  
に係る新法の規定による年金については、昭  
和五十一年七月分以後、その額を、その組合  
員に係る平均標準給与の年額又は法律第四百  
十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標  
準給与の仮定年額にそれらの額が別表第六の  
上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属  
するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて  
得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算  
額(同表の下欄に金額が掲げられていないと  
きは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金  
額)を平均標準給与の年額又は法律第四百十  
号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準  
給与の仮定年額とみなし、法、法律第四百十号  
又は昭和四十四年度以後における私立学校教

職員共済組合からの年金の額の改定に関する  
法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年  
法律第百四号)の規定を適用して算定した額  
に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定によ

る年金額の改定の場合について準用する。  
第三条の七の次に次の一条を加える。  
(昭和五十一年度における恩給財団の年金の  
額の改定)

第三条の八 前条の規定の適用を受ける年金に  
ついては、昭和五十一年七月分以後、その額  
を、第三条の規定による改定前の年金額にそ  
れぞれ対応する別表第二十の下欄に掲げる  
額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六  
十五歳以上の者に支給する年金でその改定額  
が五十五万円に満たないものについては、そ  
の改定額を五十五万円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改  
定額が五十五万円に満たないものを受ける者  
が六十五歳に達したときは、その日の属する  
月の翌月分以後、その年金額を五十五万円に  
改定する。

第四条の五の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年六月以前に退職をした長期在  
職組合員等の退職年金等の最低保障に係る改  
定)

第四条の六 昭和五十一年六月三十日以前に退  
職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金  
については、その額(第一条の八又は第二条  
の八の規定の適用を受ける年金にあつては、  
これらの規定による改定後の年金額とし、新  
法の規定による年金のうち遺族年金について  
は、その額につき新法第二十五条において準  
用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年  
法律第百二十八号)第八十八条の五(法律第百  
四十号附則第十五項において準用する国家公  
務員共済組合法の長期給付に関する施行法

(昭和三十三年法律第百二十九号)第三十二条  
の四において準用する場合を含む。以下この  
項において同じ)の規定の適用がある場合  
(これらの規定が昭和五十一年七月一日から  
適用されるとするならば新法第二十五条にお  
いて準用する国家公務員共済組合法第八十八  
条の五の規定が適用されることとなる場合を  
含む)には、その額から新法第二十五条にお  
いて準用する国家公務員共済組合法第八十八  
条の五の規定により加算されるべき額に相当  
する額を控除した額)が当該各号に掲げる額  
に満たないときは、同年七月分以後、その額  
を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年

金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応  
じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計  
算の基礎となつた組合員であつた期間が  
退職年金の最短期間を達しているもの  
に係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計  
算の基礎となつた組合員であつた期間が  
十年以上のものに係る年金(イに掲げる  
年金を除く。)及び六十五歳未満の者で退  
職年金の額の計算の基礎となつた組合員  
であつた期間が退職年金の最短期間を達  
しているものに係る年金 四十一万  
二千五百円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年

金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲  
げる額

イ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計  
算の基礎となつた組合員であつた期間が  
退職年金の最短期間を達しているもの  
に係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計  
算の基礎となつた組合員であつた期間が  
九年以上のものに係る年金(イに掲げる

年金を除く。)及び六十五歳未満の者で廃  
疾年金の額の計算の基礎となつた組合員  
であつた期間が退職年金の最短期間を達  
しているものに係る年金 四十一万  
二千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二

十七万五千円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年

金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲  
げる額

イ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の  
妻、子若しくは孫が受ける年金でその年  
金の額の計算の基礎となつた組合員であ  
つた期間が退職年金の最短期間を達  
しているもの 二十七万五千円

ロ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の  
妻、子若しくは孫が受ける年金でその年  
金の額の計算の基礎となつた組合員であ  
つた期間が九年以上のもの(イに掲げる  
年金を除く。)及び六十五歳未満の者(妻  
子及び孫を除く。)が受ける年金でその年  
金の額の計算の基礎となつた組合員であ  
つた期間が退職年金の最短期間を達  
しているもの 二十万六千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十

三万七千五百円

2 第四条の二第二項及び第三項の規定は、前  
項の規定の適用につき準用する。この場合に  
おいて、同条第二項及び第三項中「七十歳」と  
あるのは、「六十五歳」と読み替へるものとす  
る。

第七条中「第三条の七」を「第三条の八」に改  
め、同条を第八条とし、第六条を第七条とし、  
第五条の三第六項中「第五条第三項」を「第六  
条第三項」に、「第五条の三第一項」を「第六  
条第一項」に改め、同条を第六条の三とし、同条  
の次に次の一条を加える。

昭和五十一年五月十三日 衆議院会議録第十八号  
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及  
び同報告書 五八一

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第十八号

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

五八二

(昭和五十一年度における通算退職年金の額の改定)

第六條の四 前條の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(前條第一項第二号(同條第三項の規定の適用を受ける年金にあつては、同項の規定により読み替えられた同條第一項第二号)又は同條第四項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額)にその額が別表第六の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じて同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 第六條の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同條第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第六條の四第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第六條の四第一項」と読み替へるものとする。

3 昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員

であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額)にその額が別表第六の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じて同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

4 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、第二項中「第六條の四第一項第二号」とあるのは「第六條の四第三項第二号」と、「第六條の四第一項」とあるのは「第六條の四第三項」と読み替へるものとする。

5 前各項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年八月分以後、その額を、これらの規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、第二項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第六條の四第一項」とあるのは「第六條の四第五項において読み替えられた同條第一項」と、第三項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、第四項中「第六條の四第三項」とあるのは「第六條の四第五項において読み替えられた同條第三項」と読み替へるものとする。

6 第六條第三項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同條第三項中「前二項」とあるのは、「第六條の四第一項から第五項まで」と読み替へるものとする。

7 第一條第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第五條の二第五項中「第五條の二第一項」を「第六條の二第一項」に改め、同條を第六條の二とし、第五條第二項第一号中「昭和三十三年法律第百二十八号」を削り、同條を第六條とし、同條の前に次の一條を加える。

(旧法の規定による遺族年金等に係る加算)

第五條 第一條の八又は前條第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料、国家公務員共済組合法による改正

前の国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 二万四千元

2 第一條の八又は前條第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない場合において、その妻が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定を適用してその額を改定する。

別表第二の九の次に次の一表を加える。

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円から八八、二〇〇円まで	四二二、五〇〇円
一〇一、二〇〇円	四二四、〇〇〇円
一一五、〇〇〇円	四八一、九〇〇円
一二九、六〇〇円	五四三、〇〇〇円
一五〇、〇〇〇円	六二八、五〇〇円

別表第四中「第五條の三」を「第六條の三」に改める。

別表第五中「第五條の三」を「第六條の三」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第六(第一條の八、第二條の八、第六條の四関係)



金額の区分	率	金額
六五二、〇〇〇円未満	一・一一五	一六、三〇〇円
六五二、〇〇〇円以上八六一、五三八円未満	一・〇九〇	五、一〇〇円
八六一、五三八円以上一、〇〇二、四三九円未満	一・一〇三	九一、三〇〇円
一、〇〇二、四三九円以上三、〇四五、〇〇〇円未満	一・〇六二	一五二、二〇〇円
三、〇四五、〇〇〇円以上三、三二八、五七一円未満	一・〇四二	二九二、〇〇〇円
三、三二八、五七一円以上	一・〇〇〇	

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表中

第一級	五二、〇〇〇円	五四、〇〇〇円未満
第二級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
第三級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満

第一級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第二級	六〇、〇〇〇円	五九、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満

「第五級」を「第四級」に、「第六級」を「第五級」に、「第七級」を「第六級」に、「第八級」を「第七級」に、「第九級」を「第八級」に、「第十級」を「第九級」に、「第十一級」を「第十級」に、「第十二級」を「第十一級」に、「第十三級」を「第十二級」に、「第十四級」を「第十三級」に、「第十五級」を「第十四級」に、「第十六級」を「第十五級」に、「第十七級」を「第十六級」に、「第十八級」を「第十七級」に、「第十九級」を「第十八級」に、「第二十級」を「第十九級」に、「第二十一級」を「第二十級」に、「第二十二級」を「第二十一級」に、「第二十三級」を「第二十二級」に、「第二十四級」を「第二十三級」に、「第二十五級」を「第二十四級」に、「第二十六級」を「第二十五級」に、「第二十七級」を「第二十六級」に、「第二十八級」を「第二十七級」に、「第二十九級」を「第二十八級」に、「第三十級」を「第二十九級」に、「第三十一級」を「第三十級」に、「第三十二級」を「第三十一級」に、「第三十三級」を「第三十二級」に、「第三十四級」を「第三十三級」に、「第三十五級」を「第三十四級」に、

第三十四級	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円以上 三二、〇〇〇円未満
第三十五級	三二、〇〇〇円	三二、〇〇〇円以上 三三、〇〇〇円未満
第三十六級	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円以上 三三、〇〇〇円未満
第三十七級	三四、〇〇〇円	三三、〇〇〇円以上

第二十四條中「給付額」の下に「(次項に規定するものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 退職給付、廃疾給付又は遺族給付の給付額

に五十円未満の端数があるときは又はその全額が五十円未満であるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは又はその全額が五十円以上百円未満であるときはこれを百円に切り上げるものとする。

第二十五條の表第四十一條第一項の項中「第八十一條第三項」の下に、「第九十二條の第二項」を加え、同表第八十條第二項第一号の項の次に次のように加える。

第八十一條第一項第二号	第四号及び第五号	第六号
-------------	----------	-----

第二十五條の表第八十一條第二項の項中「三年」を「一年六月」に改め、同表第八十七條第一項の項の次に次のように加える。

第八十八條第一号	同条第四号及び第五号	同条第六号
----------	------------	-------

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三條 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「三百七十二万円」を「四百八万円」に、「九十分の二」を「九十分の一」に改め、同項第一号中「三・七八五」を「四・一九〇」に、「一万五千百円」を「一万六千八百円」に改める。

附則第九項中「第七十六條の二」を「第七十六條の二第一項」に改める。

附則第十五項中「第三十三條」を「第三十二條の三」に改める。

附則第十七項中「新法」を「新法」に改め、

「附則第八項の規定」の下に「及び前項各号に掲げる者に対する新法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第九十二條の二の規定」を加える。

第四條 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「第三十二條の三」を「第三十二條の四」に改める。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第五條 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四百号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「法の」を「法の」に改め、「附則第八項の規定」の下に「及び前項に規定する者に対する法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第九十二條の二の規定」を加える。

第六條 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則中第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り上げる。

附則 (施行期日)

1 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第四條及び第六條の規定 昭和五十一年八月一日

二 第二條中私立学校教職員共済組合法第二十五條の表の改正規定、第三條中私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第十八号

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

五八四

十七項の改正規定及び第五条の規定 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)の公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(標準給与に関する経過措置)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和五十一年七月から標準給与が改定されるべき者を除く。)のうち、同月の標準給与の月額が六万円以下である者(給与月額が五万九千円以上である者を除く。)(又は三十一万円である者(給与月額が三十一万五千円未満である者を除く。))の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額を基礎となつた給与月額をこの法律による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

3 施行日前にこの法律による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十二条第五項の規定により標準給与が定められた組合員で昭和五十一年度と同条第二項の規定の適用を受けないものは、昭和五十一年十月一日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十二条第五項の規定を適用する。

(端数処理に関する経過措置)

4 改正後の法第二十四条の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行う退職給付、廃疾給付又は遺族給付の額の決定又は改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行うこれらの給付の額の決定又は改定については、なお従前の例による。

(退職年金等の額に関する経過措置)

5 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十

六年法律第四百十号。以下「法律第四百十号」という。)附則第八項の規定(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四百号)附則第十項において準用する場合を含む。)(昭和五十年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和五十一年七月分以後適用する。この場合において、第三条の規定による改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「四百八万円」とあるのは、「三百七十二万円(昭和五十年七月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、二百九十四万円)」と読み替へるものとする。

6 当分の間、この法律による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四條の六及び第五條の規定は、施行日以後に退職(死亡を含む。)をした組合員に係る年金について準用する。この場合において、同法第四條の六第一項第三号中「遺族年金」とあるのは、「遺族年金(新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十二条の二の規定の適用を受けるものを除く。)(と、同法第五條中「第一條の八又は前條第一項第三号」とあるのは、「昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)附則第六項において準用する第四條の六第一項第三号」と読み替へるものとする。

7 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

理由

私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国・公立学校の教職員に係る年金の額の改定に準じて改定するとともに、私立学校の教職員の共済給付に係る標準給与の月額の下限及び上限を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の要旨及び目的  
1 私立学校教職員共済組合が支給する年金について、次のような改善を行うこと。  
(一) 退職年金等の額を、昭和五十年度の国家公務員の給与の改善内容に基づき行われる国・公立学校の教職員の年金額の改定に準じ、昭和五十一年七月分から引き上げること。  
(二) 旧私学恩給財団の年金について、前記(一)に準じてその年金額を引き上げること。  
(三) 退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を、国・公立学校の教職員の年金の最低保障額の引上げに準じて引き上げること。

2 掛金等の算定の基礎となる標準給与の最高額を、国・公立学校の教職員の制度の例に準じ、三十一万円から三十四万円に引き上げるとともに、最低額についても五万二千円から五万八千円に引き上げること。  
3 その他国・公立学校の教職員の制度の改善に準じ、所要の措置を講ずるとともに、規定の整備を図ること。  
4 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行すること。

二 議案の可決理由  
私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国・公立学校の教職員に係る年金の額の引上げに準じて改定する等の措置は、時宜に適するものであると認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費  
昭和五十一年度一般会計予算に、一億二千三百七十三万六千円が計上されている。  
右報告する。  
昭和五十一年五月十二日  
文教委員長 登坂重次郎  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

(別紙)  
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
私立学校教育の重要性と私立学校教職員共済組合の实情にかんがみ、政府は左記の事項について検討し、速やかにその実現を図るべきである。  
一 長期給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十以上に引き上げるよう努めること。  
二 年金額改定のいわゆる自動スライド制については、給与スライドの導入を検討すること。  
三 短期給付に要する費用について国庫補助の措置を講ずること。  
四 地方財政の实情にかんがみ、長期給付掛金に対する都道府県補助を充実するため、必要な措置を講ずること。  
五 私立学校教職員の給与の实情にかんがみ、国・公立学校の教職員に準じてその給与の改善が行われるよう必要な措置を検討すること。  
右決議する。

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十一年一月二十三日

内閣総理大臣 三木 武夫

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律

第一条 この法律は、昭和五十一年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度の公債の発行の特例に関する措置を定めるものとする。

(特例公債の発行)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和五十一年度の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

(特例公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例)

第三条 前条の規定による公債の発行は、昭和五十二年五月三十一日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同条の公債に係る収入は、昭和五十一年度所属の歳入とする。

(償還計画の国会への提出)

第四条 政府は、第二条の議決を経ようとするときは、同条の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

(国債整理基金特別会計法第五条の特例)

第五条 第二条の規定により発行する公債については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条の規定による償還のための起債は、行わないものとする。

附則

この法律は、昭和五十一年四月一日から施行す

昭和五十一年五月十三日 衆議院会議録第十八号

る。

理由

財政法第四條第一項ただし書の規定による場合のほか、昭和五十一年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、一般会計において公債を発行することができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の内容は、次のとおりである。  
1 この法律は、昭和五十一年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度の公債の発行の特例措置を定めるものとする。  
2 特例公債は、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で発行することとする。

3 特例公債の発行は、昭和五十一年度の出納整理期限である昭和五十二年五月三十一日まで行うことができることとし、同年四月一日以後に発行される前記公債に係る収入は、昭和五十一年度所属の歳入とする。  
4 前記2の議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならないこととする。  
5 この法律により発行する公債については、国債整理基金特別会計法第五条の規定による償還のための起債は、行わないものとする。

二 議案の修正議決理由

現下の租税収入の動向等にかんがみ、昭和五十一年度において特例公債を発行することは、

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案及び同報告書

当面の財政運営のため必要にしてやむを得ない措置であると認めるが、施行期日について修正を行う必要があるので、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和五十一年度一般会計予算の歳入において、特例公債金発行収入として三兆七千五百億円を計上している。  
右報告する。  
昭和五十一年五月十二日  
大蔵委員長 田中 六助  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

(別紙)

附則

この法律は、昭和五十一年四月一日から施行す  
公布の日  
放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めめるの件  
国会で提出する。  
昭和五十一年二月四日  
内閣総理大臣 三木 武夫

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めめるの件

放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和51年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めらる。

(別冊)

日本放送協会昭和51年度収支予算、事業計画及び資金計画

昭和51年度収支予算

予算総則

第1条 昭和51年度収支予算の収入および支出を別表収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約(以下「普通契約」という。)にあつては420円、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約(以下「カラー契約」という。)にあつては710円とする。ただし、12か月分を前納する者については当該12か月分はそれぞれ4,620円、7,810円とし、6か月分を前納する者については当該6か月分はそれぞれ2,310円、3,905円とする。

第3条 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の月額は、特例措置として普通契約250円、カラー契約400円とする。ただし、12か月分を前納する者については当該12か月分はそれぞれ2,750円、4,400円とし、6か月分を前納する者については当該6か月分はそれぞれ1,375円、2,200円とする。

第4条 本予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。本予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各事項において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。

第5条 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金および同等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と彼此流用することができる。

第6条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらざるときは、同一計画事項の支出に充て

承認を求

五八五

るため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。  
 2 前年度予算総則第五条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第7条 事業費の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金金の返還または設備の新設、改善に充てることことができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の前向きによる企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より削減したときは、その増加額または削減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることことができる。

第8条 前年度の決算において後期繰越金を生じた場合は、これを本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金金の返還または設備の新設、改善に充てることことができる。

第9条 本予算における事業収支差金と事業収支差金受入れとの差額は、翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べることが出来る。

2 この場合において、事業収支差金が予算額に比し増減するときは、経営委員会の議決を経て、前項の繰り延べることが出来る金額を増減すること出来る。

第10条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかえること出来る。

第11条 国際放送ならびに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送ならびに選挙放送に係る経費の支出に充てること出来る。

第12条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に係る経費の支出に充てること出来る。

昭和五十一年度収支予算書

(事業収支)		昭和五十一年度収支予算書	
(款) 事業	収入	料	人
(項) 受給	税金	収入	人
交際	収入	452,227千円	200,761,968千円
維持	収入	3,005,663千円	170,000千円
特別	収入	170,000千円	175,487,858千円
事業	支出	68,743,123千円	44,397,341千円
給付	費用	1,145,550千円	23,474,355千円
国内	送費	2,135,381千円	20,837,505千円
国際	送費	12,970,000千円	
調査	研究		
管理	費		
減	償		

財務	別	支	費
特予	備	出	費
事業	差	金	
収支	金		
28,902,000千円			
(款) 事業	収入		
(項) 事業	収入		
34,052,000千円			
10,992,000千円			
12,970,000千円			
630,000千円			
1,060,000千円			
6,000,000千円			
2,400,000千円			
34,052,000千円			
22,000,000千円			
1,792,000千円			
1,060,000千円			
9,200,000千円			

放送債券償還積立資産繰入れ  
 放送債券償還金  
 長期借入金返還金  
 1,060,000千円  
 9,200,000千円  
 204,219,858千円、事業支出から特別支出を除いた経常事業収入は、174,805,238千円であり、経常事業収支差金は、29,414,620千円である。

昭和五十一年度事業計画

1 計画概説  
 日本放送協会の事業運営は、最近の経済的諸条件の変動等によつて、かつてない激しい事態に直面している。  
 この状況を打開するため、昭和五十一年度において、今後8か年間の経営見通しに基づき、公共放送としての社会的使命を果たすために、やむを得ず、受信料月額の設定を行うこととし、極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、常に、聴視者の意向を吸収して、これを事業運営に的確に反映し、放送の全国普及に努めるとともに、すぐれた放送を実施することとする。  
 (1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも聴視者の要請にこたえて全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網、ラジオにおいては、超短波放送網の建設を行う。  
 (2) 放送番組については、テレビジョン、ラジオ放送の番組内容を充実刷新するほか、カラーテレビジョン放送時間を増加する。  
 また、ローカル放送においては、地域社会の実情に即応した番組の充実刷新を図る。  
 (3) 放送番組の利用については、教育、教養番組の充実に対応して、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。  
 (4) 社会情勢の変化に対応し、協会の事業活動と受信料制度について聴視者との間の相互理解と信

類を深めるとともに、聴取者の意向をよりの確に事業運営に反映するため、広報活動の強化を図る。  
また、受信の改善を積極的に行うとともに、受信契約者の増加と受信料の確実な収納に努める。

(6) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組内容の充実刷新を行う。

(7) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を行うとともに、その成果を広く一般に公開して、わが国放送文化の発展に資する。

(8) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化をいっそう積極的に推進し、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。

(9) 沖縄県宮古、入重山地区において、海底ケーブル回線の開通にあわせて教育テレビジョン放送局と超短波放送局を建設し、カラーによるテレビジョン2波の同時放送と超短波放送を開始することにより、本土と同一の放送サービスを実施する。

## 2 建設計画

建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に112億9,100万円、放送設備の整備に67億1,800万円、研究設備の整備等に39億9,100万円、総額220億円をもつて施行する。

### (1) テレビジョン放送網計画

テレビジョン放送の難視聴地域の解消をより効率的に進めることとし、200地区にテレビジョン局の建設を完成し、120地区の建設に着手するとともに、沖縄県宮古、入重山地区において、教育テレビジョン局5局を完成するほか、辺地における共同受信施設については、900施設を設置する。

また、県域放送を実施するためのテレビジョン局建設の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の整備等を行う。

これらに要する経費は、95億2,600万円である。

### (2) ラジオ放送網計画

超短波放送について10局の建設を完成し、5局の建設に着手するほか、老朽の著しいラジオ放送機器の整備等を行う。

これらに要する経費は、17億6,500万円である。

### (3) 放送設備整備計画

老朽の著しい放送設備を更新するほか、報道用取材機器、中継放送用機器の整備等を行う。これらに要する経費は、67億1,800万円である。

### (4) 研究設備、一般施設整備計画

新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器等の整備を行うほか、業務の効率化のため、聴取者の生活態様に即した営業活動を積極的に推進し、電波障害対策等受信の改善を強化するとともに、受信料負担の公平を期し、極力、受信契約者の増加に努め、受信料の確実な収納を図る。

## 3 事業運営計画

### (1) 役員および給与

役員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最小限の人員に

とどめることとし、前年度どおり総員を16,580人とする。  
これに要する給与は、総額637億4,312万3千円である。

### (2) 国内放送

放送番組については、テレビジョン放送において、総合放送は、1日17時間30分(週間平均)の放送時間により、広く一般を対象とした番組を編成し、番組内容の向上刷新に努め、教育放送は、1日18時間の放送時間により、組織的、系統的な教育番組を中心に番組内容の充実強化を図る。なお、教育テレビジョンのカラー放送時間は、7時間30分増加し、1日14時間とする。ローカル放送は、1日1時間30分の放送時間により実施することとし、地域社会に直結したニュース、情報等を集中的、弾力的に編成する時間帯を設け、その充実刷新を図る。

ラジオ放送においては、第1放送は1日19時間、第2放送は1日18時間30分の放送時間により、全般にわたり番組の刷新を図り、聴取者の聴取態様に適合した効果的な番組の編成を行う。また、超短波放送は、1日18時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組および県域のローカル放送の充実を図る。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあわせて、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。

このため、番組関係に要する経費の総額は、292億3,760万8千円である。すなわち、番組制作に260億6,923万3千円、番組の編成企画その他に31億6,837万5千円である。

放送施設の運用維持については、置局等による設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、104億7,615万3千円である。

通信施設関係については、沖縄県宮古、入重山地区に対する海底ケーブル回線の開通等により、前年度45億1,865万円に対し、1億6,493万円の増額となり、総額46億8,358万円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度373億2,160万2千円に対し、70億7,573万9千円の増額となり、総額443億9,734万1千円である。

### (3) 国際放送

国際放送については、1日37時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与する。

このため、前年度9億4,713万5千円に対し、1億9,841万5千円の増額となり、総額11億4,555万円である。

### (4) 営業活動

社会情勢の変化に対応し、協会の事業活動と受信料制度について、聴取者との間の相互理解と信頼を深めるとともに、各分野、各世代の聴取者の意向をよりの確に事業運営に反映するため、広報活動の強化を図る。

また、聴取者の生活態様に即した営業活動を積極的に推進し、電波障害対策等受信の改善を強化するとともに、受信料負担の公平を期し、極力、受信契約者の増加に努め、受信料の確実な収納を図る。

(4) このため、前年度185億1,321万8千円に対し、49億6,113万7千円の増額となり、総額234億7,435万5千円である。すなわち、広報に6億8,806万2千円、受信改善に13億3,813万9千円、契約収納に184億3,715万4千円、未収受信料欠損償却費に30億1,100万円である。

(5) 調査研究

調査研究については、番組面において、番組態状況調査ならびに意向調査等を行い、技術面において、放送技術新分野の開発研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送衛星に関する開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度18億4,881万5千円に対し、2億9,156万6千円の増額となり、総額21億3,538万1千円である。

(6) 経営管理

経営管理については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減に努めるとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、社会保険費の増加等により、前年度172億4,790万6千円に対し、35億8,959万9千円の増額となり、総額208億3,750万5千円である。すなわち、一般管理に19億3,923万2千円、施設の維持管理に30億4,055万6千円、職員の厚生保健に96億915万7千円、退職手当その他に62億4,856万円である。

(7) 減価償却費、財務費および予備費

減価償却費129億7,000万円、放送債券発行償還経費、支払利息等の財務費41億198万3千円および予備費20億円を計上する。

(8) 特別収入および特別支出

特別収入は、固定資産売却益等1億7,000万円を計上する。  
特別支出は、固定資産売却損等6億8,282万円を計上する。

(9) 事業収支差金

事業収支差金289億200万円については、このうち109億9,200万円を債務償還のため事業収支差金受入れに計上し、179億1,000万円を翌年度以降の収支均衡を図り財政を安定させるための財源として、その使用を繰り延べる。

4 受信契約者数

(1) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和51年度	昭和50年度	増	減
年度	初頭	3,681,000	4,811,000	▲	1,130,000
	新規	665,000	770,000	▲	105,000
	内解	1,215,000	1,900,000	▲	685,000
	増加	550,000	1,130,000	▲	580,000

1 受信料免除者見込数

区	分	昭和51年度	昭和50年度	増	減
年度	初頭	454,000	398,000	▲	56,000
	新規	44,000	88,000	▲	41,000
	内解	28,000	29,000	▲	1,000
	増加	16,000	56,000	▲	40,000

(2) カラー契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和51年度	昭和50年度	増	減
年度	初頭	22,262,000	20,462,000	▲	1,800,000
	新規	3,280,000	3,719,000	▲	439,000
	内解	2,030,000	1,919,000	▲	111,000
	増加	1,250,000	1,800,000	▲	550,000

1 受信料免除者見込数

区	分	昭和51年度	昭和50年度	増	減
年度	初頭	146,000	82,000	▲	64,000
	新規	64,000	75,000	▲	11,000
	内解	10,000	11,000	▲	1,000
	増加	54,000	64,000	▲	10,000

(参考1)

前記4のうち沖繩県の区域における受信契約者数

(1) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和51年度	昭和50年度	増	減
年度	初頭	74,000	86,000	▲	12,000
	新規	4,000	6,000	▲	2,000
	内解	13,000	18,000	▲	5,000
	増加	9,000	12,000	▲	3,000



イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和51年度	昭和50年度	増	減
年度	初頭	5,110	5,050		60
	内新規	60	70	▲	10
	内解除	10	10		0
	内増加	50	60	▲	10

カ カラー契約

ナ 有料契約者見込数

区	分	昭和51年度	昭和50年度	増	減
年度	初頭	114,000	91,000		23,000
	内新規	30,000	31,000	▲	1,000
	内解除	12,000	8,000		4,000
	内増加	18,000	23,000	▲	5,000

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和51年度	昭和50年度	増	減
年度	初頭	410	370		40
	内新規	50	40		10
	内解除	0	0		0
	内増加	50	40		10

(参考2)

有料契約者見込総数

区	分	普通契約者数	カラー契約者数	契約者総数
年度	初頭	3,681,000	22,262,000	25,943,000
	内新規	550,000	1,250,000	700,000
	内解除			
	内増加	3,131,000	23,512,000	26,643,000

1 資金計画の概要

昭和51年度収支予算および事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額2,190億7,947万9千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金金の返還等による出金総額2,189億9,080万4千円をもって施行する。

2 入金金の部

受信料については、受信料収入予算2,007億6,196万8千円から年度内に収納に至らないものを

控除した受信料収納額1,947億3,910万9千円を予定する。

放送債券については、60億円発行による入金額59億7,000万円、長期借入金については、24億円を予定する。

このほか、国際放送関係等交付金収入4億5,222万7千円、受入利息等雑収入30億566万3千円、固定資産売却収入2億738万円、放送債券償還積立資産の増し入れ10億6,000万円、受信料前受金等112億4,510万円を見込む。

以上により入金額は、総額2,190億7,947万9千円である。

3 出金の部

事業経費1,526億2,225万5千円、建設経費220億円、放送債券の償還10億6,000万円、長期借入金金の返還92億円、放送債券償還積立資産への繰り入れ17億9,200万円、予備費20億円、支払利息等303億1,654万9千円を合わせ出金額は、総額2,189億9,080万4千円である。

(参考) 資金の需要および調達を4半期別にみれば、下表のとおりである。

区	分	第1・4半期	第2・4半期	第3・4半期	第4・4半期	合計
1. 前期未入金有高	入金	5,500,000	5,543,320	5,503,820	5,541,079	219,079,479
	受入金	49,182,870	44,557,378	64,778,701	60,560,530	219,079,479
	借入金	46,684,777	39,947,822	57,474,342	50,632,168	194,739,109
	入金	0	2,985,000	0	2,985,000	5,970,000
2. 出	前受金	1,999,202	947,867	3,702,462	4,595,569	11,245,100
	事業経費	49,139,550	44,586,878	64,741,442	60,512,934	218,990,804
	建設経費	40,641,769	33,154,000	44,510,419	34,316,067	152,622,255
	放送債券償還	3,747,074	5,640,251	6,673,688	5,938,987	22,000,000
3. 出	長期借入金返還	0	150,000	30,000	850,000	1,060,000
	放送債券償還積立	0	0	9,200,000	0	9,200,000
	資産繰入れ	0	0	0	1,792,000	1,792,000
	予備費	500,000	500,000	500,000	500,000	2,000,000
4. 期末資金有高	支私利息等	4,220,707	5,152,627	3,827,335	17,115,880	30,316,549
	費用	5,543,320	5,503,820	5,541,079	5,588,675	—
	前受金	0	0	0	0	0
	入金	0	0	0	0	0

日本放送協会昭和51年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見

放送法(昭和25年法律第182号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の昭和51年度収支

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議第十八号 放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

五九〇

予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

昭和51年2月

郵政大臣

日本放送協会昭和51年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見  
日本放送協会(以下「協会」という)の昭和51年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当である。

なお、協会は、事業計画等の実施に当たつて下記の点に十分配慮するとともに、国民の負担にわたる事業運営の在り方について今後更に検討を行うべきである。

記

- 1 昭和51年度収支予算において受信料月額を改定することとしているが、協会の運営は国民の負担する受信料を基礎としていることを深く認識し、経営の効率化を更に徹底するよう努力すべきである。
- 2 テレビジョン放送の難視聴解消については、国民の強い要望と協会の使命とにかんがみ、更に効果的にこれを促進するよう努力すべきである。

理由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和51年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならぬこととなつてゐるからである。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

- 1 本件の目的  
本件は、日本放送協会の昭和五十一年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には、「おおむね適当である。」との郵政大臣の意見が付されている。

2 本件の要旨

収支予算は受信契約者から徴収する受信料の額及び予算経理の基本原則を示す総則並びに収入及び支出の款項別金額を、事業計画は建設計画、事業運営計画及び受信契約者見込数等を、資金計画は収支予算及び事業計画に基づく資金の出入の計画を記載してゐるものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 収支予算

- 1 受信料の月額を次のように改定する。  
普通契約 月額四二〇円(前年度三二五円)  
カラー契約 月額七一〇円(前年度四六五円)

ただし、六か月分前納の場合、普通契約二、三二〇円、カラー契約三、九〇五円

十二か月分前納の場合、普通契約四、六二〇円、カラー契約七、八一〇円

なお、沖縄県の区域においては、前年度どおりとし、

普通契約 月額二五〇円  
カラー契約 月額四〇〇円

ただし、六か月分前納の場合は、普通契約一、三七五円、カラー契約二、二〇〇円

2 収支予算書

(事業収入)

事業収入 二、〇四三億八、九八六万円  
事業支出 一、七五四億八、七八六万円  
事業収支差金 二八九億二〇〇万円

(資本収入)

資本収入 三、四〇〇億五、二〇〇万円  
資本支出 三、四〇〇億五、二〇〇万円

また、事業収支において、特別収支を除いた経常事業収支は 二、〇四二億一、九八六万円  
経常事業支出 一、七四八億五、二四四万円  
経常事業収支差金 二九四億一、四六二万円

となつてゐる。  
なお、事業収支差金二八九億二〇〇万円については、このうち一〇九億九、二〇〇万円を債務償還のため資本収入に繰り入れ、一七九億一、〇〇〇万円を翌年度以降の収支均衡を図り財政を安定させるための財源として、その使用を繰り延べることにしている。

(二) 事業計画

1 建設計画

テレビジョンについては、その難視聴地域の解消を図るため、二〇〇地区に中継局の建設を完成し、一一〇地区の建設に着手するとともに、沖縄県宮古、八重山地区において、教育テレビジョン局五局を完成するほか、辺地における共同受信施設については、九〇〇施設を設置する。また、県域放送を実施するためのテレビジョン局建設の調査を行うほか、テレビジョン放送機器の整備等を行う。

ラジオについては、超短波放送局一〇局の建設を完成し、五局の建設に着手するほか、ラジオ放送機器の整備等を行う。その他放送設備、研究設備及び一般施設の整備を行う。

2 事業運営計画

(1) 国内放送については、テレビジョン、ラジオ両放送とも番組内容を充実刷新するほか、教育テレビジョン放送においてカラー放送時間を一日七時間三〇分増加する。

(2) 国際放送については、国際間の理解と親善に寄与するため、番組内容の充実刷新を行う。

(3) 営業関係については、社会情勢の変化に対応し、協会の事業活動と受信料制度について視聴者との間の相互理解と信頼を深めるとともに、視聴者の意向をより的確に事業運営に反映するため、広報活動の強化を図る。

また、受信の改善を積極的に行うとともに、受信契約者の増加と受信料の確実な収納に努める。

(4) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を行うとともに、その成果を広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。

(5) 経営管理については、経営全般にわたる業務の効率化を一層推進し、企業能力の向上を図る。また、要員は前年度どおり総員を一六、五六〇人とし、その給与については、適正な水準の維持を図る。

(6) 沖縄県宮古、八重山地区において、海底ケーブル回線の開通にあわせて教育テレビジョン放送局と超短波放送局を建設し、カラーによるテレビジョン二波の同時放送と超短波放送を開始することにより、本土と同一の放送サービスを実施す

3 受信契約者見込数

普通契約において、年度当初三六八万一千件、年度内減少五五万件、年度末三三三万一千件、カラー契約において、年度当初二、二二六万二千件、年度内増加一二五万件、年度末二、三五一万二千件と見込み、その結果、契約総数は年度当初二、五九四万三千件、年度内増加七〇万件、年度末二、六六四万三千件と見込んでゐる。

目 資金計画

1 年度内の入金額は総額二、一九〇億七、九四七万九千円を予定しているが、その内訳は、受信料について受信料収入予算から年度内に収納に至らない額を控除した受信料収納額一、九四七億三、九一〇万九千円、放送債券については六〇億円発行による入金額五九億七、〇〇〇万円、長期借入金二四億円及びその他の収入一五九億七、〇三七万円となっている。

2 年度内の出金額は総額二、一八九億九、〇八〇万四千円を予定しているが、その内訳は、事業経費一、五二六億二、二二五万五千円、建設経費二二〇億円、放送債券の償還一〇億六、〇〇〇万円、長期借入金の返還九二億円及びその他の出金三三億八、五四九万九千円となっている。

なお、本件が昭和五十一年度の事業開始日までに国会の承認を得られなかつたので、日本放送協会は、現在、放送法第三十七条の二の規定に基づき、郵政大臣の認可を得て、まず四月一日から三十日まで、次いでこれに追加して五月二十四日まで、併せて五十四日間を実施期間とする暫定収支予算等により業務を実施してゐる。

三 本件の議決理由

日本放送協会の昭和五十一年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし

昭和五十一年五月十三日 衆議院会議録第十八号

受当なもの認め、本件は、これを承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十一年五月十三日

通信委員長 伊藤宗一郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

(別紙)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努むべきである。

- 一 放送法の精神にのっとり、言論、表現の自由と不偏不党を確保すること。
一 難視聴解消については、効率的に推進するとともに、抜本的対策を速やかに確立すること。
一 国際放送交付金の増額、受信料免除措置など、協会の負担の軽減を図ることを検討すること。

- 一 経営委員会の機能を十分發揮しうるよう、その構成に格段の配慮を行うとともに、番組審議会の委員の構成が、受信者の意向を十分反映できるように留意すること。
一 協会は、受信料の改定が国民生活に及ぼす影響を考慮し、営業活動を積極的に進めて負担の公平を期するとともに、今後の受信料について考究し、受信料改定を極力抑制すること。

- 一 協会は、事業の運営に当たつて、国民の意向を吸収反映するために積極的な施策を講ずること。
一 協会は、業務の効率的運営を推進すること。
一 協会は、職員の待遇改善について配慮すること。

右決議する。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案及び同報告書

右 国会に提出する。

昭和五十一年三月二十五日

内閣総理大臣 三木 武夫

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律

第一条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を第八号とし、第六号の次に

次の一号を加える。

七 第二十五条の規定による措置の申立てを受理し、審査し、及び判定を行うこと。

第四条第三項第一号中「公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは」を「負傷し、又は」に改め、同項第四号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第四項中「著しく公正を欠く」を「公正を欠くと認められる」に改める。

第九条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 傷病補償年金

第十二条の次に次の一条を加える。

(傷病補償年金)

第十二条の二 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、国は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。

二 当該負傷又は疾病による廃疾の程度が、別

表に定める第一級から第三級までの各等級に相当するものとして人事院規則で定める第一級、第二級又は第三級の廃疾等級に該当すること。

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による廃疾の程度が次の各号に掲げる廃疾等級(前項第一号の廃疾等級をいう。第四項において同じ。)のいずれに該当するかに応じ、一年につき当該各号に定める額とする。

- 一 第一級 平均給与額に三百十三を乗じて得た額
二 第二級 平均給与額に二百七十七を乗じて得た額
三 第三級 平均給与額に二百四十五を乗じて得た額

3 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、行わない。

4 傷病補償年金を受ける者の当該廃疾の程度に変更があつたため、新たに第二項各号に掲げる他の廃疾等級に該当するに至つた場合には、国は、人事院規則で定めるところにより、新たに該当するに至つた廃疾等級に該当する傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。

第十三条第六項中「行なう」を「行う」に、「行なわれない」を「行わない」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「こえて」を「超えて」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5 別表に定める各等級の身体障害に該当しない身体障害であつて、同表に定める各等級の身体障害に相当するものは、同表に定める当該等級の身体障害とする。

第十四条(見出しを含む。)中「休業補償」の下に「傷病補償年金」を加え、「一部を行なわぬい」を「一部の支給を行わない」に改める。

第十七条の八第一項中「障害補償年金」を「傷

昭和五十一年五月十三日 衆議院會議録第十八号

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案及び同報告書

五九二

病補償年金、障害補償年金に改める。

第十七条の九の見出し中「年金たる補償」を「年金たる補償等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 同一の公務上の負傷若しくは疾病又は通勤

による負傷若しくは疾病(次項において「同一の傷病」という。)に關し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなつた場合において、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。

3 同一の傷病に關し、休業補償を受けている

者が傷病補償年金又は障害補償を受けている権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わなかつた場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

第二十條の二(見出しを含む。)中「係る」の下

に「傷病補償年金」を、「ついでには」の下に「第十二條の二第二項の規定による額を加え、「こえない」を「超えない」に改める。

第二十一條中「身体障害」の下に「同表に定め

る各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、同表に定める各等級の身体障害に相当するものを含む。」を加える。

「第三章 審査」を「第三章 審査等」に改め

る。

第二十四條に見出しとして「(補償の実施に關

する審査の申立て等)を付する。

第二十五條を次のように改める。

(福祉施設の運営に關する措置の申立て等)

第二十五條 実施機関の行つた第二十一條の規

定による補給品の支給又は第二十二條の福祉

施設の運営に關し不服のある者は、人事院規

則に定める手続に従ひ、人事院に対し、実施機関により適當な措置が講ぜられることを申し立てることが出来る。

2 前条第二項の規定は、前項の措置の申立て

について準用する。

第二十六條第一項及び第二十七條第一項中「審査」を「第二十四條の規定による審査」に改める。

第二十八條中「障害補償」を「傷病補償年金、

障害補償」に、「行なわなない」を「行わない」に改める。

附則第三項中「第二十四條から第二十七條ま

で」を「第二十四條、第二十六條及び第二十七條」に改める。

別表中「別表を」別表(第十二條の二、第十三

條、第二十一條關係)に改め、同表第一級の項

第三号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に

改め、同項第五号を削り、同項第六号を第五

号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り

上げ、同表第三級の項第三号中「精神」を「神経

系統の機能又は精神」に改め、同表第四級の項

第三号中「鼓膜の全部の欠損その他により」を削

り、同表第五級の項第六号を第八号とし、第

二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一

号の次に次の二号を加える。

二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を

残し、特に軽易な勞務以外の勞務に服することが

できないもの

三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、

特に軽易な勞務以外の勞務に服することができ

ないもの

別表第六級の項第三号を次のように改める。

三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解

することができない程度になつたもの

別表第六級の項中第七号を第八号とし、第四

号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号

センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

別表第七級の項第二号及び第三号を次のよう

に改める。

二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の

距離では普通の話声を解することができな

い程度になつたもの

三 一耳の聴力を全く失ひ、他耳の聴力が一

メートル以上の距離では普通の話声を解す

ることができない程度になつたもの

別表第七級の項第四号中「著しい」を「又は

精神」に改める。

別表第九級の項中第一三号及び第一四号を削

り、第二号を第一六号とし、第八号から第一一

号までを四号ずつ繰り下げ、同項第七号中「鼓膜

の全部の欠損その他により」を削り、同号を同項

第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

一〇 神経系統の機能又は精神に障害を残

し、服することが出来る勞務が相当な程度

に制限されるもの

一一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服す

ることが出来る勞務が相当な程度に制限さ

れるもの

別表第九級の項第六号の次に次の二号を加

える。

七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では

普通の話声を解することができない程度に

なつたもの

八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解

することができない程度になり、他耳の聴力

が一メートル以上の距離では普通の話声を

解することができない程度になつたもの

別表第一級の項第四号を次のように改

める。

四 十齒以上に対し齒科補綴を加えたもの

別表第一級の項中第九号を第一一号とし、

第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第

四号の次に次の二号を加える。

五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では

小声を解することができない程度になつた

もの

六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の

距離では普通の話声を解することができな

い程度になつたもの

別表第一三級の項中第一〇号を第一一号と

し、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下

げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 五齒以上に対し齒科補綴を加えたもの

別表第一四級の項中第一〇号を第一一号と

し、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下

げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では

小声を解することができない程度になつた

もの

別表備考を削る。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律

の一部改正)

第二条 国家公務員災害補償法の一部を改正する

法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次

のように改正する。

別表第六條第三項中「(昭和四十九年法律第八

十三号)を「(昭和五十一年法律第 号)」に

改める。

附則第八條第一項中「事由となつた」の下に

「痲疾」を加え、「同法」を「改正後の法」に、「年

額から当該給付の年額を百分の五十の範囲内で

人事院規則で定める率を乗じて得た額を減じた

額を年金たる補償の年額に、当該年金たる補償の種類及び当該法令による年金たる給付の種類に、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)別表第一第一号又は第二号の政令で定める率を考慮して人事院規則で定める率を乗じて得た額(その額が人事院規則で定める額を下回る場合には、当該人事院規則で定める額)に改め、同条第二項中「同法」を「改正後の法」に、「行なわれない」を「行わない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 休業補償の額は、同一の事由について前項の人事院規則で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、改正後の法の規定にかかわらず、改正後の法の規定による額に、当該法令による年金たる給付の種類に応じ、同項の人事院規則で定める率のうち傷病補償年金について定める率を乗じて得た額(その額が人事院規則で定める額を下回る場合には、当該人事院規則で定める額)とする。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中国公務員災害補償法目次、第二条、第十三条、第二十一条及び第三章の章名の改正規定、同法第二十四条に見出しを付する改正規定並びに同法第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、附則第三項及び別表の改正規定並びに次項及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国家公務員災害補償法(以下「新法」という。)第十三条、第二十一条及び別表の規定は、昭和五十年九月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 新法第四条第三項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生し

た事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

第三条 第二条の規定による改正後の国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(以下「改正後の昭和四十一年法」という。)附則第八條第一項の規定は障害補償年金及び遺族補償年金のうち施行日以後の期間に係る分について、同条第二項の規定は施行日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、障害補償年金及び遺族補償年金のうち施行日前の期間に係る分並びに施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

第四条 施行日の前日において同一の事由について第一条の規定(附則第一条第一項ただし書に規定する規定を除く。)による改正前の国家公務員災害補償法(以下「旧法」という。)の規定による年金たる補償と第二条の規定による改正前の国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(以下「改正前の昭和四十一年法」という。)附則第八條第一項の人事院規則で定める法令による年金たる給付とを支給されていた者で、施行日以後も引き続きこれらの年金たる給付を受けるものに対し、同一の事由について支給する新法の規定による年金たる補償(傷病補償年金を除く。)で施行日の属する月分に係るものについて、新法及び改正後の昭和四十一年法の規定により算定した額が、旧法及び改正前の昭和四十一年法の規定により算定した年金たる補償で施行日の属する月の前月分に係るものの額(以下この項において「旧支給額」という。)に満たないときは、新法及び改正後の昭和四十一年法の規定により算定した額が旧支給額以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、これらの規定にかかわらず、当該旧支給額に相当する額とする。

2 前項の規定の適用を受ける者が、同項に規定する旧支給額以上の額となる月前において、新法第十三条第七項の規定により新たに該当するに至った等級に該当する障害補償年金を支給される

ることとなるとき、新法第十七条第三項又は第四項の規定により遺族補償年金の額を改定して支給されることとなるとき、その他人事院規則で定める事由に該当することとなつたときは、これらの事由に該当することとなつた日の属する月の翌月から当該旧支給額以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、前項の規定にかかわらず、人事院規則で定めるところによつて算定する額とする。

第五条 施行日前に同一の事由について旧法の規定による休業補償と改正前の昭和四十一年法附則第八條第一項の人事院規則で定める法令による年金たる給付とを支給されていた者で、施行日以後も引き続きこれらの年金たる給付を受けるものに対し、同一の事由について支給する新法の規定による休業補償の額は、新法及び改正後の昭和四十一年法の規定により算定した額が施行日の前日に支給すべき事由の生じた旧法の規定による休業補償の額(同日に休業補償を支給すべき事由が生じたときは、同日前に最後に休業補償を支給すべき事由が生じた日の休業補償の額)に満たないときは、新法及び改正後の昭和四十一年法の規定にかかわらず、当該旧法の規定による休業補償の額に相当する額とする。

(人事院規則への委任)  
第六条 附則第二条から前条までに規定するものは、この法律の施行に関し必要な経過措置

は、人事院規則で定める。  
(国家公務員共済組合法の一部改正)  
第七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第七項中「休業補償」の下に「若しくは傷病補償年金を加え、「これ」を「これら」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。  
第八十一条第二項中「退職の際に受けている者」の下に「のうち同法第十二条の二の規定による傷病補償年金又はこれに相当する補償を受けている者以外の者」を加え、「公務傷病がなおつた時」を「公務傷病が治つた時又は国家公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくはこれに相当する補償が支給されることとなつた時」に、「なおつた」を「治つた」に、「なおつた」を「治らない」に改める。

第八十六条の前の見出し中「障害補償年金」を「傷病補償年金」に改め、同条第一項中「規定による」の下に「傷病補償年金若しくは」を加え、「これ」を「これら」に改める。  
第八十六条の二中「こえる」を「超える」に改め、「災害に係る」の下に「傷病補償年金若しくは」を加え、「これ」を「これら」に改める。

第八条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

国家公務員災害補償法 第十条の規定による 養補償又はこれに相当する補償	労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号) 第七十五条の規定による 療養補償又は労働者 災害補償保険法(昭和 二十二年法律第五十号) の規定による療養 補償給付
---	---

第二十五条の表第八十一条第二項の項中

国家公務員災害補償法 第十條の規定による療養補償又はこれに相当する補償	労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十五條の規定による療養補償又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償給付
同法第十二條の二の規定による傷病補償年金又はこれに相当する補償を受けている者以外の者	同法第十二條の八の規定による傷病補償年金を受けている者以外の者
国家公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくはこれに相当する補償が支給されることとなつた時	労働者災害補償保険法の規定による傷病補償年金が支給されることとなつた時

公務員災害補償法の規定による「の下に「傷病補償年金若しくは」を加え、「これ」を「これら」に改める。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第九條 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項中「第二十四條、第二十六條」を「第二十四條から第二十六條まで」に改める。

(義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部改正)

第十條 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

理由

公務上の災害又は通勤による災害を受け、長期にわたり療養する職員の実情等にかんがみ、その者に支給する傷病補償年金の制度を創設するとともに、身体障害に対する評価の改善その他補償の内容の改善整備等を行う必要がある。これが、こ

の法律案を提出する理由である。

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和五十一年二月二十六日付けの人事院の「国家公務員災害補償法等の改正に関する意見の申出」に基づき、傷病補償年金制度の創設、身体障害に対する評価の改善及び他の法令による給付との調整方法の改善等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

- 1 傷病が療養の開始後一年六月を経過しても治らない病状の重い長期療養者に対しては、現行の休業補償に代えて、人事院規則で定める廃疾等級に応じ、障害等級第一級から第三級までの障害補償年金の額に相当する額の傷病補償年金を支給すること。
- 2 神経系統の機能又は精神の障害、胸腹部臓器の障害、聴力の障害及び歯牙の障害について、障害等級表を改正すること。
- 3 災害補償の年金と厚生年金保険法等による

年金とが併給される場合における災害補償の年金額の調整について、現行の減額方式を改め、人事院規則で定める率を乗じて減じた額とすること。

4 平均給与額の算定について、一般私傷病のため勤務することができなかった日数及び給与についても、平均給与額の計算の基礎となる日数及び給与から控除すること。

5 福祉施設の運営について不服のある者は、人事院に対し、適当な措置が講ぜられることを申し立てることができるものとする。

6 その他経過措置及び関係法令の規定について整備を行うこと。

なお、以上の改正は、障害等級表の改善については昭和五十年九月一日から、審査の申立て制度の改善についてはこの法律の公布の日から、その他については昭和五十二年四月一日から実施することとしている。

二 議案の可決理由

公務上の災害等を受け、長期にわたり療養する職員の実情等にかんがみ、本案は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十一年五月十三日

内閣委員長代理 理事 木野 晴夫  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

(別紙)

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案に対する附帯議決  
政府は、次の事項について速やかに検討の上善処すべきである。

- 一 一般公務員が、特に危険をおかして職務を遂行し災害を受けた場合には、特別公務災害としての補償を行うこと。
- 二 民間企業における業務上の死亡等に対する法

定外給付の実情にかんがみ、公務員の場合においても適切な措置を講ずること。右決議する。